慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	真福寺蔵新楽府注と鎌倉時代の文集受容について：付•新楽府注飜印
Sub Title	
Author	太田, 次男(Ota, Tsugio)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1968
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.7 (1968.) ,p.323- 436
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000007-0323

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

真福寺蔵新楽府注と鎌倉時代の文集受容について

――付・新楽府注翻印――

太田次男

鎌倉時代に於ける白氏文集の受容は、平安時代と内容上どれ程相違するであろうか、これは興味ある問題である。ただ両時代文化の間には、当然のことながら、連続の一面と変化の一面とが互に交錯しているため、これまでこの問題は必ずしも充分に解明されたとはいい難い。

この度、正嘉元年（一二五七）、鎌倉佐々目谷に於て書写された真福寺蔵新楽府注なる一本の翻印を試みるため、やや詳細にこの本の内容についても調べた結果、これが、両時代の文集受容の相違点解明の端緒になるやに覚えた。いま翻印と共に、この本について紹介し、併せて、これが鎌倉時代文集受容史に占める位置についても述べると共に、わが国に於ける文集受容の変遷にも若干言及しよう。

一

(1)

真福寺には先に紹介、翻印した新楽府略意第七 寛喜二年写本一軸[1]（醍醐寺蔵白氏新楽府略意二巻の稿本）の外に、新楽

府注二巻正嘉元年写、片仮名宣命体の聞書一冊が蔵されている。

この本は本文共紙表紙、仮綴、両面書、もとは綴葉装。墨付三十七丁。大きさは（二九・五×二二・五）糎、字面高さ二十七糎内外、毎半葉十一行乃至十二行、毎行二十二字を前後し、字の大きさが不揃のためかなり不同である。表紙中央には、「新楽府注上并下」とあり、その左にこれと並べて、「日本第一宝物なり」とあったのを棒を引いて消してある。消してある字の下方に花押が書かれてある。左端ほぼ中央に「秘蔵」とあり、（その下方やや斜右花押と並び、後筆にて第六拾七合上とある。）右下方に、「これをみて／（左下）おり〳〵事に／（右下）おもひてよ」と三行に書かれ、これらはいずれも本文と同筆とみてよかろう。

内題は新楽府注上（下）、尾題は新楽府注巻上（下）とあり、下巻尾題は字が大きく、その下には表紙のと同じと思われる花押が書かれてある。奥書には、

正嘉元年七月卅日／於相州鎌倉佐〻目谷書了

とある。佐々目谷は後述するが、醍醐三宝院系の遺身院を意味しよう。[2] 奥書後の余白には大唐国数、郡、駅などを書いた四行に続き、その裏面は落書（「これの……」と、同じものが五行ばかりみえ、また、「白拍子」という三字が三つ許り見える）を一面墨で塗りつぶしてある。それに続く余紙二、三葉、及び後表紙は綴目近くで切取られて今はない。虫損及び水損とおぼしき破損のため、文字の不明個所がかなり多い。上巻内題左に真福寺蔵書印（尾張国大須／宝生院経蔵図書寺社官／府点検之印）が捺されてある。

新楽府巻三、四を上、下と見做して、その注と名付けられてはいるが、五十首全部に亘って、「此段ノ意〻……」という書き出しで内容を要約して大意を述べることに重点を置き、それに続いて、少数ではあるが摘語して、注という

よりもごく簡単な説明が加えられている。大部分片仮名交りの宣命体で書かれているが、平仮名が所々に交り、下巻「秦吉了」などのように、殆んど全文、平仮名書の個所もある。奥書の後ばかりでなく、本文中にも、同筆で平仮名書きの和歌と、「南無阿弥陀仏……」と、本文と無関係の書入があり、後者は棒を引いて消してある。筆致からみて二人の手になるものと思われ、本文の訂正、及び、濃墨異筆とおぼしき書入れが行間の所々に加えられている。

次にこの本（以下、正嘉本と略称する）が拠る新楽府のテキストについて述べる。元来、大意を述べることが主であるため、新楽府本文よりの引用は多くはない。引用本文を順序に従ってすべて列挙し、所要の語を抜いて諸本と校比すれば次のようになる。

(1)魏徵夢見子夜泣張瑾哀□聞辰日哭（七徳舞）

(2)絃鼓一声雙袖挙廻雪飄颻転蓬ノ如ニ舞（胡旋女）

(3)梨花薗中冊作妃金鶏障下養為児一（同）

(4)玉螺一吹椎髻聳（驃国楽）

(5)驚蔵青塚ニ寒草疎偷渡黄河ニ夜冰薄（傳戎人）

(6)宿露軽盈泛紫艶朝陽照曜生紅光（牡丹芳）

(7)庫車軟轝貴公主香衫細馬豪家郎（同）

(8)千片赤英霞爛々百枝絳焔煌々（同）（焔ノ下、「燈」欠カ）

(9)戯蝶雙舞看人久残鶯一声春日長（同）

(10)大原毯渋毳縷硬蜀都褥薄錦花冷（紅線毯）

(11)織為塞北秋鴈行染作江南春水色（ノミツ）（繚綾）

(12)君又不見秦陵一掬（ノヲ）涙馬嵬路（ノニ）上念（ママ）陽（ヲ）貴（李夫人）

(13)松門到暁月徘徊柏城尽日風蕭瑟松門柏城幽閉（閑カ）深聞蟬聽燕感光陰（陵園妾）

(14)眼看菊蘂重陽涙手把梨花寒食心（コヽロ）（同）

（註）一、以上のうち、左側傍点を付した語は次の校勘表に使用。

一、次表中、（神）、（那）、（紹）、（馬）は夫々、神田本、那波古活字本、紹興本、馬元調本の略称。

一、次表中、「。」を充てている個所は、同字なることを示す。

（神）	（那）	（紹）	（馬）	（神）	（那）	（紹）	（馬）
子夜	。。	天子	天子	絳焰	。。	。艶	。點
張瑾	。謹	。謹	。謹	大原	。。	太。	太。
塚	冢	。	。	塞北	。。	雲外	雲外
宿露	。。	。。	。。	秦陵	。。	泰。	泰。
照曜	。。	。耀	。耀	路上	。。	。。	坡下
庫車	。。	庫。	庫。	聽燕	。鶯	。。	。。

以上、この表からみれば、正嘉本は神田本に極く近い本文を引用していることが知られる。(3)

次に同じ資料によって、訓読のことに少々触れる。

(1)の「夢見」、「哀聞」という読みは神田本にはなく、元享四年写書陵部時賢本に、

魏徴夢見子―夜泣（注略）張謹哀聞辰日哭

と、同じ訓がみえる。この「シカハ」は二ケ所とも橙色筆であり、同本上欄校合注のうち、同色のものに「―江」とあるので、これは江家の訓であろう。(4) また、「謹」の右側校合注「瑾」も同色筆であり、これも正嘉本と一致する。

(2)神田本では、

絃皷、一―声、雙―袖、挙、廻―雪、飄飄転―蓬舞

とあって、「カル」が共通するだけである。このうち、「転蓬ノ如ニ」という正嘉本の訓は、時賢本にも、

転―蓬舞、ノ如ニ

とあり、「ノ如ニ」は墨筆で橙色合点を施してある。小林芳規氏の御説に従えば、(4) 時賢本の墨訓は為長本所載のものであり、江家訓もこれに同ずるとみてよかろう。尚、同訓は高野山三宝院本、大東急文庫蔵飛鳥井雅章本にもみえる。

(3)「中」「下」は、時賢本に、

梨―花―園中冊作レ妃。金―鶏―障下、養為レ児

とあり、この「ニハ」はいずれも黄筆である。小林氏によれば、これは菅家別訓である。尚外に、高野山三宝院本、天理図書館永仁元年本にも同訓がみえる。

(5)の「疎」「薄」は、時賢本には「疎ナルニ江」「氷薄キヲ江」とあり、橙色筆、しかも「江」と明記してある。江家訓は正

嘉本と異なり、同訓の「ナリ」「シ」は、いずれも菅家の墨訓である。

(8)は原句、百枝絳焰燈煌々とあるを、「燈」を書き落したため、内容にそぐわない訓になったのであろう。勿論他にこういう例は見当らない。

以上訓の施された個所は少なく、結論は出せないが、概していえば菅家と、江家の訓が比較的多くみられる。

註 (1)拙稿「釈信救とその著作について」(斯道文庫論集五)参照。

(2)小松茂美氏は『平安朝伝来の白氏文集と三蹟の研究』(研究篇・五五二頁)に、既にこの本を紹介され、佐々目谷については『新編鎌倉志』により、長楽寺を比定される。(これに就ては一ノ(2)、註(3)参照)

(3)五十篇の題名についても、本文とほぼ同じことがいえる。諸本の相違を示せば次のようになる。(略は醍醐寺蔵新楽府略意)

	(神)	(那)	(紹)	(馬)	(略)		(神)	(那)	(紹)	(馬)	(略)
法曲	。	。	。歌	。歌	。	紅線毯	。	。	繡	。	。
大行路	。	太	太	太	。	時勢粧	。	。	時世	時世	時世	。
伝戎人	。	縛	縛	縛	。	古塚狐	家	。	。	。	。
百練鏡	。	錬	錬	錬	。	採詩官	。	釆	釆	釆	。

(4)小林芳規『平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究』(八九六頁)

(2)

次に、正嘉本の内容について述べる前に、その書かれた場所、及びその時代、ならびにその背景などについて検討

を加える。

先ず始めに、正嘉本の奥書に、

正嘉元年七月卅日／於相州鎌倉佐々目谷書了

とある、鎌倉佐々目谷について明かにしなくてはならない。

少し時代は降るが、金沢文庫蔵金沢貞顕書状に、(1)

太守禅閤(高時)今度御出世若御前、去十二日佐々目へ已入御候了、有助僧正すちむかへに門弟坊にをきまいらせ候て女房達祇候之由承候早速入御不可然覚候

とみえるので、単に「佐々目」で当時通用し、高時息も入寺する程の寺がここに存在していた。

「佐々目」のみでなく、正嘉本奥書にもみえる「佐々目谷」も同じ寺を指した当時の通用語と思われ、同じく金沢文庫蔵諸本の識語類(2)に、

建長六年三月廿六日於佐々(目)谷賜之（『北斗供』識語）

同廿七日未尅書写了　金剛仏子厳雄

建治三年二月廿一日　於関東佐々目谷伝之（『伝法灌頂附法次第』識語）

などの例がある。

そして、貞顕書状にその名のみえる有助僧正は、『伝燈広録』（上）に、

後為二鎌倉遺身院門主一、故曰二篠目僧正一也

とあり、『北斗供』識語にみえる厳雄についても、『血脈類集記』十一（『真言宗全書』所収）に、佐々目遺身院の創建

者守海の法弟子の中にその名がみられる。更に、金沢文庫蔵『諸尊法』（同文庫古文書第十一輯、識語篇二・一三〇六）識語に、

本云／以草本書写之間定謬多歟就中不及交合彌不審云々

求法沙門成賢馳筆了云々／金剛仏子守海云々／金剛仏子厳雄／覚洞院御作勝賢也

永仁三年九月十五日於佐々目谷以宝篋院御本写了　　沙門頼縁

と、ここでも、守海、厳雄の名と共に「佐々目谷」の名が出てくるので、正嘉本奥書にみえる「佐々目谷」も、この遺身院を指すことは先ず間違あるまい。『新編相模国風土記稿』を始めとする諸書をみても、当時遺身院を除いて、更に適当な寺は見当らない。(3) また、正嘉本が真言の真福寺に現蔵され、しかも既に述べたように、「寺社官府点検之印」が捺されている点から、古くからの同寺所蔵であることも明かであって、その入手経路は不明であるが、真福寺に収まる迄少くとも真言関係者の介在を思わしめ、この点でも、遺身院説を無理なきものにする。

そこで、次に遺身院(4)について述べる。東密でいう佐々目流は守海に創まるとされる。『血脈類集記』第十一に、

法印権大僧都守海醍、十七代成賢僧正付法　于七時法印、年四十二、通資大納言孫、守通中将息　源中将守通息、遍智院成賢僧正灌頂資、後逢二報恩院僧正憲深一重受、号二大納言法印一、又云二遺身院法印一、文永三年正月七日卒六十（但し、吾妻鏡、六十二に作る）

とあり、成賢付法の時期は、『血脈類集記』第八に安貞二年三月二十四日とある。

また、重受した憲深との関係については、『三宝院文書醍醐寺無量寿院々務法流相承』（『大日本史料』五―一七・七八頁）に、

憲深権僧正――守海僧都寛元々年七月廿三日〔五〕鬼宿水曜於関東北斗堂被授之（下略）

とみえ、(5) また、同じく成賢に師事し、俊秀の誉が高かったが「関東下向、成賢気色不善」（『密宗血脈鈔』）とある光宝

との関係についても、(6)

光宝―守海法印（鎌倉サヽメニ住）―頼助僧正（『密宗血脉鈔』・下十八ウ）

とみえるので、いずれからみても、守海は三宝院系の人であることは明かである。特に史上に華々しい活躍はみられないが、『吾妻鏡』にも二三度登載されている。(7)

ところが、遺身院の創始の時期を示す資料を未だ見出し得ない。『吾妻鏡』にはこの寺の記事は見当らないが、佐々目については北条経時（時頼兄）の墓所、同じくその回忌の記事の中に数回みえる。これを示せば、

禅室（経時）奉葬佐々目山麓云々（寛元四、閏四、一）

周関仏事也、彼墳墓梵宇今日被遂供養宰相法印信助導師（宝治元、三、二〇）

御台所（頼嗣夫人・経時妹）奉送于佐々目谷武州禅室（経時）墳墓之傍也（宝治元、五、十三）

左親衛（時頼）於佐々目谷堂被修故武州禅門第三年仏事、導師般若房律師云々又有千僧供（宝治二、三、廿九）

経時十三年仏事、被供養佐々目谷塔婆導師寿福寺長老悲願房朗誉（正嘉二、三、廿三）

とある。この記事によって、宝治元年（一二四八）に「梵宇」が建立されたことが知られ、翌年の記事にある「佐々目堂」も恐らく同一のものを指すのであろう。但し、この「梵宇」が即ち遺身院であるか否かは明かではない。けれども、経時息頼助が文永二年（一二六五）守海に受法し、後、遺身院の門主としてその発展に努力している所からみて、経時の墳墓の地に建った「梵宇」と遺身院とが全く無関係であるとも云い切れない。そして、同じ記事に導師として名の見える般若房律師、朗誉が共に遺身院の人でないことは、その点に関して、さしたる支障とはなるまい。もう一つ付け加えれば、守海の付法者のうち、『血脈類集記』（十一）にみえる、

厳宝大輔阿闍梨許可、於鎌倉佐目遺身院坊一宝治二年戊申三月七日乙卯鬼宿木曜受之

の宝治二年は、管見では付法者として最も早く、さきの宝治元年「梵宇」建立の翌年に当ることも、両者の関係に示唆を与えはしないか。又、「佐々目堂」と明に名を挙げている記事が厳宝付法と同年であることも、見逃すことは出来ない。これについては更に他日を期したい。(8) この厳宝付法の年代は正嘉本奥書にみえる正嘉元年の九年前に当り、これにより、正嘉本が遺身院で書かれたとすることは、年代的にも無理でないことを示している。

これは正嘉本書写より後のことになるので、少々触れるだけに止めるが、遺身院は経時息頼助（はじめ頼守）の門主就任後、次第に隆盛に赴いたようにみえる。頼助は始め文永二年に守海に(9)受法、次いで文永六年二月六日に仁和寺准三后法助について重受している。法助は九条道家の五男であり、世に開田准后として重んぜられた。九条家と鎌倉幕府との緊密さを考えれば、これは遺身院にとって大きな意味があろう。順徳院皇孫上乗院の益性、亀山院皇子益助（益性、益助については註(4)参照）が相次で遺身院門主に任ぜられたのも当然の推移であろうし、東密の鎌倉に於ける拠点の一つにもなったであろう。又、京、鎌倉間の政治、宗教、文化上の交渉史に一役を演じたことも考えられる。吾妻鏡をみると、当時真言系、天台系など所謂旧仏教の勢力が幕府に取入ろうと懸命になっている姿がよく伺われる。三井寺の隆弁などはその代表的な例である。

この寺の廃絶の時期は明かではないが、金沢文庫蔵御影供導師表白に、(10)

正中二年三月廿一日於鎌倉佐々目御房用之　　宣雅中納言法印

とみえるのが、管見では最も降った年代である。恐らくは幕府滅亡後、この寺も何時か廃絶したのではなかろうか。

ついでに、遺身院の規模について一言すれば、『血脈類集記』や、金沢文庫古文書、書籍識語類の中から堂宇の記

事を年代の比較的古い所で採ると、

佐々目御影堂　弘安八年（一二八五）
佐々目法花堂　永仁三年（一二九五）
佐々目禅房　永仁二年（一二九四）
佐々目禅洞　文永三年（一二六六）
遺身院別荘　永仁七年（一二九九）
佐々目法印御房弘安四年（一二八一）
佐目々住房　永仁五年（一二九七）

などがみえる。記事からすれば、別荘とは京都在住の門主の鎌倉での居宅と推測される。また、住房、御房、弊房などは屢々みえるので、御堂を中心にして多くの房があり、三宝院系の、そして後には仁和寺系の鎌倉に於ける支点として、一応の格式とそれ相応の規模を充分に備えていたことが知られる。貫達人氏は〔『鎌倉の廃寺』（諸宗の部）〕遺身院に学問所の性格をみられたが、先に挙げた成賢、守海、厳雄と伝領されたような本は『金沢文庫古文書』の中に他にもあり、又頼助の蒐書活動、中でも同寺への多くの譲渡本の記事は『大日本史料』にも屢々みられるのである。

しかも、法親王や経時息頼助、また時頼孫政助、後には高時息などもこの寺の人であり、また、それより以前に於ても、守海の付法者をみれば（『血脈類集記』第十一）、

厳宝　祖父経俊、少納言俊氏息
経円　入道修理大夫経雅卿息

行禅　兵衛大夫盛行息

などという、公武に亘って広い階層の人の名が挙げられているので、この寺は正嘉本にみられるような、新楽府の講義が行なわれるに相応しい条件を具備していたとすることができよう。

しかも、正嘉本書写当時の鎌倉をみると、武家社会の安定と共に全般に公家文化を尊重する風潮が一層顕著にみられ、特に、

以堪一芸之輩可候幕府近習之旨被仰出、殊可令好和漢才芸給之由（『吾妻鏡』宝治二年三月一日条）

と同趣旨の記事が再三に亘って記載されている。殊に宗尊親王が将軍として鎌倉に着任以来、こういう傾向は一層強められたかにみえ、和歌御会、鞠会の記事が屢々記録され、また経学では清原教隆の活躍が目立ち、この頃初めて行なわれたわけではないが、貞観政要、帝範、臣軌など、政治の教養に資する漢籍講義の記事が目につく。また王朝時代の文物についても、河内守源親行による源氏物語の講義[11]が鎌倉に於て行われたのも、正嘉本書写の三年前の建長六年のことである。

文集についても、その選本の一つである『管見抄』が鎌倉に於て抄出されたのは、正嘉本の二年後の正元元年のことであり、時代は少し降るが、永仁元年には寿福寺に於て朝誉が文集巻三（天理図書館蔵）を書写している。また金沢文庫蔵の古文書類にも、年代は不明であるがこの頃と覚しきものに、

（前略）又、覚静御房に候皮籠に入候文集抄と申候物取て可給候、（中略）文集□（抄カ）覚静御房御本も候らんと覚候、何にても候へ、取てまいらせ候へく候（金沢文庫古文書第六輯、闕名書状篇（二）・四六〇四）

や、

写物御誂候て、加様に承候事、旧同法之よしみと申候なから、あら無骨也〳〵、御文委細承候了、抑文集一函給預候ぬ、隙候時可令書進候、但悪筆にて候へは中〳〵御用難立候事、返被処尾籠候ぬと覚候、兼又、此僧当寺寄宿間事、内々申合候へは、自身御参候て御申候へかしと覚（同・四八五三）

などをみれば、寺院にみられる文集の流布の有様をまざまざとみることができる。正嘉本の書写も王朝文化の盛行や、こういう文集普及の一連の動きの中にみれば、至極自然のこととして受取ることができよう。

次に遺身院と近縁にある寺院と、そこに於ける文集についても一応触れておく必要がある。正嘉本と深賢によって書写された『新楽府略意』との内容上の類似については次に述べるが、この二本が夫々書かれた、遺身院と深賢の地蔵院との近縁関係について先ず述べる。

既に拙稿にみたように、略意は平安末期（稿本真福寺蔵本奥書には承安二年とある）、釈信救により撰せられ、元久二年に至って本人が自筆草本を持って信貴山に来たのに地蔵院の深賢が出会い、その場で上巻のみを書写させ、後寛喜二年閏正月二日に上下二巻の書写を終えた。

『血脈類集記』第八、成賢の付法者のうちに、

深賢内供地蔵院法印

元久二年五月九日丙寅於二遍智院一授レ之

とみえるので、付法は守海よりは二十三年先輩ではあるが、成賢の同門であるといえる。先述の如く、後に守海は憲深について重受し、又光宝にも近い。いまこれを示せば、

成賢
- 道教
- 憲深
- 深賢
- 意教
- 光宝
- 守海

となり、『遍智院僧正入壇資』（続類従二十六上）には、憲深、深賢、光宝の三人が持金剛衆として、共に名を連ねていることが知られる。いずれからみても、深賢と守海と、従って地蔵院と遺身院とは極めて近いことになる。とすれば、これは次に検討するが、正嘉本と略意との間に、仮令直接的関係を証することは出来ないにしても、相通ずるものがあるのも自然のことと思われる。

そこで、更に範囲を拡げて、遺身院の本寺に当る醍醐寺、またそれに近い仁和寺に於ける白氏文集について調べ、正嘉本や略意に共通するものの有無を検討しておきたい。

醍醐寺には、略意の外にも、鎌倉末期を降らない文集巻三、四の二冊があり、「永正元甲子孟夏十日伝領之／金剛幢院常住（花押）」という伝領識語をもつ。

この外、国立国会図書館蔵文集抄上奥書に、

建長第二之天仲冬中旬之候於／醍醐寺観心院西面部屋摺松煙／染燕弗畢／桑門極□（非カ）人阿忍

とあるように、この本は醍醐寺に於て書写されたものである。「阿忍」については明かではないが、「観心院」については、『醍醐寺三宝院御門跡領目録』（『大日本古文書』家わけ第十九、醍醐寺文書之三、六二九）、山下諸院家の中にみえるので、三宝院系とみてよく、さすれば、この本も略意や正嘉本と無関係ではない。

この内容は文集より適宜詩を抜出した所謂選本であって、巻一、二の諷諭詩、及び巻五の間適詩から選出され、詳細は註に於て示したが、[12] 巻一・二十五首、巻二・二十九首（含秦中吟十首）、巻五・八首である。この選択基準は必ずしも明かではないが、次章に述べる如く、少くとも平安時代流行の白詩とはやや異る点が注目される。これは、文集巻十二までは主として古調詩という古い詩形であることと無関係ではなかろうし、巻三、四新楽府とは少しく異った字義通りの諷諭詩であることにもよると思われる。そして、選本とはいえ、抄出された詩については、断章的に一部のみを取ることをせず、一首全体を写し、全体として理解しようとしている態度が伺われる。選本としても、巻一、二の諷諭の濃厚に表われた詩をこれ程数多く選び出したものは、平安、鎌倉期を通じて外にはなく、東大寺宗性の『白氏要文抄』もこれには遙かに及ばないし、文集を月花の玩びとはせず、治国に資するために選んだと自負する『管見抄』ですら、この巻からはこれ程集中的に選出されてはいないのである。この選択には、白氏の諷諭的或いはもう少し広くいえば、後に説く教訓的意図が反映していることを否定することはできないであろう。略意にみられる基本的に新楽府の原意を忠実に理解しようとする点は、この選本、正嘉本と、三者相通ずる態度をみることができる。

三宝院と深い関係にある仁和寺には文集巻二の内、秦中吟一軸が蔵される。その奥書に（披閲の機を得ていないため、吉沢義則『国語説鈴』所収「王朝時代に於ける博士家使用ヲコト点譜」より引く）、

延慶二年五月十一日以極秘本書写了　阿闍梨祐恵

本奥云

文治四年三月十九日侍禅定大王御読於大聖院御所北窓奉授了　散位従四位上藤原敦経

又云

建保元年九月十四日召大内記長貞読之了往年雖受伝敦経説更点少々依有相違重今尋伺菅説也

とある。ここにみえる祐恵は、『血脈類集記』第九、仁和寺喜多院御室、道尊僧正の付法、隆審僧都の、

安貞二年二月十三日丁巳翼宿月曜雨降於三同院(西院)一受レ之

に於ける十弟子の中にその名のみえる祐恵と思われ、さすれば、無論仁和寺の僧といえよう。延慶二年には既に相当の高齢ということになるが、年代的に特に無理とはいえまい。

また、敦経進講の場所、大聖院御所は、『仁和寺諸院家記』(仁和寺史料寺誌編一)にも屢々みえる。次に禅定大王であるが、これに最も相応しい守覚法親王は既に薨去(建仁二)後である。とすれば、醍醐寺蔵性霊集巻六の、

御本云／承安五年二月十三日晡時奉授／禅定大王了　李部少卿敦経同談義理(下略)

にみえるのと同一人であるとして、秦中吟奥書の年代をも考慮に入れ、仁和寺の法親王としても条件に合致する人としては、後高野御室道法々親王が最も適当であるように思われる。『仁和寺相承秘記』(仁和寺史料寺誌編一)に、

後白河院第八皇子、仁安元年丙戌十一月十三日癸丑誕生、承安四年十月十日甲子入御大聖院、年九、治承三年四月十六日甲辰、於北院出家十四、戒師法親王、十月十日受戒、元暦二年正月十三日丁酉親王宣旨、(中略)御修法四十二度、建保二年十一月十九日、入滅

とみえ、本奥書にある文治四年には、無論既に法親王であった。これにより、この秦中吟が敦経によって仁和寺大聖院に於て講ぜられ、真言系寺院と文集との深い結びつきをみることができる。敦経の父茂明は文集巻三、四新楽府(神田本)の筆者であり、茂明の叔父敦光は当時文名が高く、同時に、仁和寺とも縁が深く、息頭豪は仁和寺に入寺し、また、敦光撰『秘蔵宝鑰鈔』、『三教指帰勘注抄』などの注釈書は古来著名である。

「秦中吟」は源氏物語に於てこそ、屢々巧みに採入れられてはいるが、その外には、比較的引用は少ない。詩題はよく知られていたに相違ないが、内容からみれば、少数の人はこれを自戒の意味で重んじたであろうが、詩形からみても、それ程一般に広く愛好されるものではない。伝本も少く、この一本の存在は頗る貴重であるといえる。

以上、正嘉本の書写された寺を遺身院と見做し、更に同系諸寺院にみえる文集についても言及した。後述するように、鎌倉時代には、諷諭詩本来の政治社会批評は、寧ろ、啓蒙的な一種の教訓として、幅広い層に拡がる傾向にあった。その時に際して、正嘉本の書写された遺身院をも含めて、醍醐、仁和寺というような旧勢力の代表的寺院が、永年に亘る文化上の優位を以て、こういう傾向の進展に一役を演じた姿をみることができよう。

註 (1)金沢文庫古文書第一輯武将書状篇・四一一所収。尚、貞顕より貞時への書状の中にも「佐々目僧正在洛候……」(同四五二)とみえる。

(2)『北斗供』識語、同第十二輯識語篇三・二二二九所収。『伝法灌頂法次第』同第九輯仏事篇下・六二二五所収。

(3)佐々目谷に当時遺身院以外にも寺が存したとすれば、先ず長楽寺が検討されねばならない。『新編鎌倉志』第五「佐佐目谷」の項に、「佐佐(或ハ作レ笹)目谷ハ飢渇畠ノ西ノ方ノ谷ナリ、此谷ニ昔シ寺有、長楽寺ト号ス、法然ノ弟子隆観(寛カ)住セシトナリ」とあり、次に経時の墓所の事にも及んでいる。然し、『新編相模風土記稿』巻之八十七、鎌倉郡巻之十九「笹目ケ谷」には「西方にあり(古は佐々目に作る)佐介ケ谷の内なりと云ふ」とのみあり、経時・頼嗣夫人の墓所のこと及び火災の事には触れるが、長楽寺については言及しない。但し、同じ巻、「安養院」の項に、「古昔は笹目ケ谷に在しとなり、祇園山長楽寺と号す(中略)当寺は嘉禄元年(一二二五)三月二位の禅尼故頼朝菩提の為笹目ケ谷辺(按ずるに、西方長谷村界笹目ケ谷に長楽寺谷と云ふあり、是当寺の旧蹟なり、)にて方八町の寺域を卜し、七堂伽藍を

営み律寺を建立して僧願行を開山とし寺伝に、願行は京都東山長楽寺、隆寛律師の弟子にて、建治二年八月廿八日、八十二歳にて寂すと云ふ（下略）」とあるが、貫達人氏は『鎌倉の廃寺』（諸宗の部）「長楽寺」の項の中で、大野秀文氏の説（「頼朝会雑誌」第十九・二十合併号）を引き、安養院創設の記事を否定される。望月『仏教大辞典』もほぼ同意見であり、安養院は後の事とする。『相中留恩記略』巻之十七「安養院」をみても、「初は長谷稲瀬川の辺に創立ありしが、後兵火に烏有し、当地（大町村名越）へ移せり」とみえる。『吾妻鏡』には長楽寺の記事が一回あり、火災にかかる文応元年（一二六〇）までは少くとも存在していたことは確かである。この年は正嘉本書写の三年後である。また『鎌倉志』にみえる隆寛は当時罪を獲て相模飯山に蟄居し、安貞元年（一二二七）示寂したので、この記事を隆寛の弟子と解すれば、智慶が最も適当であろう。『浄土伝燈総系譜』下、長楽寺総系譜の項に、隆寛律師の弟子に智慶がおり、その註記に「号二南無一関東人、本為二台徒一後帰二浄宗一受二業於長楽一、後開二相州鎌倉長楽寺一弘二所承義一」とある。次で、智慶の弟子隆慶の註記にも「号二敬願一関東人、本為二台徒一後入浄宗一従二隆寛智慶二師一得二宗玄旨一、於二長楽寺一弘教」とある外は長楽寺に関する註記を付した弟子は見当らない。ただ、日蓮が論難を加えた宗派のうち、浄土系では長楽寺が挙げられているので、この寺の名は当時知られていた筈である。とすれば、少くとも正嘉本書写の当時、遺身院と長楽寺は共に存し、しかも、『鎌倉志』の記事を採れば、文応元年までは、佐々目谷に二寺が併立していたことになる。ただ、注意すべきは、さきの『風土記稿』の注記に、長楽寺が、佐々目谷の長楽寺谷にあったという記事である。これについて、鎌倉の歴史、地理、特に古地図に精通される元鎌倉市立図書館長、沢寿郎氏の御教示によれば、寛文（或は万治か）年間刊行の「相州鎌倉之図」「相州鎌倉之本絵図」には夫々「長楽寺谷」「てうらく」は「さゝめ谷」と明かに区別されており、氏も「長楽寺谷は佐々目谷の西隣の谷で、佐々目谷に比して極めて浅い谷戸であります。そして長楽寺谷をも含めて佐々目谷という呼び方は致しません。」といわれる。長楽寺谷の名は今も存し、普通、長楽寺はこの谷にあったものと見做されている。処で、『吾妻鏡』、文応元年四月廿九日の大火の記事を検討すれば、「丑尅、鎌倉中大焼亡、自二長楽寺前一、至二亀谷人屋一云々」の、長楽寺前から亀谷までは、沢氏の御意見では、

若し「長楽寺前」を佐々目谷と見做せば、深く入り込んだこの谷から亀ケ谷までの延焼コースの想定には困難が伴うのに反し、長楽寺谷附近とすれば、人家の多い長谷を経て亀ケ谷までは極めて自然に辿ることが出来る。とすれば、この記事は長楽寺の佐々目谷建立説否定の傍証となろう。しかも、本文で示した通り、「佐々目」「佐々目谷」のみで遺身院を示す例が真言部内を始め、世間一般（本文、書状の例）にもみられるので、それとの区別の上からも、長楽寺を示す時はこれとは別の云い方が存したとみてよいと思われ、従って、「佐々目谷」のみで長楽寺を指すことは先ずありえないとみてよかろう。

(4) 遺身院については、『血脈類集記』（真言宗全書所収）が多数の関係者を挙げている点、貴重な資料である。また『金沢文庫古文書』十九冊に収められる、同文庫蔵古文書、書籍識語、書状等も豊富な資料を提供する。

『称名寺御流相承由来』（同、第九輯仏事篇下・六六九二）によれば、法系として、

法助（開田准后）　頼助（佐々目僧正）　益助（上乗院御室）　益性（下河宮）　鈎阿

とあり、次いで、

益性関東御下向之時、御弟子者極楽寺善願長老、称名寺明忍（鈎阿）長老、武蔵僧正経助等皆御弟子也、就中鈎阿一流悉御相承、聖教葛十一合、赤漆唐櫃入之、其外本尊曼荼羅等納之、于今安置（下略）（明応十六年、日山誉識語）ともみえる。

また、『秘要抄』（同、第十一篇識語篇二、二〇五一）は光宝から守海に伝えられ、それを更に、

于時嘉元三年十二月三日、以守海法印御房自筆之本、於金沢之宝閣、令書写了、

三宝院末資金剛仏子鈎阿（廻季四十五）

という伝領の例もみえるので、遺身院の関係資料が数多く称明寺に、そして金沢文庫に蔵されているのも故なしとしない。

(5) 両人の間柄を識語類にみれば、『衣服加持』（同、第十輯、識語篇一、一五九）尾に、

建保六年三月廿六日六条宮御衣加持之時（御手代勤之）

任御口記之　　金剛仏子　憲一

　　金剛仏子　守海

にみえる「憲一」は憲深であろう。建保六年は憲深廿七歳の時であり、後、この書を守海が伝領したことを示している。また、『報恩院入壇資』（続類従二十六上）には、報恩院極楽房に於ける、天福元年及び嘉禎元年の職衆の中に守海阿闍梨の名がみえる。

(6)註(4)『秘要抄』参照。

(7)『吾妻鏡』第卅三、仁治元年正月十七日条に、

於二鶴岡宮寺一、令二百口僧一被レ行二仁王百講一、将軍家有二御参一、是依二彗星出現事一也、

とあり、七壇北斗供が行われ、中壇に安祥寺僧正、脇壇に定雅僧都、征審僧都、成恵僧都、隆弁僧都、定清僧都、守海僧都がみえる。

『同』第卅五、寛元二年正月十二日条に、

孔雀明王供大納言法印守海仏眼護摩大納言法印隆弁等被レ修レ之、

『同』第卅六、寛元二年六月三日条に、

又炎旱依レ渉レ旬、被レ修二十壇水天供一、権僧正良信、良勝、法印賢長、承快、頼兼、定親、隆弁、僧都良全、定清、守海、

などがみえるが、これ以後吾妻鏡に守海の記事は入滅の記事を除いて外はみえない。天台の隆弁などは寧ろこれ以後大いに活躍するのに引かえ、守海は憲深の示寂（弘長三年）以後、三宝院との縁も薄れてか、醍醐寺側史料にも見えず、従って幕府にも重んぜられなくなったものと思われる。

(8)この佐々目堂について、貫達人氏は前述『鎌倉の廃寺』「北条経時の墳墓堂」の項で、経時の号が蓮花寺であったことから、

これを蓮花寺と関連づけようとされる。また、『鎌倉攬勝考』巻之九「墳墓並墓碑」の項で「後此所に梵宇を営み、長楽寺と号すとあり」とある。但し、経時と長楽寺とを直ちに結びつけるのはやや無理であろう。

(9)法系については『野沢血脈集』第二（真言宗全書所収）、憲深条参照。

(10)同、第十二輯、識語篇三、二三四七

(11)秋山光和『王朝絵画の誕生』（中央公論社刊）（一三一頁）によれば、宮内庁書陵部蔵『源氏秘義抄』には、宗尊親王のもとに置くための源氏絵の屏風製作が進められた事に関する記事が「陳状」に含まれているという。

(12)抄出の詩を挙げれば次の通り。（番号は花房英樹『白氏文集の批判的研究』所載、綜合作品表番号）

巻一諷諭一 賀雨（一）、読張籍古楽府（二）、凶宅（四）、夢仙（五）、観刈麦（六）、題海図屏風（七）、贏駿（八）、李都尉古剣（一〇）、月夜登閣避暑（一三）、贈元稹（一五）、答友問（一七）、雑興三首（一八、一九、二〇）、宿紫閣山北村（二一）、感鶴（二八）、贈内（三二）、悲哉行（三七）、慈烏夜啼（四〇）、燕詩示劉叟（四一）、初入太行路（四三）、村居苦寒（四六）、秋池二首（四九のみ、五〇は略）、新製布裘（五五）、蝦蟇（五七）

巻二諷諭二 続古詩十首（六五～七四の内、六五、六八、七三、七四は略）、秦中吟十首（七五～八四）、贈友五首（八五～八九の内、八六、八九のみ）、寓意詩五首（九〇～九四の内、九一、九三のみ）、読史詩五首（九五～九九の内、九七、九八、九九）、和答詩十首并序（一〇〇～一一〇の内、一〇一、一〇四、一〇五、一〇九）、歎魯（一一九、一二〇の内一二〇のみ）、青塚（一二二）

巻五閑適一 病仮中南亭閑望（一八四）、仙遊寺独宿（一八五）、前亭涼夜（一八六）、秋居書懐（一九八）、秋山（二〇六）、効陶潜体詩十六首（二一二～二二八の内、二一三―但し首尾少々略、二二二、二二八―但し首尾少々略）

また、巻末識語の右肩の所に同筆小字にて、

同年十二月廿五日午終／以内蓮房本付注畢

とあり、欄外に、同筆にてかなり多数の音義注が付されている。

(3)

次に正嘉本の内容について述べ、更に先行注との関係にも触れる。

先ず表記体裁について、小松茂美氏も既に指摘される如く、[1] この本の写しは速写されたものと思われ、当然それに付随して、例えば（正嘉本の引用は片仮名宣命体を普通の仮名交り文に直した。以下同じ。翻印文及び凡例参照）、

二十万人軍ヲ給候はゝ彼ヲ打随ヘナムト（新豊折臂翁）

善キ政事ヲはしめ給けれハ蝗虫境ヒヲ出ニケリ（捕蝗）

母ヲサヽム事ヲ思テ急キ取（トリ）候しにたゝ何なる事にか有けん父ニ被棄（テ）候也（天可度）

などの如く、平仮名が随所に交っている。（更に下巻「秦吉了」は寧ろ平仮名が主体であって片仮名が所々に交る）、

また、全体が、

此段意（ノ）ハ唐大宗ト申ケル御門政（コト）直スナヲニ世ヲ治給（ヲサメケル）事ヲホメテ候也（七徳舞）

というように、「候」を付して、敬意を表する講義体である。これは上巻では特に一貫してみられ、下巻、「百練鏡」から「候」は減少し、

此段ニハ唐ノ徳宗皇帝ヲホメタルナリ（百練鏡）

或いは、

両ツノミヤノ相並（ナラ）テ有（アリケルヲ）両朱閣ト申ナリ（両朱閣）

というように、「申ス」で結ぶことが多く、又、時に「候」も交り、表記上の変化がみられる。これは、上巻が講義を忠実に筆記する意識を以て書かれたのに対して、下巻に至ってそれが薄れた為かも知れない。

更に、行間に濃墨の書入れがあり、

都ノ楽笛子琴調モ皆道ヲ守リ（立部伎）

タハタカニ都ノ装束ヲユルサレテ（傅戎人）

人ノ末ノ世マテ貯尽事要事無ト思シ食シテ（驪宮高）（「ヨシナシ」を「要事」と書き後に訂正の例）

玉ノトハヤニ遊ヒナムトシケル事（隋堤柳）

愁ヲ含多亦出来ナハ君ヲ背ク人モ有ヌヘシ（採詩官）（「人アマタ」を「亦」と聞違えた例）

山鳥ト露ヲ大臣ニたとゑ（秦吉了）（原文、露を消す）

などをみれば、耳から受容れた言葉を後に訂正した跡が歴然と伺える。特に、「トマ」「トハ」の「マ」「ハ」の混用は既に今昔物語にも用例がみえ、(2) また、「タハタカ」「タマサカ」の「タ」「サ」も、タ行、サ行が混用され易いところから、充分あり得ることである。

これと共に、片仮名宣命体のこの本には、山田忠雄氏のいわれる（岩波日本古典文学大系今昔物語一、二〇頁）所謂全訓捨て仮名、及び捨て仮名が全巻に亘りかなり多数含まれている。

カヽル物ヲ用ヨソヘテ謗リ（花原磬）

春ノ日壊ツチクレヲ耕ス翁人ノ（驃国楽）

桑ヲ典ヲキノリナントシテ（杜陵叟）

男ノ本ヘ逃テ罷マカリナムトスル事ヲ（井底引銀瓶）

臣下ノ筆ニモ偽アヤマリヲノミ書事ヲ申シ（紫毫筆）

高十丈台ナヲ立テ、（司天台）

或ハ鱗クツヲ取商ナイ（昆明春水満）

其ヲ例トシテ為シトセラルヽ事（馴犀）

音ヘ気色モエヒスニ成ハテニケレハ（傳戎人）

肉ムラヲハ淵傍ノラノ石ニ取棄（黒潭龍）

などの例は、この外にも多い。

酒井憲二氏は（「表記上の一問題―捨てがなの場合」語文第三十一輯・昭和四三年一二月）の中で、宣命書きの今昔物語古本から宣命書でなくなる流布本になるに従い、捨て仮名が激減する事実に着目され、更に、観智院本三宝絵が上巻、片仮名宣命体、中下巻、漢字仮名交り文体の相違によって、後者に捨て仮名が同じく減少していることにも触れて、同じく片仮名宣命体と言っても、今昔物語集の古本のような、極めて安定度の高い整然とした体裁のものを一頂点として、はなはだ初期的な段階のものと見られる東大寺諷誦文稿をはじめ、カナをほとんど付さない漢字ばかり並ぶ部分や、かなり長いカタカナ表記の部分をも混在する打聞集・草案集・金沢文庫本仏教説話集・天海蔵本諸事表白・名大本因縁集等の筆録説話集類から、前述の、片仮名交り文体とのとり合わせ本である三宝絵に至る

まで、捨てがなという点にのみ着目して概観しても、いくつかの段階を認めることができます。

と述べられた。このうち、『因縁集』は室町時代に入るが、この時代のものでは他にも、例えば山田忠雄氏蔵『太子伝』十八巻（天正十一年伝領識語）のように、伝暦に対する注釈と説話の混在するもの、或いは室町時代聞書の遺風をよくとどめる慶應義塾図書館蔵『性霊集聞書』十巻慶長十一年写本十帖などをみても、表記上同じ傾向がみられるのであって、正嘉本は表記の上からすれば、片仮名宣命体の特徴を充分に具備し、今昔物語を頂点とする、説話、聞書類の流れの中に入るべきものということができよう。

これはその言葉遣いからみても云えることであり、「サテ」「カヽル程ニ」「サリケル程ニ」「サリケレトモ」、「…申様」「申ケル様」「思候ける様」、「心ハ」「申ス心ハ」、「思フハ何ニト有ケレハ」「何カスヘキト有ケレハ」など、平易にして漢語的表現は和らげられ[3]、また、新楽府の大意を述べるにしても、説話、物語風になることが多い。

唐ノ憲宗ノ御時、白居易西江ト申スカタニヲハレテ有楽（コトハリニテ）（シケナル）女有（ケリ）、翠鬟（ノ）ヒンツラ高カクアマシテ金（ノ）サンサシカヽヤキ、白（キ）タフサコマヤカニ〔シ〕テ、銀ノタマキ汗付キ（ナント）（シテ）ユヽシケニ有レハ、白易居（驚）イテ、何ナル人ソト問セ給ケレハ、我ハ此塩焼ク者ノヽ妻也ト答ケリ（塩商婦）

などはその好例であり、その他、「七徳舞」「上陽白髪人」「胡旋女」「新豊折臂翁」「捕蝗」「道州民」「驃国楽」「傅戎人」「西涼伎」「八駿図」「澗底松」「売炭翁」「母別子」「李夫人」「井底引銀瓶」「隋堤柳」「草茫々」「古塚狐」「天可度」「秦吉了」などにも、原詩の趣向そのものにもよるであろうが、これと同じ傾向がみられる。

表記、体裁を述べる最後に、この本にみえる異体の仮名について触れておきたい。その中で、丶（キ）、七（サ）、ヲ（テ）、子（ネ）、ロ（ホ）、三ア（マ）、丄（ユ）などは、この時代として普通にみられるところであるが、やや珍し

い例としては六（ロ）が全巻に亘り多用されていることである。

心ロ（1オ）（33オ）　下ヲロシテ（1オ）　比ロ（5ウ）　ヲトロヘ（11オ）（12ウ）　所ロナシ（16オ）　年ロノ（22オ）　ヲトロキ（31オ）
亡ラトロフル（32オ）　ヲソロシク（32ウ）

の十一例がそれであり、他の三例、

心コロ（12ウ）　滅ホロヒ（16オ）　所ロ（36オ）

のみに普通の「ロ」が使用されている。この「六」の使用例は比較的稀であるとされ、山田忠雄氏の御教示により、これより二十数年降るが、使用例の多くみられる金沢文庫蔵『弘決外典鈔』（弘安七年識語）を全巻に亘り調べた所、十五例あり、他の三十数例は「ロ」であって、率からすれば、正嘉本の方が遙かに高い。この二本とも鎌倉で書かれたものであるという点に興味がもたれるが、いまは唯、この指摘のみにとゞめる。

次に正嘉本の内容について述べる。白居易は新楽府五十篇に諷諭の意を籠めて、上聞に達することを願った。この注は先ず本質に於て、この白詩の原意を忠実に辿りつつも、諷諭というよりも、啓蒙的に、一種の教訓として、その内容を理解させようと意図し、その態度は全編を通じて一貫してみられる。

その注の仕方は、言葉の逐語的解釈に重点は置かれず、先ず原詩の意味するところを理解させようとする。従って、「此ノ段ノ意ハ……」という書き出しで、その大意をとることに記述の大半を費し、最後に再び「此ノ段ノ意ハ……」として、全体を要約して一篇を結ぶ。又、取上げられる個所も、聴者の関心を引くようにかなり選択されていることも見逃せない。厳密な意味からすれば、これは注というよりも寧ろ新楽府大意と名付けた方が適当であろう。

所々に原詩を引いて説明を加えはするが、

第一第二絃索云々、此ハ五絃弾ノ有様ヲ被書候也（五絃弾）

遅々云々彼驪宮ノ有様サマヲ被書タルナリ（驪宮高）

織為塞北秋鴈行染作江南春水色、此レハコノ繚綾ヲ織リテ染ナムトスル有様マヲ書タルナリ（繚綾）

眼看菊蘂重陽涙手把梨花寒食心、又此レ菊ノ花ヲ看ニモ昔ノ重陽ノ節ノ思出テ、手ニ梨花フサヲ衣取歟ニモ、寒食ノ政ヲ思出ラレナントシテ過キケル事ヲ書タル也（陵園妾）

などにみえる如く、単なる言葉の解釈ではなく、句意の説明が施されるに過ぎない。詩句に対処する態度はここでは殆んど失われ、ただ一篇の話の筋を説明する為に取上げられている。

また、注と名付けられる以上、漢籍の引用は当然であるが、名を明示して引用するのは「毛詩」（井底引銀瓶）、「春秋紛（後）語」（天可度）の二回である。尤も後に略意との比較に於て述べるように、書名は挙げないが、漢籍に基づく記述は随所にみられる。以上のように、啓蒙的な内容ではあるが、新楽府の精神をよく生かし、これを教訓として巧に大意を概略している。その中には、例えば、

此段（意）ハ、栄ヘテ後、貧シカリ時妻棄シル事ヲ謗タルナリ（母別子）

此段ニハ、人ノ娘ノ祖ノ免ユルシ不待テ、男ノ本ヘ逃テ罷マカ〔リ〕ナムトスル事ヲ警タルナリ（井底引銀瓶）

このたんには、かかるためしをひきて、人にこゝろヲゆるすへからさる事ヲ申たるなり（天可度）

の如く、まま個人的教訓もみえるが、その大部分は、

此段ノ意ハ、国ヲ治ル人ハ、叶マシキ事ヲ治テ国ノ弊ツイヘヲ成、人煩ヲ至イス事有マシキ事ト戒タルナリ（海漫々）

此段ニハ、玄宗皇帝ノ世ヲ可治ム事ヲハ不知シテ、軽々シキヲ事好ミ給シヲ謗ソシリマイラセタルナリ詣（胡旋女）

此段ノ意ハ、人費ヲ知リ、国ノ煩ヒヲ痛メ給タル事ヲ讃テ候也（驪宮高）

此段ニハ、玉金ナントノ財ヨリハ、賢人ヲ以テ財トセラレタル事ヲ讃タルナリ（百練鏡）

此段ノ意ハ、各、公ニ仕ラム意ヲハケマサムトマウシタルナリ（青石）

此段意ハ、上ニ知マイラセシテ、国ノ守タル者ノ、民ヲシエタクルコトヲ悲タル也（杜陵叟）

此ノ段ノ意ハ、富差ヲ戒メタルナリ（繚綾）

此段ニハ、事ヲ公ケニ依セテ、貧ク賤キ物ヲ煩ス事戒タルナリ（売炭翁）

此段心、人々ノ讒言ノ畏事ヲ申タルナリ（陵園妾）

此段ニハ、臣下共ノ美麗ヲ尽シテ造家ヲ警タル（ナ）リ（杏為梁）

申心ハ、国ノ大将軍〔タ〕ラム人ハ、美キ人ヲ埋〔ミ〕、悪キ人ヲ勤、政ヲ乱国ヲ滅サム者ヲ可失ー也申タルナリ（鵐九劔）

の如く、広く政治担当者に対する戒めを意図しているようにみえる。しかもこれが、鎌倉佐々目谷遺身院という上流武士にも関係の深い寺で講ぜられ、後に新楽府略意との比較に於ても触れるが、「鵐九劔」の原詩からは導き出されない「国ノ大将軍」などという言葉も使用される所に、この本は主として、武士に対する平易な政治上の心構えを講じたものとみることができよう。個人の自省の句を文集に求めれば、新楽府以外にも適当な句は多く、後にみるように、『十訓抄』『沙石集』などにはその種の句が多く引かれているが、政治上の訓戒として、平易にして、具体的な教訓としては、新楽府こそ最も適したものであるといえる。尚、この点に就ては別に稿を改めて述べる。

次にこの注の先行注について述べる。新楽府の注釈は、仮名書きのものは管見ではこの外には見当らず、漢文のものとしては、鎌倉末期、法空撰とされる『上宮太子拾遺記』第四（大日本仏教全書所収）に『新楽府抄』なる一本が引

かれるが、いまは知る所なく、僅かに前述、醍醐寺蔵『新楽府略意』二巻（及びその稿本、真福寺蔵の零巻）が存するに過ぎない。醍醐寺本は釈信救が撰したものを、醍醐寺地蔵院の深賢が安貞二年より寛喜二年に亘って書写したものであり、この寛喜二年は新楽府注が書写された正嘉元年より、廿七年前に当る。略意は漢文の注釈書であり、仮名書の正嘉本にみられる、注釈書というよりも、寧ろ大意を取ることを主眼とするものとは、形式、内容共に著しく相違する。しかし年代の比較的近いこと、又前述の如く、地蔵院深賢と佐々目遺身院の守海との近縁からしても、略意が正嘉本へ影響を与える可能性もあるので、以下、数項に亘って、両本を比較しよう。

㈠先ず文集テキストについては、略意所引の文集本文に就ては既に拙文に触れたことがある如く、これは神田本に極く近い一本に拠っている。その点では、正嘉本も同様である。両本とも新楽府本文を引くことが少なく、従って同句の引用は僅かに、「秦陵一掬涙」（李夫人）一句であり、

	（神）	（略意）	（注）
秦陵	○	○	○

となる。又既に註（一の(1)、註(3)）に示した如く、五十篇の題名についても三本は総て一致する。

㈡略意には注文の始めに、一首の大意が夫々略述され、略意、正嘉本二本のこの大意の取り方には同趣旨のものが数多くみられる。その総ては註(4)に載せたが、二、三の例を示せば、

「二王後」の中で、正嘉本の、

御心ノ（中）ニハ、国ヲ失ヘル国王ノ末ヲハ、加様ニ成タ（ル）事ニコソト見セテ、世ヲヲサメン人ノ心ヲ深ク誡（イマシ）メント思シテ、此二人之王子共ヲハ残（コシ）被置ケルナリ

とある個所を、略意に於ては、

見此亡国子孫之者能慎可舎帝位、若以云天子ニ有驕則万邦諸侯皆以可叛、〻則失国在眼ニ云々

とほぼ同趣旨が述べられる。

また、正嘉本では漢籍に拠ると思われる場合も殆んどその書名を挙げず、例えば「司天台」の大意を、

サレハ、漢ノ元帝周成帝ノ時、時変荐リニ有ケレトモ敢テ申サヽリケレハ、御祈ナムトモナク、政コト（ナ）ヲサルヽ事モ無リケリ、国モ滅ケリ

と述べるが、これを略意でみれば、

案漢書、元帝成帝之時天変地動、大史畏罪敢不献諫、遂乃国亡主滅矣

とあり、これが漢書より引かれ、正嘉本は同一趣旨の漢文を、ただ仮名交り文に直しているかに見える程類似する。

略意に漢籍が引かれる場合は、中国の例に倣って、例えば「史記曰」とあれば、史記の原文がそのまま引用され、（実際には原文通りでないことも多い）、「案史記」とあれば、原文通りでなく、原文の一部を採りつつも、大意を略述するのであって、少くとも私意が入っている。醍醐寺本略意には「案……」が二十二例みえ、また、真福寺本の「今案史記等文」（草茫々）をみれば、明かに「案」に対する「曰」との間の差別意識が伺われる。略意にみえるさきの「案漢書」の場合も、「元帝成帝之時……」とあるのは、少くとも本紀の文としてはあり得べきことではなく、また、この文通りのものは漢書には見出し得ない。とすれば、この文は略意撰者が自から書いた文ということにもなり、しかも、それに正嘉本が極めて類似していることは、二本の関連性を無視でき難くしている。尤も、略意が「案……」の文を他に求めることも有り得ない事ではなく、無論断定することはできない。

㈢次に一首全体の理解の上で、両本が共通して特殊の解釈を加えている例がある。巻四・「時勢粧」は、題序として、神田本「警戒也」の外、那波本は「警戒也」、更に、楽府詩集は「儆風俗」と、多少文字の異同があり、神田本が原意を最もよく示している。

いま神田本の一訓によって読下せば、（訓が多く施されているが、意味を異にする程の別訓は見当らない）

時勢粧	時勢粧
〻〻〻	（時勢粧）
出自城中伝四方	城中より出て四方に伝ふ
時勢流行無遠近	時勢流行して遠-近と無く
顋不施朱面無粉	顋（ソラ）に朱を施さず面に粉無し
烏膏膏脣〻如泥	烏（クロキ）－膏（アブラ）脣（ウルホシ）に膏て（脣）泥の如し
雙眉画為八字低	雙へる眉画（カイ）て八字の低るを為せり
妍蚩黒白失本態	妍蚩し黒-白本-態を失へり
粧成尽似含悲啼	粧成て尽に悲啼を含るに似たり
円鬟無鬢椎髻様	円-鬟鬢無して椎髻の様なり
斜紅不暈赭面状	斜-紅暈あらずして赭-面の状なり
昔聞被髪伊川中	昔聞く髪を伊川中に被（カフ）れりと
辛有見之知有戎	辛有之を見て戎有ることを知ぬ

元和粧梳君記取　　元和の粧ー梳君記し取れ
椎髻赭面非華風　　椎髻赭面華風に非ず

これは異国風の化粧の流行の有様を述べつつ、「辛有見之知有戎」の一句によって示す如く、その趣旨は、

此詩は世に奇妙なる粧ひ流行するはやがて戎狄の乱あらんとする前兆なりとの趣意にて、之を警むるを目的として作られたるものなり。（鈴木虎雄『白楽天詩解』二一九頁）

とみてよかろう。

これに対して略意は

安不忘危者賢人之遺訓也、唐憲宗皇帝元和年中天下大平戎人不侵辺境、而帝詔造戎人之形ニ示有蛮夷、謂之時勢粧、是居安ニ不可忘危ニ之故也、

と、異る解釈を加え、これに続いて説明を加えている。「戎人之形」とあるから、異国風の人形を造ったとするのであろう。しかし白詩を読めば、飽迄も生身の女人の異国風スタイルに対する批判であって、憲宗治政下の事実の有無とは別に、原文を離れた解釈という外はないであろう。

所がこの個所を正嘉本も、

此段ニハ唐徳宗皇帝ヲ美候也、徳宗御時天下静四方ノ戎乱事ナカリケレトモ、御門四方戎形ヲ造セテ都ノ中ニ立テ御坐ケリ、立給意ハ、此ノ比コロハ此エヒス乱イラネトモ、カヽル物ノ四方ノ国ハテニ有テ隙有打入スルナリ、各心不可打解ニ将軍トモニ見セ給ハムカ為也

と述べる。略意と比較して、憲宗と徳宗との相違はあるが、その趣旨は全く同様である。(5)

これ程ではないにせよ、同様なことは「鵶九劒」についてもいえる。これには、「思決壅也」という題序が附され、同じく鈴木虎雄博士は、

この詩は人民と天子との間に邪魔物があって路をふさいでゐる、それでそのふさがりを切り開かんことをおもうて作ったものである。（同書、二七五頁）

と解される。陳寅恪『元白詩箋証稿』には更に一歩進んで、

「張鵶九」者、楽天所以自喩、「鵶九鋳劍」者、楽天以喩其作新楽府欲扶起詩道之崩壊也、

と内的な一解を提供する。

これに対して略意は、「劍」に武人を連想してか、

言以利劍ヲ喩大将軍ニ、夫為レタル大将軍ニ之者ハニ為国家ニ斬キテ佞臣之頸、可進シムル遺賢ヲ於朝廷ニ、是邪臣満テニ朝ニ賢臣晦スルヲ跡之故也

と解するのである。「壅を決せんことを思う也」の意は、具体的にはここに述べられていることも含まれようが、劍を直ちに「大将軍」に結びつける所に特殊な解釈となっている。

正嘉本は先ず始めに大意を、

悪キ人多クシテ朝ニ満ミチシヌレハ美キ人モ皆世ヲ棄テヽ山林ニ交ル事有、カヽル時ニハ政モ乱テ民モ哀ミケリ

と述べ、結びに於て再び、

申心ハ国ノ大将軍〔タ〕ラム人ハ美キ人ヲ埋ミ悪キ人ヲ勤政ニ乱国ニヲ滅サム者ヲ可失ニ也トナリ申タルナリ

と述べ、略意と全く同じ「大将軍」という言葉を使い、趣旨もほぼ同様である。

その他、語句として類似の点についても挙ぐべきことは多く、例えば、「塩商婦」に於て、略意が、

唐憲宗元和年中西弘(江)ノ塩商婦富肥(トヒコエテ)誠素飡也

とあるのに応ずるが如く、正嘉本も、

此段心ハ賤キ者ノ田モ不作ラ桑〔モ〕不取シテ国ノ物ヲ貪ホリテ過ヲハ素飡ト申テ国ヲ滅ス盗人ト申タルナリ、素ト申スハ徒ノ（ハ）ミト申也

とあって、「素飡」という同一の語を使い、後者は聞書のためか、更に説明さえ加えている。

「時勢粧」「鴟九劔」についての略意、正嘉本のほぼ共通した理解が、特に当時の一般的通釈と異るか否かは、他に比較する資料がなく、従って、この二本のみが特に同趣旨であると遽に断定することはできないにしても、註(4)に挙げた如く、類似の点が他にも多い事なども考慮に入れれば、この二本がかなり近い関係にあることは疑う余地が無いように思われる。

(四)以上、略意のうち、一首毎の初めにその大意を述べてある個所と正嘉本とを比較して、両本がかなり著しい類似関係をもつことを確め得た。最後に二本の相違点にも触れておきたい。

略意は一首毎に大意を述べるのに続いて、逐語的にではないが、漢籍を引いてその典拠を示しつつ、語注に及ぶが、前述の如く、正嘉本は大意が内容の総てであるというも過言ではなく、語注には殆んど触れる所がない。既に一の(1)に挙げた如く、新楽府より計十四句を引いてその説明を試みてはいるが、到底注に値するものではなく、単にその句の大意を簡単に述べるにとどまり、この点では二本は大きく相違する。従って、語注に就ては比較の必要は全く無い。勢い、相違点に就ても、比較し得る個所は、略意で一首の大意を述べている個所との比較に限られることになる。

略意の特殊な解釈――先に挙げた「時勢粧」にみた如き――が正嘉本に如何様に反映しているかの一例として、「道州民」をみると、略意は新楽府「道州民多侏儒、長者不過三尺余、市作矮奴年進奉」の矮奴に対して、

道州之人其身短、長不過三尺、毎年造燈台鬼進天子朝、父子兄弟乍生別離、唐徳宗之時楊成為大守不進燈台鬼

の如く、これを「燈台鬼」と解している。このように解する例は次章に引くが、鎌倉時代の教訓書『五常内義抄』[6]にも見える。これに対して正嘉本はこれには全く触れず、単に、

歳々年貢人ヲ（詣）スルナラヒニテ候ケレバ……

とあるに過ぎない。これなどは一方の特殊な解釈に対し、正嘉本は原文通りの理解を示しているので、前述「時勢粧」「鴟九劔」にみられた反応がないという点での相違である。このように、特殊と思われる解がすべて一致するわけではない。この外、詳細に比較すれば、特に帝王の名や地名など、固有名詞に関する不一致は比較的多い。

以上、略意、正嘉本を比較し、正嘉本への影響の有無を検討し、これ迄述べたように幾多の類似点を見出しはしたが、この二本のみで他に比較資料が無いこともあって、確に影響ありと断定する迄には至らなかった。ただ、両本の新楽府に対する基本的態度、先ずその原意に忠実であることと、これを教訓として受取ること、この二点に於て共通していることもあり、若し推定が許されるとすれば、正嘉本は略意の各題毎の大意を述べる個所を参考にして、これを更に敷衍して、平易な講義調に改めたものではないかということである。

註 (1)一の(1)、註(2)参照。

(2)岩波日本古典文学大系本五の解説参照。

(3)「不」「被」「可」等による、反読個所は次の通り。

(イ)「不」　不止、不憚などの反読個所は六十九箇所、叶ハヌ、アラス、候ハスなど、「不」を使わぬ個所は二十一ケ所である。この外、未止、未知など「未」を使用する例は四ケ所ある。

(ロ)「被」　被置、被求などと反読する個所は四十ケ所。用ラレ、ユルサレテなど、「被」を使用しない個所は十一ケ所である。

(ハ)「可」　可召、可詣の如く反読するのは四十三ケ所、タフヘキ、給ヘキなどの例は五ケ所。外に、不可有などの例は十七ケ所、スヘカラスなどの例は七ケ所ある。

(ニ)その他、「自」は自山一、自河一、自上一の如く、すべて返る。「毎」も毎夜一、毎夏一の如く、すべて返る。「如」は如前などと返るものと、……如シとするのとが各三例ずつある。「乍」は乍両が二例ある。その他、随風一、乱国一など返点を附して文中にあるもの、九ケ所である。

(4)既に本文に引用済の分を除き、醍醐寺本新楽府略意と正嘉本との類似個所を列挙すれば次の通りである。はじめに略意本文を挙げ、正嘉本は、一格空けて右側に（正）を付した所より始まる。（略意は送仮名を省略、正嘉本は宣命体を普通の片仮名交り文に改む）。尚、略意文の引用は紙数の関係上、全文を挙げない個所が多い。拙稿（斯道文庫論集五）付録翻印文を参照せられたい。

武力有七徳（七徳舞）……故歌舞其武力功　（正）武者ニ美徳之七候ヲ唐ニハ舞候ヲ七徳舞トハ申候也

見此亡国子孫之者能慎（二王後）……万邦諸侯皆以可叛　（正）御心ノ中ニハ国ヲ失ヘル国王ノ……王子共ヲハ残被置ケルナリ

自非仙骨者不可□（海漫ミ）故戒之　（正）可成仙人ハ……求トモ不相事ニテ有ナリ

拾泗浜之石用花原之石為磬（花原磬）　（正）花原ト申所ノ石……花原磬トハ申也

君子聴音非聴其鏗鏘……以声合成己之志也　（正）唐土賢人トモハ風ノ声……可乱事ヲ謗リ候ナルニ候

(胡旋女)安禄山者……楊貴妃之養子也　(正)安禄山ハ楊貴妃ノ養ナヒ子也

(大行路)人君之者朝愛其臣雖加恩寵、夕悪其臣忽致誅害、誠是人之凶悪於山川、故諷之　(正)帝王モ臣下之間ニモ……忽ナムト申ナリ

大行路在常山通碣石山也　(正)常山ト申ス山……常山ハ通〔碣〕山道也

形影相随之理夫婦之義、今始参辰之乖参商二星常出没不相見　(正)〔妻〕夫ノ間タモ……参商〔ト〕〔殊〕ニ成ヌ

(司天台)若君王不随所奏、則大史雖見慧星相畏其罪不能奏之　(正)御門ノ御為ニ悪……偽申スヲ謗リテ候ナリ

(捕蝗)後漢書云王况字文伯……為陳留大守善政無偏慈養民庶、隣郡有蝗大傷田苗、至陳留界即飛過不下也　(正)又陳留ト申所ニ蝗虫出来シカハ……境ヒヲ出ニケリ

唐歴云、……太宗至上林苑掇蝗数枚而呪云人以穀為命……遂呑之、自是蝗不為災　(正)帝上林苑ニ□□一ノ蝗虫ヲ取テ……蝗虫皆サカヒヲ去テ失ニケル

(城塩州)唐書云高宗之時韓公築受降城　(正)昔唐ノ高宗……被破事候はサリケリ

(駠犀)唐徳宗皇帝建中元年南蛮人献象詔入上林、及冬詔遣本国、同帝貞元九年南蛮人又献駠犀……政已以相違、故刺之　(正)此段ノ意ハ前ノ政指セル……謗詣ラセテ候也

(五絃弾)趙璧撫五絃是戎狄音也、天子愛之既乖法曲故諷之　(正)唐ノ代ニ趙璧……謗り候也、其上ニ……有マシキ事也

(蛮子朝)尋閣勧誘引蛮子□長安、徳宗大賀召寄賜相位故諷之　(正)子共ヲスカシ……申タルヲ悪クミテ候也

(驃国楽)唐徳宗皇帝貞元十八年正月驃国王来献凡十二曲以楽工三十五人来朝　(正)徳宗御時……楽ヲ奏シ□ケリ

言天下未和平京畿尚有憂、何忘此近民甄遠方之楽哉　(正)而ヲ遠キ楽舞……侍ルヘシトカヽレタル也

(傅戎人)案唐暦云代宗皇帝代大暦二年蓬子将軍子李如暹奉使征胡地、軍敗降胡地胡兵固守無隙于逃、四十余年娶妻生子　(正)唐九代宗ト申ケル……子共アマタ出ニケリ

故代彼心述此詞　(正)白楽天万ノ事ヲ……カキタル也

(驪宮高)唐憲宗皇帝即位五載未幸其地、夫天子之行六宮相随百官共奉、朝宴飲夕賜禄物、推一日臨幸之費、過中民百家之財、我君之幸為一人也、我君不来為天下也、故美之　(正)山深ク風冷……御座マシケリ

(百練鏡)唐徳宗皇帝之時楊州百練鏡貢之、以銅為鏡僅照人顔、不如、大宗以人為鏡　(正)徳宗御時楊州……以人ノ鏡トス

以古為鏡可以知興亡　(正)古ヲカヽミ今ヲカヽミテ政ヲ治ケル事也

(両朱閣)唐徳宗皇帝有二子得仙去、以此二子宮成仏寺、夫人間多仏寺、是俗人見馴可軽之故刺之　(正)徳宗御子両人……謗リテ有ナリ

(西涼伎)唐玄宗皇帝天宝十四年乙未、安禄山謀叛、自尒至于徳宗皇帝貞元十年四十年之間、〔西〕涼之地為西戎被〔侵〕矣　(正)唐玄宗……将軍置セテ有ケリ

唐辺将僅在鳳翔、〻〻唐朝之忘政本地〔之〕西京也、天子為恥不可過斯、而唐辺将翫西涼師子舞忘政本地之思　(正)又国ヲ被破御門トモ……謗タルナリ

主憂臣辱何翫師子哉　(正)君ノ愁ヘ給時ハ臣又……事無限ー

(八駿図)周穆王天子之時有人献駿馬八疋、穆王駕之而与西王母遊瑤池、如此之間天下既荒百姓怨哭　(正)昔周穆王……国ニモ滅ヒ御門モ失給ケリ

故云房星精下化駿馬　(正)房星ト申ス星シ……馬ト成ルトソ承ル

逍遙集云、漢文帝時献千里馬、帝謂群臣曰、鸞旂在前、驢車在後、日行五十里、朕乗千里馬独先要之乃詔還馬　(正)サレハ漢ノ文帝……カヘサセ給ニケレハ国モ乱ルヽ事モ無カリケリト申ス

(澗底松)人雖有良才空隠山谷、則天子不知其人空死、故傷之　(正)賢人共君ニモ……老朽ヌルニ譬タル也

(牡丹芳)唐憲宗皇帝元和年中王侯卿士翫牡丹之花以千金買之、天子憂天下之忘農業、故美之　(正)憲宗ノ御時……翫ケリ。国々ノ弊ニ……

美タルナリ

宣州毎年貢紅線毯(紅線毯)、而徳宗皇帝貞元年中送本様美麗令織之、故民家之費憂之　昔(正)ヨリ宣州……本ノ様ヲ超テ美麗ヲ被極事ヲ戒イマシメタルナリ

唐徳宗興元年中天大旱、国人大飢、州郡長吏不憐民戸徴取租税、而后天子降免除之宣、民家空得免宣言之名、未有遁譴之実

徳宗御時(正)……物カヘサルヽ事ナシ

唐徳宗皇帝貞元中勅京畿(線綾)令織伎女衣、民家之費也、故憂之　徳宗御時(正)国々ニ様シヲ下シテ伎女カ装束ヲ織セ給ケリ……織ル時ノ苦労申無限

寄事於(売炭翁)勅命、以減直推売、天下莫不怨哭、故諷之　公(正)ケニ依セテ貧ク賤キ物ヲ煩ス事ヲ戒タルナリ

唐代驃騎大将軍伐辺冦有大功、仍天子以金銭三百万賜(母別子)将軍、々々改貧得富、忽捨数子旧妻新迎洛陽温家女、是以母去子留、故譏之　唐(正)ノ代ニ……留メテ出ニケリ

李(李夫人)将軍之妹也、漢孝武皇帝納而為夫人　季(正)将軍ト申ケル……李(ナシ)夫人トハ申也

夫人死帝大哭、写其真影置甘泉殿朝夕供膳、或命方士焚反魂香、夫有必滅之理、故云、人非木石、不知(如)不逢傾城之色　漢(正)ノ武帝ト申ス御門……中々肝モ砕給事ニ成ニケリ。サレハ人ノ身ハ……不如ジト申タルナリ

穆天子伝曰、盛姫死於重壁台、穆王三日哭　周(正)ノ穆王ト申ケル……三日泣キ晩シテ

不知(陵園妾)何世人　何(正)ニノ世ト申事ヲ不明ー也

得中宮之讒譖被配于陵園宮、三代不見帝王面　中(正)宮讒言ニ依テ……三代ノ御門過ケルマテ被込タリケリ

唐代李(杏為梁)開府盧将軍造其居宅、既極美麗　臣(井)下共ノ美麗ヲ……警タルナリ

人家女子不得父母之許諾就夫千年之契、一旦乖違、以井底引銀瓶(井底引銀瓶)石上琢玉簪所喩其危事也　人(正)ノ娘ノ……警タルナリ。銀ノツ

ルヘ……アヤウキニタトヘタルナリ

（紫毫筆）此筆所緒功大労積為官記事之人空不可記虚詞也　（正）空キ事不可書申タルナリ

（草茫々）（引用文多く類似）

（古塚狐）狐之仮女媚尚迷人眼、何況真女美色乎　（正）狐ノ女ノ躰……迷サム事遙ニ過タル可シ

（黒潭龍）江南潭底有龍宮　（正）江南淵ト申淵……申ナリ

郡吏貪其利不奏　（正）江南ノ守得物ノ大キ事ヲ貪ホテ……悪シト申ナリ

（寒吉了）夫天子眼不見門外事　（正）きみのしろしめさねハこのイましめ無し

（蹟九劔）邪臣満朝賢臣晦跡之故也　（正）悪キ人多クシテ朝ニ満シヌレハ美キ人モ皆世ヲ棄テ、山林ニ交ル事有

（採詩官）為天子之人雖見堂上之事不聴門外之事、貪吏害民奸臣讒人天子不知　（正）君ノ床ハ高……浅猿事也

周季以降至于隋代十代之間不置採詩官、因茲下憂不通上百姓呑悲之者多矣　（正）今ハ此官……愁ヲ含メル多シ

周成王置諫鼓謗木聴天下之憂　（正）同時又謗木……愁ヲ残ス者ハ無カリケリ

周厲王無道為狄人見害　（正）周厲王ノ戎ニ……被失

(5) 同じような例をもう一つ挙げる。略意は「天可度」で、楚懐王の二夫人と鼻の臭きことを繞っての遣取りの故事を『春秋後語』より引き、伯奇とその継母の故事を『琴操』より引く。前者は羅振玉『鳴沙石室佚書』（第二冊）所収、同書・楚語第八に見え、後者は琴操上、「履霜操」に夫々みえる。ところが正嘉本はこの二例のうち、伯奇の故事のみを『春秋紛語』に出ずとして引いている。「紛語」は「後語」の誤写であろう。『春秋後語』十巻は、秦、斉、趙、韓、魏、楚、燕、七国の記録であるが、完本は伝らず、羅振玉、ペリオ敦煌本に、秦語、趙語上下、魏語、韓語、楚語の断簡が現存する。伯奇の故事は周宣王の時の事であり、後語には記載されていないとみるのが自然であろう。とすれば、正嘉本に於ける書名の誤記は単なる偶然と

いうよりも、『琴操』、『春秋後語』の二本を共に引く注釈書が既にあって、それを参考にする際、琴操とすべきを後語に誤ったとする推定も可能であり、その注釈書を略意に擬することも、必ずしも無理とはいえない。

(6)但し、燈台鬼そのものについては『宝物集』にも既に見え、「カシラニ燈台トイウ物打、身ニハヱヲカキテ、燈台鬼ト云名ヲ付テ侍ケルヲ……」とある。

二

(1)

前章に於ては、正嘉本そのもの、及びその周辺について述べた。この章に於ては、更に、正嘉本の鎌倉時代文集受容史上に於ける位置について、特に教訓としての白詩という立場を中心にして述べる。

平安時代に於て、文集が詩作をはじめ、文芸方面は無論のこと、宗教、思想など広範囲に影響を与えたことは既に触れた。これが中世に入って、時代が新しい展開を見せた時、如何に変化したであろうか。

公家社会の衰退、武家社会の充実に伴って、一見、その間に大きな断絶が存する如く見られてはいるが、公家文化を支える社会的、経済的地盤は尚厳存し、特に院を中心として、更にそれを取巻く寺院などに永年に亘って蓄積されたその文化は、個々のものについてみれば、隆替、変化は免れないにしても、全体としてみれば、そのまま維持、存続された。そして新興武士はこれを破壊するどころか、上流へ参加すべき資格として、寧ろこれを受容れることを熱望したのである。既に触れた如く、『吾妻鏡』はこれを明示している。公家文化を支えるものとして、この新旧両層

が存する限り、劃然たる文化の断層がみられないのは当然のことといえよう。

これを白氏文集の受容に限っても同様のことがみられ、平安以来の受容傾向は多少の変化をみつつも、ほぼそのままの形で受継がれ、就中新楽府、長恨歌などは、依然として広く愛好された。いま、少しくそれを例示しよう。

平家物語所引の漢籍をみると、平安朝公家の教養を思わしめるが、これは文集の引用についても同様であって、大部分は新楽府（巻三・七徳舞、海漫々、上陽白髪人、昆明池。巻四・驪宮高、百錬鏡、李夫人、井底引銀瓶）及び長恨歌から引かれ、或いは朗詠にも引かれる白詩が求められ、主として文章の装飾の為に用いられている。

壁にそむける残の燈の影かすかに、夜もすがら窓うつくらき雨の音ぞさびしかりける。上陽人が上陽宮に閉られけむかなしみも、是には過じとぞ見えし（灌頂巻）

また、

影南山を浸して青して晃漾たり、浪西日をしづめて紅にして隠淪たり（巻七）

などと、引用はほぼこれと同じ調子で一貫している。但し、なかには、

帝都名利地鶏鳴て安き事なし（巻七）

など、文集巻五、「常楽里閑居」からの引用のように、やや異調の引用もみえるが、これとて源氏物語の場合と同じく、文芸意識による引用とみてよかろう。（引用は岩波大系本に拠る。諸本ほゞ同じ）その他、文芸作品・紀行文などに引かれる白詩も、枚挙に暇もない程であるが、そのいずれも殆んどがこの範囲を出ていない。

これは和歌についても同様であって、例えば『蒙求和歌』巻末識語の中で、藤原孝範は親行の蒙求、李嶠百廿詠の歌と共に『楽府和歌』のことにも触れ、

白居易新楽府等之中、抽其義幽玄其説表的之句々、以仮字言其詞、以和語詠其事

といい、続く詩の一句に、

歌詞一々兼華美　還咲元和天宝詩

と讃辞を呈しているので、『楽府和歌』は既に佚書となって伝らないにしても、大体の想像はつくものである。楽府和歌に限らず、和歌の世界には平安時代の白詩並びに白氏像が濃厚に留められている。

また、唱導関係の諸集などにも前時代以来の傾向はほぼそのまま止められているといってよく、また、『唐物語』に引かれる、琵琶行を始めとする六篇の物語など、若干の変貌が既にみられるにしても、素材的には正しく平安朝のそれであるといえよう。

これは、この時代に新たに流行するものについても同様なことが云える、例えば宴曲は明空によって正安三年（一三〇一）以後に選ばれ、公家、僧侶、武士の間に喜ばれた新しい分野のものであるが、白詩に対する前時代からの好みはここでもそのまま生かされ、例えば「海漫々」「上陽白髪人」を合せて、

いかに心も砕（け）けん　蓬莱宮を尋（ね）けん　童男卯女は　眼は穿（げ）なんとせしかども　求（むる）事を得ざりき　是皆徐福文成が　偽多しと歎（き）しかひも無くして　只徒（ら）に老いにき　上陽人は又　紅顔空に衰（へ）　窓打つ雨の夜の床　寝ねたる事も覚えず　秋の夜長寝ねざれば　明（くる）も心もとなし　宮の鶯は百囀りすれども　聞（く）事を厭（ひ）　梁の燕は並（び）栖（め）ども　物妬（む）事を休（め）てけり　唯深宮に向（ひ）て明月を望（む）とかやな　此窄（き）衣裳青（き）黛眉書きて細（く）長ければ　疎（き）人には見えじとよ　見えなば咲（は）れなむやな（岩波日本古典文学大系・宴曲集巻第四楽府）

とあるのを始めとして、前代愛唱の白詩が随所にみられ、その「撰要目録」には長恨歌の名もみえる。(1)

同じ意味で、『古今著聞集』に引かれる白詩の扱いも同様に思われる。この本は建長六年、橘成季によって撰せられ、それは『十訓抄』成立の二年後に当る。同時代の多くの説話を採上げている一方、その序に、

夫著聞集者、宇県亜相巧語之遺類、江家都督清談之余波也

によっても知られるように、全篇に亘り、平安朝文化継承の意識が濃厚に示されている。文集についてもそれは同様であって、巻四、一〇八「大江朝綱夢中に白楽天と問答の事」、同一〇九「天暦御時大江朝綱菅原文時をして白氏文集第一の詩を択ばしめ給ふ事」（『江談抄』四にも引く）を始めとして、これ亦江談抄や今鏡を始め先行説話集に多く引かれる同、一三六「中納言顕基出家道心の事」を始め、更にこの外にある四例の何れを取っても、すべて平安朝的文集受容の姿がそのまま表わされている。

更に菅原為長編とされる『秘抄』（文鳳抄）十巻など、作文の参考書類をみれば、一層深く白詩に対する平安朝以来の伝統の継承の有様をみることができる。

尊経閣文庫蔵秘抄正安元年写本八帖(2)（このうち、欠巻の巻一、四は内閣文庫蔵〔近世初〕写本六冊本により補う）に引かれる白詩をみれば、新楽府のみをみても、

上陽窓暗ッ（巻四にも）(巻一)

白楽天上陽人ノ詩ニ蕭々タル暗雨打窓ノ声 文集

上陽燈影

白楽天上陽人ノ詩ニ曰ク耿々タル残燈背レ壁ニ影

(巻二)
思子鶴声

白楽天五絃弾夜

鶴憶子籠中鳴

(巻四)
墻

白ー楽ー天ノ驪ー宮高ノ詩ニ曰ク墻有ニリレ苔兮瓦有ニリレ松文集

(巻五)
西子上陽人

白楽天楽府上陽人詩上陽人紅顔暗老白

髪新ナリ入時十六今六十

(巻七)
孝子席涼上陽宮静

上陽人詩一生向空床ニ寝

(〃)
鈿匣　珠函

楽府ノ百練ノ詩ニ百練鏡ハ鎔範非常規ニ日ー辰処所霊且奇江心波上舟中鑄五月五日〻午時瓊粉金膏磨瑩已化為一片秋潭水

鏡成将献蓬萊宮楊州長吏手自封鈿匣珠函鎖幾重

の如きがあり、その他、長恨歌、燕子楼、王昭君、草堂詩、北窓三友詩、悟真寺詩など、平安朝に於て愛好された多くの白詩が引かれ、これ以外にも、或は故事に対する教養のためにも、如何に白詩が重んぜられていたかが知られるのである。内閣文庫蔵『管見抄』(3)（永仁三年写）の本奥書の一節に、

古今之間緇素之類抄出此集雖多其人皆為春／花事抄出之為秋実事不抄之

と、慨歎の言葉がみえるのも、平安鎌倉両時代を通じての、このような傾向を指したものといえよう。

こうみてくると、平安時代に愛好された白詩は、鎌倉時代に於ても、依然として、公家や上流武家の間に於ては、前時代と殆んど変ることなく受容されていたことが知られるのである。

(2)

前項では、平安、鎌倉文化の連続性に注目したが、鎌倉時代は無論単なる前時代の持続や継承に留まるものではなく、一方に於ては、当然中世的特色が形成された筈である。武家を中心に、これ迄曾て史上に姿を現わさなかった層の相対的な地位向上に伴って、公家文化を受容れる層が拡大され、その受容の様相が文字に書き留められる機会も多くなり、しかも前述の如く、この新興層が公家文化を歓迎したために、公家文化の側からすれば、当然その平易な啓蒙活動も必要となった。その際、曾ての頽廃した社会に生れた頽廃的文化は、新しい層の人々に接して、より健全なものに立ち戻らざるを得なくなった。

これを文集についていえば、曾ての如く、一種の物語として、或いは作詩上最も尊重さるべき典型として、更に無限に蒐集された美辞の辞典としてこれをみるのみにとどまらず、平易ながら、もっと内容本位な文集への接近が次第に顕著になってくる。それと共に、日宋交通の発達に伴って、『楽邦文類』(4)とか、『景徳伝燈録』(5)のような書物も舶載され、白氏に、文集以外のものからも接する機会が生じ、白氏像もより複雑さを加えるようになった。

これまで曾て見られなかったが、白氏に対して正面からこれに宗教的批判を加えた早い例としては道元の『正法眼蔵』(第十諸悪莫作)が注目される。道元は白氏批判を文集の中に求めたのではなく、『景徳伝燈録』巻四所収の道林禅

師との問答より得ている。その一文に、

元和中白居易出守玆郡、因入山礼謁、乃問師曰、禅師住処甚危険、師曰、太守危険尤甚、曰、弟子位鎮江山、何険之有、師曰、薪火相交識性不停、得非険乎、又問、如何是仏法大意、師曰、諸悪莫作衆善奉行、白曰、三歳孩児也解恁麼道、師曰、三歳孩児雖道得、八十老人行不得、白遂作礼、

とあり、これに対して道元は、

まことに居易は、白将軍がのちなりといへども、奇代の詩仙なり。人つたふらくは、二十四の文学なり。あるひは文殊の号あり、あるひは弥勒の号あり、風情のきこえざるなし、筆海の朝せざるなかるべし。しかあれども仏道には初心なり、晩進なり。いはんやこの諸悪莫作、衆善奉行は、その宗旨、ゆめにもいまだみざるがごとし。居易おもはく、道林ひとへに有心の趣向を認じて、諸悪をつくることなかれ、衆善奉行すべしといふならんとおもひて、仏道に千古万古の、諸悪莫作、衆善奉行の、亙古亙今なる道理、しらずきかずして、仏法のところをふまず、仏法のちからなきがゆゑに、しかのごとくいふなり、

と評した。因みに、白氏がこの問答の機会を得た杭州刺史の在任期間は長慶三年、五十一歳から同四年までであり、この年、洛陽に帰還している。そして同じくこの年に、白氏長慶集五十巻が成った。とすれば、後の増補分を除いて少くともこの五十巻の範囲に含まれる宗教的内容をもつ白詩は、道元のような徹底した立場からみれば、本質的には問題外ということになろう。但し、五十巻以後もそれ以前と比べて、本質的な変化は認め難い。

唐代文人の懐く仏教思想について、ついでに触れれば、著名な「仏骨表」にみられる韓愈の仏教批判も、思想批判としは徹底を欠くものであり、宋代に入って『三教平心論』によって思想的に再批判されるに至った。白氏の宗教も

禅・浄土と様々の思想が雑多に含まれていて、これ亦不徹底の譏は免れない。いまここでは白氏の宗教的詩には触れないが、平安時代の文人が無常感に駆られて、心情的に白詩に同感し、人生の無常を美的に詠ずることによって醸成されるその微妙な雰囲気に心酔した、曾ての勧学会同人等にみられるあの感覚に主眼を置く傾向は、少くとも鎌倉時代には次第に薄れてきた。感覚本位から、重点は次第に内容に向けられてきたといえるのである。

以上の新しい傾向をふまえた上で、問題を正嘉本の側に戻せば、既に触れた如く、この本は基調として教訓的内容を以て貫かれている。そこで、以下、当時数多く書かれた一種啓蒙的教訓書、更に仏教説話類に於ける白詩の受容の仕方を検討し、次で、これらの内容を正嘉本のそれと比較しよう。そこで、教訓書類、仏教説話集類、漢詩文の参考書類の三つに分けて述べる。

先ず平易な教訓書類として、始めに内閣文庫蔵五常内義集〔江戸初〕写本一冊(6)（他本は総て「集」を「抄」に作る）を取上げる。この本についての研究は従来殆んどみられないが、ここに引かれる白詩は他に比してその数も多く、しかも大部分が新楽府より採られ、正嘉本との比較にも好都合のためである。

この本の撰者は明かではないが、成立については、内閣文庫本及び高松松平家披雲閣蔵本末尾に、

于レ時文永第二暦乙丑歳重陽下旬之候集レ之

とあり、所引の書籍類並びに内容を検討しても、文永の頃成立とみるのは穏当と思われる。年号に続いて、

集志其望有、其故人皆愚ナルハ多ク、賢ハ少ク、不レ知ハ稠、知ルハ希也、爰ニ万法ハ心カ所作ト云ヘリ、（中略）心僻心僻増アリ、ヒカミヌレハ諸ノ行ナラス、僻サレハ諸ノ行成ル、読事易カランカ為ニ、仮字是ヲ注ス、凡仏道ヲ修行スルニ、心ト行ト相応シテ、菩提ノ道ハ可レ成、行ト心ト相応セスハ、不退ニ至ラムコト難シ、須ク

現世ノ心ヲ直クシテ、後世ノ栖ヲ求ムベシ（以下略）

と述べて、専ら後世のみを求めるのではなく、現世に生きる心構えをも教え、また序の中にも、

仁慈也、義和也、礼順也、智賢也、信貞也、人為レ人此五常振舞、人不レ為レ人此五常ヲソムケリ

と、儒教の五常を内義、つまり仏教から説こうとしているので、『群書解題』では内典にも通ずる学者を撰者に擬するが、外典の教養も有する仏門の人とみた方が妥当と思われる節も多く、一概には決定し難い。また、引用経典には止観が多く、又文中、屢々法華経の語句を用い、人名としては慧心僧都、千観内供、山法師湛秀が、そして比叡山楞厳院、西塔なども見える上、更に、本文末尾に、

先世俗浅ヲ知テ、仏法ノ深ヲ信シ、穢土ノ仮ナルヲ厭テ、浄土ノ常ナルヲ求メム、願ハ麁言ノムツヒヲ以テ、必安楽ノ縁トセム

のように、浄土思想も述べられているので、撰者は天台に近い者と推定される。

次に文集よりの引用を挙げれば次の如くである（番号、文集巻数、題名は筆者補）。

①文集云、唐ノ玄宗皇帝御位ニ着給テ後、民ノ費ヲ知食テ驪宮高トホカラカリシカトモ、一度モ御幸ナラサリキ、君ノ御幸ハ一身ノ御為メ御幸ナラサルハ万人ノタメナリ（巻四・驪宮高）

②サレハ白楽天ハ必スシモ曲レル爪メ、鋸リノハシテ人ノ爛ランハムノミナラス貧民ヲ責費ス、是ヲ食フナリト云ヘリ（巻四・杜陵叟）

③白居易云、寧千両金ヲハ失トモ、一人カ心ヲ不レ失ト云リ

④文集云ク、天ヲモ可レ量、地ヲモ可レ量ヌ、只不レ可レ量ハ、人ノ心也ト云リ、而レハ、主従ノ間ニモ、心ヲク習成

ベシ（巻四・天可度）

⑤文集云、道州ヒキウト共燈台鬼ト被成テ、毎年ニ国年貢公参ル習ナリケリ、故ニ生ナカラ親ニ後レ子ニ別テ悲事无レ限、爰揚成ト云人、守ト成テ後、此事ヲ悲テ、公ニ歎愁奉テ、宣旨ヲ申出シテ燈台鬼ヲ止メラレヌ、又道州民、老少悦事无レ限、其後父母兄弟、相持テ人ト成ル事ヲ得タリ、此揚成ノ恩ヲ悦テ涙ヲ先テ詞モ不及、子孫ノ末ニ至ルマテ若揚成ノ恩ヲ忘ル、事モコソアレトテ、是ヲ為不忘、人毎子ヲ設テハ揚宇ヲ片名付、揚成ノ恩ヲ報スル事不レ絶、然ハ恩ヲ重クスヘキ事如レ此（巻三・道州民）

⑥文集云、唐周穆王申御門御座キ、馬ヲ愛給フ王ノ心ヲ為誑カ、廿八宿ノ中ニ、房宿ト云星下テ八定馬ニ変シテ、空ヲカケリ、地ヲ潜ル四海八埏至ラヌ処ナシ、是ヲ愛給トテ、御世乱タリキ（巻四・八駿図）

⑦唐玄宗皇帝ハ、揚貴妃ヲ愛シテ、安禄山ニ世ヲ乱ラレ給キ（巻四・李夫人）

⑧又唐胡旋女ト云テ、狐ノ女ノ形ニ変シテ、舞歌ヲ歌ヒケレハ皆人心ヲ迷ハサスト云事ナカリキ、故国乱人モ損シタリキ、ハケタル色如レ此況実ノ色ノ人ヲ迷ハスヲヤ、サレハ白楽天ハ人木石ニアラザレハ、皆情有、シカジ傾城ノ色ニ不レ遇ニハト書リ（巻三ニ胡旋女アリ、但シ内容ハ巻四・古塚狐）

（参考）狐ノ女ノ躰ヲカフル、猶ヲ人ヲ迷ハス、況ヤ実ノ女ノ人ヲ迷事遙可過此又御門ノ色ヲ重クシ給故也、国ヲ治メ給ハム人、色ヲ不可好給申タルナリ、（新楽府注）

⑨文選云大行ノ路能車ヲクダク、人ノ心ニ比フレハ此レ平ナル道也、巫峡ノ水能舟ヲクツカヘス、人心ニ比レハ是ヤスラカナル流也ト云リ、賢ニシテ不レ云ハ不レ如ト云リ（巻三・大行路）

（文選ノ選ハ集ノ誤写ナラン、披雲閣本、集ニ作ル）

⑩サレバ白楽天ハ周幽、国滅、跡戯家ヲ失ト云リ（続類従本ナシ）

⑪文集云アヤシキハナガラエテ、奢レハ失ト云リ、目ノ前ニアリ、高キ墻大ナル家用ル事ナカレト云リ（巻四・杏為梁）

⑫賢愚共ニ零落シ、貴賤同ク埋没スト云ハ是也（巻十・対酒）

このうち、③⑩は文集には見当らず、⑫を除き、他はすべて新楽府より引かれ、平易な教訓としての一面は正嘉本と殆んど一致する。殊に⑧などは、比較の意味から正嘉本の文をも併記したが、表現まで酷似しているといえる。

『五常内義抄』のような仏教関係の本に、かくも数多く新楽府が引かれることに就て思い出されるのは、大東急記念文庫蔵文集巻四、嘉禎四年写本の奥書である。それには、

嘉禎四年歳次戊戌八月十九日午時書写了／大和国十市郡薬王寺住人捨身求／菩提行人執筆浄円蓮勝房生年／廿八俊／為興法利生広作仏事之也

とあって、ここでは新楽府が「興法利生」の為に受容れられていることを示している。これと関連して宮内庁書陵部蔵五常内義抄（内閣文庫本にはこの句なし）に、

況ヤ仏法修行ノ人、弘法利生ノ願力至誠ノ誠ナクンバ、ナンスレソタヤスク成仏ノ果ヲシラン

とあるのを併せ考えれば、仏門の人の新楽府に対する態度も理解することができよう。新楽府の内容は説法など、平易な啓蒙的活動には、具体的でもあり、引用し易いものであった。

説話を含む教訓抄として同類のものに『十訓抄』がある。その序文の一節に、

むなしきこと葉をかざらず、たゞ実のためしをあつむ、道の傍の碑文をばねがはざる心なり（岩波文庫本による。以下同、傍点筆者）

や、

抑、かやうの手すさびの起りをおもふに、口業の因をはなれざれば、賢良の諫にもたがひ、仏教のをしへをそむくにゝたりといへども、しづかに諸法実相の理を案ずるに、狂言綺語の戯、還て讃仏乗の縁たり、況や又おごれるをきらひ、直しきを勧る旨、をのづから法門の心に、あひかなはざらめや

をみれば、著者は仏門に帰した人であることは疑を容れる余地はない。そして「狂言綺語」には今更触れないが、「道の傍の碑文……」の拠る文について、石橋尚宝『十訓抄詳解』には、世説、曹娥碑が挙げられているが、語句、内容ともにやや距りがあり、それよりは寧ろ、新楽府（文集巻四「青石」）の、

不願作官家道傍徳政碑

をふまえているとみた方が適当であろう。とすれば、著者には既に白詩が教訓として意識されていると見做すことができる。

次に本文について、先ず、巻三、四の新楽府よりの引用をみると（傍点筆者）、

陵園の配妾が月に徘徊せし松の戸ぼそのうちも、かくやありけんとぞおぼえける（巻三・上陽白髪人）(一ノ三)

大方、世に有道のわづらはしくふるまひにくきこと、うすき氷をふむよりもあやうく、はげしきながれに竿をさすよりも甚しきものなり（巻三・大行路）(二ノ二)

の如く、平安朝に屢々みられる使用法も交る。但し、（一ノ三）は『発心集』にも、ほぼ同文が引かれている。

こういう引用とは別に、

文集一巻の凶宅詩には「おごりは物のみてるなり、老はかずの終りなり」とも云、同四巻杏為梁には「倹存おご(二ノ五)

りはしつする事今在レ目」ともかゝれたり。

女もよく男をゑらぶべきにあたれり、故に白居易は、井底の瓶のたとへをひきて「少人の家のむすめ、慎て身をもてかろ〳〵しく人にゆるす事なかれ」と書かれ……。(五ノ八)

かの新豊老翁が雲南の軍にのがれたりけるは、みづからひぢを折たりける故なり、是は自然の事なり、いとありがたし。(六ノ三二)

大凡、人をはかりたぶろかす習ひ、漢家、日域そのためし少からず、故に楽府には「君をしてはちをとらしむとも、君取ることなかれ」とも諫め、あるひは、「只はかるべからざるは、人間のゑめるは、これいかれるならんと云事を」ともかけり、よく〳〵慎しむべし。(七ノ二七)

唐帝、楊貴妃にわかれしうらみは、長恨歌という文に見えたり、漢皇の李夫人におくれしうらみ、いかばかりなりけん、「骨は化して塵となるとも、此怨はきゆることなからん」など、がふにかゝれたる、いとつみふかくこそおぼゆれ、凡いもせの中のうらみの、あさからぬためしは、いひ尽すべからず、契むなしき夜半の怨には、更行かねの声、すゞろにうらめしく、あかぬ名残の暁の怨には、すごさぬ鳥のねさへ、いとうらめし、是等ひとへに愛着生死の業なれども、石木ならぬ身のならひにて、この怨にしづむたぐひ、むかし今かずをしられず、唯傾城の色にあはざらんことをねがふべきにや。(九ノ五)

などをみれば、説話として、更に唱導と教訓とを兼ねたものとして楽府が受取られ、先の内義抄の引用よりもやや幅広いが、一部は相通じ、(二ノ五)の如く、同一の引用もみられる。

以上は新楽府に限ったが、十訓抄の白詩引用は更に広い範囲に亘っている。

そのうち、諷諭詩としては既に引いた巻一凶宅詩（二ノ五）をはじめ、巻二秦中吟の中の議婚（五ノ七）、巻一夢仙（七ノ一）の三句に過ぎないが、いずれも教訓の意が含まれている。

諷諭詩以外では文集巻卅詠史を引く、

（七―序）
楽天書給へることあり、

去者逍遙来者死、乃知禍福不天為

是は秦の李斯等が心を嫌ひ、漢の園公等が振舞を誉たる、古調四韻の内の落句なり、かゝるに付ても、三界唯一心なり、心の外に別の法なかりけりとおぼゆ、楽天又文殊の化身なれば、いかゞ信ぜざらむ、唯し未レ来ざらむ報を、いら〳〵敷願ひ求て、聞いで事などすべからず、万につけて、能く慮りをめぐらすべき也。

などの如く、説法調の文の中に引用される例がある。これと同様の例は他にも（二ノ二）の「世に有道のわづらはしくふるまひにくきこと」の中で、荘子の文と共に引用されるもの（巻三十三、偶作）、或いは（六―三〇）に引かれる巻三十七、禽虫十二章并序などがある。

但し『十訓抄』は、五常内義抄程、明確に現世的教訓のみに偏せず、分量の多いこともあって、説教、乃至教訓の外に、自然に説話的部分も加えられている。そういう中にまた白詩が屢々引かれる。例えば、（一〇―三八）、文集巻三十三、「尋レ春題二諸家園林一」を引く、

白楽天の、あるとしの春、煙霞の興にひかれて、あくがれいでたりけるに、花面白き家の有けるに、馬にのりながら入たりけるを、あるじのしやうぐんとがめければ、

遙見二人家一花便入、不レ論二貴賤与二親疎一、

と詠じけるによりて、亦いふことなかりける、物をかんずるふぜい、この事に侍り。

などはその好例である。既にこの句は、『和漢朗詠集』巻上、春のうち「花」にも引かれている。また、（一―一五）「女房の螢の詩歌」にみえる、

次なるひと、優なるこゑにて「螢乱飛て」とうちながめたるに、又つゞきて「夕殿に螢飛て」とくちずさむ。

などは、まさしく平安朝文学さながらの興趣といえよう。但し、これも鎌倉初期、藤原信実撰『今物語』に既にみえる。このように十訓抄は内義抄程教訓本位に徹してはいない。しかし、総じていえば、教訓の意が底流に存し白詩をもその立場から引くことは否定できない。

更に、十訓抄に勝るとも劣らず、好んで白詩を引くのが無住の『沙石集』『雑談集』である。『雑談集』巻三（古典文庫所収、寛永二十一年刊本）に、

楽天云、富貴シテモ亦有レ苦、々在二心危一憂一、貧賤ニシテモ亦有レ楽、々在二身自由一云云処一々書侍ニヤ、愛シ思マヽニ、

楽天言常思出侍リ

とあり、文集巻七、「詠意」のこの句は『沙石集』（巻四）にも引かれる。またこの外にも、

楽天ノ風情事ニ触レテ欣慕ノ心侍ル……（『雑談集』）

とも云うが、平安朝文人等が「風情」と思想とを混同して、専ら白詩に心酔するのとは異なり、無住はその風情を喜び乍ら、その思想には冷静な態度を崩してはいない。

例えば、『沙石集』（巻五本）（岩波日本古典文学大系本）は、既に道元のところで触れた道林禅師との問答を引き、道元程ではないが、白氏の宗教に対して一種の批判を加え（これは或は『正法眼蔵』の影響か）、更に、

楽天云ク「栄枯事過ヌレバ、都テ夢ト成リ、憂喜心ニ忘ルヽ便是禅」ト、実ニハ事過テ空（むなしき）ノミニ非ズ、時ニアタリテモ自性ナキ故ニ空也、故ニ生ニ当テ不生也、諸法ヲ実ニ夢ト知テ、喜モナク、憂モナク、心地寂静ナラバ、自然ニ空門ニ相応スベキニヤ（巻一）（文集引用句は巻十六、寄李相公崔侍郎銭舎人）

と、白詩の常識論に基く宗教的曖昧さを適確に批判するのである。禅的修道生活の体験あってのこととはいえ、白詩に対するこのような批判的言辞は、平安時代には曾てみられなかった。

従って、無住が屢々引く白詩には曾ての言葉の遊戯はなく、すべて教訓を含むものあって、文集巻十三以後の律詩のみでなく、巻七、十一など、曾てそれ程愛好されなかった巻からの引用も数多くみられる。

また、談義の後に白詩が講ぜられる有様は、

故明禅法印、止観ノ談義セラレケル座ニ或遁世入道、望テ聴聞シケリ、法門ノ次ニ、楽天ノコトバヲヒキテ、「巨如（スルスミ）ノ身後チ有ラン二何事カ、応向（アシフミタテヌ）世間ハ無レ所レ求」ト云事、其沙汰アリ。言心ハ、人ノ一物モ不持、手ウチフレルヲバ、スルスミト云フ。マタヅエツクホドノ地モモタヌヲ、足フミタテヌ世間ト云フ、身ヲステヽカクナリヌレバ、求ムル所モナク、煩モナシ。歎スクナク、心ヤスシト云事也（巻四）

などに髣髴として描かれ、またこの種白詩の講釈は、無住自からの手に依っても白詩引用の次に「文ノ意ニ云ク」という書出しで、屢々行なわれている。その意味で『沙石集』は、当時に於ける広い層に迄拡がりつゝあった白詩受容の生きた姿を提供する貴重な資料でもある。

『雑談集』は『沙石集』に比べれば、多分に個人の述懐的要素が多く、従って後者程流布しなかったかにみえるが、一方、それだけ白氏と直接し、先にも引いた如く、白氏への感慨が屢々漏らされている。

楽天ハ禄少シテ出ー仕任レ心ニ、或ハ入ル、是ヲ中隠ト思テ、山ニモ不レ入、又朝ー市ニモマシハラテ、道ー行ノ縁トセシ、ウラヤマシク侍リ、楽天ハ出家ニモアラス、在家ニモ似ス、禅門ニ志深シテ、世間忘ー却セシ人也、今ノ代ノ出家ノ僧ニマサレリ。

に至っては、多分に恣意による白氏像を描き出している感もするが、ここでは官人、文人としての白氏は次第に印象が薄れ、仏教の修道者としての白氏像のみが全面に出ている感を懐かせられる。但し、これは白氏に対する無住の個人的受容態度というよりも、鎌倉時代に至って文集が僧侶の手に委ねられる機会も多く、寧ろこれは当時のかなり一般化した傾向とみてよいであろう。

この類のもので、最後にもう一つ、敬西房信瑞による『広疑瑞決集』（国文東方仏教叢書・法語上所収）をみれば、ここでもほぼ同様の形で、白詩、特に新楽府が教訓として引用されている。巻四、「無邪憐民」の項をみると、

おほよそ世をおさむる法、民をあはれむを本とす。民をあはれむ道、政に邪なくして正に帰するにしかず。

と述べ、続いて論語為政、尚書・周書君陳などを引き、更に孝文本紀の漢文帝に及び、

又此文帝に、或者一日に千里ゆく馬をまゐらせたりけるに、御門おほせらるゝ様は、わが行幸のとき前後に供奉する馬車数もしらず。其中にわれひとり、千里の馬に乗りて、いづちかゆかんとて返したびけりと。白楽天の楽府に、千里の馬去りて漢の道興るとほめられたるは是なり。

と、文集巻四・八駿図を併せ引く。同様のことは、唐太宗についても、

貞観二年に、関中旱して人民多くうへたり。太宗侍臣に謂曰、水旱調はざることは、人君の徳を失ふ故也。朕が徳をさまらず、天まさに朕をせむべし。百姓何の罪ありてかかく苦しむや、男女の子をうる者ありときく、朕甚

かなしむと。即御史大夫杜淹をつかはして、巡検して御府の金宝を出して、是を贖ひ、各其父母に返し玉へりと。白楽天の楽府に飢人の売れる子をば、分レ金贖とかゝれたるは是也。

と述べて、同じく巻三、七徳舞を併せ引く。更に続けて、蝗虫の害に及び、

太宗苑に入て、あまたの蝗をとりて呪して曰、人は穀をもちて命とす。しかるに汝是を食む、是百姓を害するなり。百姓あやまちあらば、余一人にあらん。汝霊あらば我を食すべし。百姓を害する勿れ。との玉ひて、正にのまんとし玉ふに、臣下諫めて申さく、恐くは病をなし玉はんことを。太宗の曰、願ふところは、災を朕が身にうつさんと思ふ、なんの病をかさらんと。ついに是をのみ玉ひぬ。是より蝗又災をなさずと。白楽天の楽府に、又

貞観之初、道欲レ昌、文帝仰レ天呑二一蝗一、一人有レ憂、兆民頼、是歳雖レ蝗、不レ為レ害、ほめられたるは此事なり。

是等はみな政に邪まなくして、民をあはれみ玉ふ大旨也。おほよそ太宗の徳政あげ尽すべからず。委は貞観政要に見へたり。

と結んでいる。ここでは史書や貞観政要などと新楽府が併立的に述べられ、時政に対する諷諭としての本来の意図が、政治上の心構えとしてほぼ定着していることを示している。

信瑞は浄土系の隆寛及び後にはその弟子信空の門に入った学僧であり、泉涌寺定舜の嘱により俊芿伝を編しているので、真言にも近く、弘長二年には関東に下向し、源空伝を時頼に献じている。政治にも全く無関係ではなかったのであろう。

以上、白詩の多く引用される教訓抄を挙げて、白詩受容の態度を検討したが、夫々多少のニュアンスの相違はあるにしても、広く教訓の意味を含める点ではいずれも共通していることは否定できない。そして、これらの著者がいず

れも、宗派を問わず仏門の人であることも見逃しえない特徴といえよう。時代からみても、また編集の形式からも、当然この一群に入って然るべき『古今著聞集』に、これらと共通する性質の白詩引用が殆んど見当らないことを思えば、好んで白詩を教訓として引く層なるものも、仏門、或いは寺院関係者が中心であるという限定を或る程度認めざるを得なくなる。

そこで次にこの種の受容範囲を更に明確にする為に、仏教説話類の『発心集』『宝物集』『撰集抄』をも検討する。先ず『発心集』（大日本仏教全書本）であるが、ここには、これまでに見た意味での教訓としての白詩引用は見当らないし、その引用回数そのものも多くはない。

タトヒ同シ心ナル中トテモ幾世カハアル、楊貴妃ハムナシク比翼ノ契ヲノコシ、李夫人ハワヅカニ反魂ノケフリニノミアラハレタリ（第五）

のような、平安朝に好んで用いられた唱導風の引用の外、説話集に屢々みえる顕基中納言の愛唱歌（古墓……）や、

彼恵心ノ僧都ハ和歌ハ綺語ノアヤマリトテ読給ハザリケルヲ（第六）

唐ニ帝オハシケリ、夜イタウ更テ燈壁ニソムケツヽ……（第八）

などと、平安朝に於ける白詩愛好の名残りがみえるに過ぎない。

次に『宝物集』であるが、先ず一巻本（続類従本）をみると、長恨歌、李夫人、上陽人に限られ、素材としては何れも既に平安朝に於て遍く知られたものである。唯、これがやや唱導風に扱われ、例えば楊貴妃や長恨歌についても、

唐ノ玄宗皇帝ノ、陽貴妃ト申シ后オモヒツキテ、天下ノコトヲハ、陽貴妃ノセウトナリケル陽国忠トイヒケルヒトニ、ウチアツケテヲハシケルヲ、安録山ト云ヒト、コノコトヲイキトヲリテ、数万ノ兵ヲトヽノヘテ、陽国忠

ヲコロシツ、コノコトミナモトヲタツヌレハ、陽貴妃ノトカナリトテ、ヒロキ野ニユキテコロシテケリ、コノアヒタニ、アワレニカナシキコト、ヲホク侍メリ、長恨歌ト申文ハ、コノコトヲ申テ侍ナリ、コトカニワカレヲミタマフヘシ、

と極めて平易に述べつつ、人生の無情を覚らしめる縁として扱っている。また、

上陽人ハシメテマイリシトキハ、十六、今ハ六十、コウカム空老テ、白髪アラタナリ、宮ノウクヒス、ヒトリキヽ、窓ウツ雨ニ、メヲサマスナムト侍ハ、ソレモ陽貴妃ニネタマレテトコソハ、承リ侍シカ。

もほぼ同様であるが、ここでは原文の調子を尚留め、曾ての美文美辞意識が継承されている。この点については、

遅々タル春日、ケムリタエテ、イタツラニクラシ、漫々タル秋夜、コロモウスクシテ、アカシカタシ。

も同様であり、「漫々」などは、やや不適当な使い方ではあるが、矢張旧い口調が残されているのである。康頼宝物集では、白詩の引用は更に数を増してはいるが、題材からすれば、ここでも矢張楊貴妃、李夫人、陵園妾などが多く、

唐太子〔ノ〕賓客白楽天ハ、人ニ生テ一百年、数レハ三百六十日、其百年ヲ持ツ物、万カ一モナシト嘆キ、首楞厳院ノ明賢阿闍梨ハ、縦ヒ八十ノ算ヲタツ者モ連日数レハ二万八千余日、況ヤ半過ナン、イツヲ待トカセン、イツノ日イツノ時、出入ノ息再会待事ナク、永ク漏レテ、何ノ野何ノ山ノ麓ニ捨ラレテ、身分所々ニ散乱シテ泥塊ニ交ラントスラント申ソカシ。

と、同様に、曾ての如く、唱導風に白詩が引用されているに止まる。七巻本[7]の白詩引用もこの範囲を出るものではない。そして漢詩の引用として、

昔為京洛声華客、今作江湖潦倒翁（巻十五・晏坐閒吟）

などがみられる。

『撰集抄』（大日本仏教全書本）になれば一層平安朝に於ける白詩受容に近く、題材としても、また文調からみても美辞意識が強く残り、これに唱導的要素がつけ加えられている。

女院又失サセ給シカバ、歎ニナゲキヲソヘ、悲ニカナシミヲカサネテ、月卿雲客ノ、花ノ袂ナミタニアラハレ、露ニソボチテ夙夜セシタグヒ、声ヲトヽノヘテ叫声、シバシハシツマラズトナン、彼ノモロコシノ天宝ノ年秋七月、夜フケ人シツマリテ、玄宗楊貴妃ニ契リテ、天ニカケラバ比翼ノ鳥タラン、地ニスマバ連理ノ枝トナラント、契リ給シムツビダニモ、禄山ガタメニウバハレテ、前後ニコソワカレ給シニ、是ハイカニト契リマシ〳〵ケルゾヤ、其夕マテ、ツヽガモマシマサヾリシ女院ノ、俄ニ息タエテ、イマソカリケル事、返々哀ニ侍（巻四）

や、また、

往事ヲオモヘバ眇茫トシテ、夢ニタガハヌ世ナレバ、悦モ歎モ皆ムナシ、ヒソカニユビヲ折テ、古人ヲカソフレバ、賢モサリ愚ナルモ留ラズ、タヾ空キ名ヲノミ、残ス事ノ哀サヨ、海漫〻トシテ、雲ノ浪煙ノ波イト深キ所ニ、三ノ神山アリ、不死ノ薬多アリトテ、方士ヲシテ、年〻ニ薬ヲ取ニツカハシヽ、秦皇漢武モ昔語ニナリ、周穆王ノ八駿ノ駒ニムチ打テ一世界ヲカケリシ、今何レノ所ニカアル、今日クレ明日過テ、年月ヲ送ル程ニ、荒原ニサラサレシ、骨モ朽ウセテ、タエセヌ名ノミノコセリ（同）

をはじめとして、引用のすべてが、新楽府や、その他白詩の詩句や故事を鏤めた形でなされている。しかもそれは終局に於て、人生の無常に連るのである。

『撰集抄』の著者には西行が擬せられ、巻末の「于時寿永二年ムツキノ下ノ弓ハリニ讃州善通寺ノ方丈ノイホニシ

テシルシ終リヌ」を取れば、少くとも鎌倉前期の作になる。また『宝物集』は平判宮康頼の作とされ、『発心集』は鴨長明によるとされ、さすれば、これ亦鎌倉前期の著作となる。但し、野村八良氏（『近古時代説話文学論』）の考証によれば、著作年代、著者共に遽に信ずることができないことが知られる。この三本を鎌倉前期の作とすれば、筆者としては甚だ好都合であるが、いまは、決定的にいうことは留保したい。

ただこの三本の内容を検討すれば、『発心集』には往生伝の影響が顕著であり、『宝物集』には欣求浄土の思想が強く、『撰集抄』も発心談、遁世談、往生談が多く、共に、現世に如何に生きるかということよりも、視点が彼岸に向っている点で共通し、『五常内義抄』の如く、現世を一応肯定し、人倫関係の問題を仏教の立場から説くのを主眼とする著作との間に、明に一線を劃していることは否定できない。心が専ら浄土に向う時には、現世の無常のみが映じ、従って白詩についていえば、人生の有限性を観ずる詩句が引かれ、ここでは触れないが、その引用は寧ろ唱導の諸集にみられる白詩引用と傾向を同じくしている。一方、現世に留ろうと志向すれば、人倫関係、或は政治などについての教訓が必要となり、白詩については、より現実的な教訓として、新楽府などの白詩が求められるのはこれ亦自然のことといえよう。仏教的色彩を多分に有する点では同じように見え乍ら、内容からすれば、このような相違がみられるのである。正嘉本をはじめ、五常内義抄などの教訓抄のうち、教訓としての白詩を数多く引用する著作が、いずれも、末世が悲嘆された時代にではなく、次第に安定に向った鎌倉中期に撰せられているのも故なしとしない。

無論中期にもこれらと異って、『撰集抄』などに連るものが無いわけではない。例えば、正嘉本と同じ年に住信によって撰せられた『私聚百因縁集』（大日本仏教全書本）のような浄土思想の強く表われたものには、『発心集』よりの影響が深く（今昔物語よりの影響もみられる）、白詩についても「勧学会事」（巻九―一四）の中に、

作下百千万劫菩提ノ種、八十三年功徳ノ林上（巻五十七・贈僧五首、鉢塔院如大師）

此ノ身足レ愛万劫煩悩ノ根ナリ、此ノ身何ノ足ナン厭フ、一聚虚空ノ塵（巻十一・逍遙詠）

を引き、この項を終るに当って、

上代尚シ爾ナリ、況今時ヲヤ乎、有レ心男女尤トモ結ンテ作レ縁、勧レ法企タテ行成二スト仏種一云云

と結んでいる。彼岸を望む思想は平安以来、無論鎌倉全期を通じて決して衰えることはないが、同時に、世俗的教訓として白詩を引くものは、鎌倉中期頃最も盛になったものといえよう。

このような平易な教訓が求められる一方、博士家などを中心として、公家や上流武家層を対象として、経学や紀伝の学が引続き行われ、その中から実際政治上の心構えが真面目に求められた。正嘉本が書写された頃の好学の傾向については既に述べたが、吾妻鏡をみれば、それよりも早く既に鎌倉時代初期、実朝の頃に、

（建暦元年七月）四日癸丑、霽、将軍家令レ読二合貞観政要一給、

（十一月）廿日戊辰、将軍家貞観政要談義、今日被レ終二其篇一、去七月四日被レ始レ之、

という記事がみえ、また、

昵近祗候人中、撰二芸能之輩一、被二結番一之、号二之学問所番一各当番日者、不レ去二御学問所一、令二参候一、面々随二時御要一、又和漢古事可二語申一之由云々、武州被レ奉二行之一、（建保元・二月二日条）

ともあって、早くから、奨学の傾向と、漢籍の中に為政者としての教養が求められていることが知られる。無論儒教乃至は漢学の教養は実務上の必要からも、公家社会の中に於ても求められたに相違なく、それらの求めに応ずべく教訓抄や文例集が編纂された。そこで、この種編纂物の中に文集が如何なる位置を占めているかを検討する。

先ず尊経閣文庫蔵『玉函秘抄』三巻〔南北朝初〕写一冊について述べる。この本には、既に川瀬一馬氏の紹介の文があるが、[8] ご の中には外典よりの抄出に交って、白詩もみられる。これをすべて挙げれば次の通りである。（引用順序に従い、便宜上番号を附す。（　）に入れた文集巻数、題名は原本にはないが適宜補った。）

(1) 好生毛羽悪生レ瘡（巻中）　白氏文集（巻三、大行路）

(2) 多才非二福一禄一薄命是聰一明　白氏文集（巻五八、哭皇甫七郎中）

(3) 禍一福廻一環車。転レ穀栄一枯反一覆手蔵鈎　白氏文集（巻十五、放言五首ノ二）

(4) 位一高則惜其位　身一貴則愛其身一　同

(5) 一日安一閑直万金　同（巻六四、閒臥有所思二首ノ一）

(6) 大一隠ゝ朝市一　小一隠ゝ厳藪一　白氏文集（巻五二、中隠）

(7) 周秦宅崤。一函。一其宅非不　同一　興八百年一死。望一夷。一宮一寄語　家与　国一人凶　非家凶一　白氏文集（巻二）凶宅詩

(8) 悲哉夢レ　仙一一一。夢誤　一生　同（巻一）一夢仙詩

(9) 天下无正声　悦　耳即為娯

人間无正色　悦目即為姝　同　秦中吟（議婚）

(10) 貧為レ時二所レ一弃　富為レ時二所レ一趍　同　秦中吟（議婚）

(11) 富家女　易レ嫁　嫁早　軽　其夫一

貧ー家女難レ嫁ー　嫁晩　孝　於姑ー　同　秦中吟（議婚）

(12)七十而。致ー仕　礼ー法有明ー文

何乃貪　栄者　斯ー言　如　不レ聞　同　秦中吟（不致仕）

(13)朝露貪名ー利ー　夕ー陽憂子孫ー　同吟（不致仕）

(14)賢愚共零。ー落。　貴賤同埋ー没

東岱前後魂　北芒。新ー旧骨　白氏文集（巻十、対酒）

(15)此身何足恋　万ー劫煩悩根

此身何足厭　一ー聚虚空　塵　同（巻十一、遣遣詠）

（巻下）

(16)大行之路能摧レ車若比　人心是夷　途

巫峽　之水能覆舟ー若比人心是安　流　白（巻三、大行路）

(17)海鳥不知鐘鼓楽ー池魚空結　江湖心ー　同（巻三、馴犀）

(18)高ー者未ニ必　賢ー　下　者未ニ必　愚ー　同（巻四、澗底松）

(19)勧レ君掩鼻君莫レ掩ー使　君夫婦為参商ー

請レ君掇レ　蜂君莫レ掇変ニ君父子ー成犲狼ー　同（巻四、天可度）

とあり、この外、書名はないが、

⑳年高（ケテハ）須請老（ヲ）一　名遂（テハ）合（ヘシ）退（クヲ）身（巻二、秦中吟ノ不致仕）

㉑人生（ヲ）一百歳　通計（スレハ）三万日

何況百歳ノ人　人間百（ニモ、ニシテ）無レ一（ヒトリモ）（巻十、対酒）

などがある。

尊経閣文庫本末尾には、

後京極殿御撰集云々

延慶元年大呂上旬書写了　合点一校了（本批）

徳治第二之暦蕤賓初五之天於長楽寺辺染短毫者也（本）

と一筆で書かれているので、藤原良経及びその側近の学者、文人の手によって編纂されたものといえようか。『小夜のねざめ』に、

紫式部が源氏、白氏が文集身にそへぬ事はなしとこそ後京極殿も仰られけれ

とみえ、⑼⑽⑾は良経の師、定家自筆『奥入』（『源氏物語大成』所収）の訓に一致することも注意されよう。(9)

この本は川瀬氏も云われる如く、上流者の自戒の意味を含めた一種の教訓書と思われるが、このうち「秦中吟」は源氏物語にも屢々引かれていることは人のよく知る所であり、⑮は『三宝絵詞』、「比叡坂本勧学会」のうちにも見え、また前述、『十訓抄』『沙石集』に引かれる句もあり、全体として単なる教訓というよりも、人生の省察として白詩が受取られている。その意味で、鎌倉期のみでなく、寧ろ平安貴族等の白詩に対する最も内的な接触の一面を示す

好資料であるといえようし、源氏物語に引かれる白詩研究にも欠くことはできないように思われる。この本は次に述べる同種のものに比べて、部類別に編纂するという整理の手が加えられておらず、外に向って外形を取繕ろう所がない状態のままであって、貴族の内面を窺うには恰好の資料であり、その中に白詩がかくも多く含まれることはまことに意味深いことといえよう。

次に、博士家の手により部類別に編纂された用例集、教訓集として、藤原孝範『明文抄』と、菅原為長『管蠡抄』について述べる。

孝範（一一五八―一二三三）は南家の学者であり、『柱史抄』（「新校羣書類従」巻第百六所収）巻末識語の中に、

抑十巻（明文抄五巻、秀句抄三巻、柱史抄二巻）抄物、一身之頭目也、為レ報二万一之朝恩一、偸抽二三百之微志一、我君不レ捨者、臣願可レ足矣

とあり、後更に齢七十五歳に及んだ後、

貞永元年五月廿四日、令レ披二文庫一之間、取二出此抄一披見有□思有□涙、仍留二此二巻一即加二一見一畢

と書き加えているので、明文抄は貞永元年より余程以前に撰せられたものであろう。(10) 識語の示す通り、天皇並びに公卿の用に供することを目的としたものと思われ、巻一・天象部、地儀部、帝道部上。巻二・帝道部下。巻三・人倫部、人事部上。巻四・人事部下。巻五・神道部、仏道部、文事部、武事部、諸道部、雑物部、雑事部に分類されている。作文上、並びに政務の実務に役立てる部類別用例集であろう。内容は外典類から必要な句が博捜され、確かに光範の学問の程を伺うに足る。元来、教訓書ではないが、帝道、人倫、人事の部に引かれる句をみれば、教訓的意欲も自ずから含まれていることは明白である。

いま、帝道部の引用外典について、引用回数の多い順に挙げれば、後漢書、史記、漢書、文選、左伝、礼記、貞観

政要、尚書、論語、孝経、帝範、律、荘子、毛詩、呂氏春秋、唐暦、などがみられ、同じく人倫部については、文選、礼記、論語、後漢書、史記、漢書、左伝、尚書、孔子家語、塩鉄論などがあり、更に人事部については、文選、史記、後漢書、論語、左伝、漢書、臣軌、荘子、顔氏家訓、孝経、礼記、貞観政要、孔子家語、毛詩、周易、晋書などがみられる。

こういう中にあって、白氏文集は僅かに巻二に一回、

香火一爐灯一篋、白頭夜礼仏名経

が引かれるに過ぎない。この句は既に『和漢朗詠集』上巻、「仏名」にも引かれ、無論教訓的意味は無い。

光範が平安末から鎌倉初期に活躍したのに対し、為長は寛元四年に八十九歳の高齢で歿するまで、京、鎌倉の何れからも学者として高遇され、長年に亘って文事全般に就いて指導的役割を果した。その編著である『文鳳抄』には既に触れたが、更に、外典の中から教訓句を部類別に編纂したものが『管蠡抄』八巻である。これは『明文抄』のように、主として実務上の参考書として編せられたものではなく、引用句をみれば最初から教訓書としての意図が明かに伺える。

最近、金沢文庫旧蔵、徳治年間写の原本（この転写本は静嘉堂文庫本と故山田孝雄博士蔵本の二本が知られる）が世に出た。その奥書に、

徳治三年二月廿五日点校早

正五位下行越後守平朝臣（押花）

同三月二日重校合早菅相公

為長卿抄　云々　　貞顕

とあるのをみれば、[11] 政子以来、為長の幕府との交渉をも思い合せて、これが如何に鎌倉上流武士の間で尊重されたかを知ることができよう。

然しながら、明確に教訓書として編纂されたこの本には、文集よりの引用は全く見られない。同人による、謂わば文学語辞典としての『文鳳抄』にあれ程屢々文集の句が引かれるのに比較して、これは大きな相違といわねばならないし、ここに為長の文集に対する、対象及び目的の違いによる異なる態度が示されているともいえよう。

『玉函秘抄』に引かれる白詩を全体としてみると、これは少くとも治国平天下の道ではなく、一歩退いて己をみつめ、人間を省察し、仏教を愛するという、謂わば消極的な、白氏の云う「独善」の道が示されている。そしてこれは、政治の局面に立って理想を実現する途の殆んど封ぜられた平安朝文人達が求めた道でもあった。詩の典型という一面はいま別にして、白氏文集が華々しい流行の外に、こういう官人の心の支えとなっていたことこそ、わが国に於ける文集の異常な迄の愛好を持続せしめた根本の理由の一つであるといえよう。然しながら、孝範や為長に求められたものは、個人の道ではなく、公人として、政治に参画する者の心構えであり、又、公文書作成の参考としてであった。そこには積極的な、儒教の精髄たるべき言葉が部類別に整然と並べられる必要があった。『管蠡抄』が武家社会に於て尊重されたのは当然のことであり、そこには最早、白詩を容れる余地は存しなかったのである。

以上、『五常内義抄』を始めとする説話的教訓書、『撰集抄』をはじめとする仏教説話、そして、『玉函秘抄』をはじめ外典よりの摘句集類と、三つに分けて引用白詩の内容を検討した。ここで、以上のことをふまえて、教訓的内容を含む書に引かれる白詩全体について、若干考察を加えて、この項を結ぶことにする。

これまでに比較検討した教訓的内容を含む諸種の本の中で、最も幅広く様々の立場を併存しつつ白詩に接しているのが『十訓抄』である。それは序文に見える編纂意図からすれば明かに教訓を目指してはいるが、そういう意味を殆んど含まない説話の部分も少なからず存し、結果的には様々のニュアンスを異にする白詩が夫々取入れられ、既に述べた如く、曾て平安時代に愛好された美辞としての白詩すらも躊躇することなく引かれているのである。そして、その成立の時期、建長四年（一二五二）の時点で考えると、白詩の受容については、こういう併存の状態こそ当時の実情を最もよく反映しているものと思われる。これを一つの拠り所として考えると、これまでの諸書にみられる様々の白詩引用相互の関連も明かになってくる。

尊経閣文庫には小野道風の筆になる、文集巻五常楽里閑居詩が蔵され、これは「帝都名利場、鶏鳴無安居」にはじまる十六韻である。下級官人の哀感が切々と述べられている。当時は名筆による手本の贈答が行なわれていたので、勿論これも手本の一つであろうが、同時に、この句に共感をもつ者の坐右銘としての性質も含まれていたと思われる。こういう手本をも含めて、既に挙げた勧学会同人の愛好する白詩や、平安時代の諸書に散見する人生に対する一種の反省や、生のはかなさに対する咏歎は、ほぼそのまま『玉函秘抄』に抄出された白詩の中にも含まれている。既に挙げた同書の(15)(21)などはその好例であり、この詩、或は同趣旨のものは『十訓抄』『沙石集』にも多く引かれる。従って、白詩のこういう謂わば人生詩は、題材としては、平安・鎌倉両時代とで殆んどその相違を見出すことは出来ないのである。

また、平安時代以来広く愛好され、時に口頭に乗って詠われた楊貴妃や白髪人を始め、文集に無限に存する佳麗な詩句についても、成程、断句してみれば、それのみでも佳句掬すべき風情はあるが、その根底に於て人生の無情と連

るのであって、それ故にこそ、美辞も一層美しく、人の心に泌入る力をも持つのである。『撰集抄』『宝物集』などに引かれる白詩はこの類いであるといえよう。それは平易にして美しく、人間の無常に連なるが故に、又同時に平安時代以来唱導に引かれる言葉としても、最も適したものであった。白詩の人生詩と、この美辞とは、本来内的に深く連っていて、決して無関係ではない。鎌倉時代に迄この種の詩句が存続するのも、それ相応の意義が存する。

こうみてくると、白詩の受容は、平安・鎌倉を通じて本質的にはさしたる変化はなく、平安時代に顧みられなかった詩句が、鎌倉期に至って俄に注目されるに至ったものは、決して多くはない。

鎌倉時代の文集受容が、その詩句の選択に特に新しい傾向がみられないとすれば、両時代の間には如何なる相違が存するであろうか。

先ず第一に挙げうる事は白詩に対する扱い方の相違である。題材は同一であっても、平安時代にあっては、白詩を人生の省察の言葉として、他人のためにではなく、自戒の意味でこれに接することが出来た。然るに、鎌倉時代にあっては漢学の衰微と新興層の抬頭とにより、少数の例外は別として、他人の手を通してこれらを教えられる必要が起り、特に学問的素養の乏しい武家や更に下層の者に対しては、寺院関係者などが介在して、平易な教訓として授けられるようになった。平易にして、委曲を尽して説明的である白詩がこういう社会にあって相応しいく、広く流布するに至るのは至極当然のことと云えよう。

平安朝も特に摂関期以後になれば、白詩を人生詩として受容した層は社会の矛盾に最も敏感たるべき中下級文人であり、末世意識の深化と共に、彼等は現世よりも彼岸に希望を託すという傾向が一般に強くなった。従って、白詩の中に含まれる道義性や政治批判よりも、その宗教的傾向により共感をもったのである。鎌倉時代に他力宗の活動が拡

がるに就ては、平安朝摂関期以来の思想傾向を深化させた社会的背景が考えられるが、この時代とて浄土の教のみが盛であったわけではない。彼岸よりも現世に真面目に生きようとする中堅層が次第に厚みを増していることも決して見逃せない事実である。その意味で、社会全体としては、鎌倉時代は平安時代よりも一歩健全な時代に向いつつあったことは否定できない。そういう彼等がこの世に生きる為に求めた教訓は、浄土への教義の代用にもなる白詩ではなく、現世に役立つための教訓であった。『五常内義抄』『十訓抄』『沙石集』などに、人生の無常を詠ずる白詩と共に、この世に生くべきより具体的な世俗智を示す白詩が数多く引かれるのも、彼等の求めに応じたものであろう。

特に武士階級の人達は、上流者ならば然るべき師について、貞観政要、帝範、臣軌などを読む機会にも恵まれたであろうが、それ以下の地方に散在する多数の者にとっては、更に平易な心構えが必要であった。『沙石集』にはこういう地方の地頭層を相手にした説法の中に現世教訓を見出し得るのである。上下により程度の差はあるにしても、実際に社会的責任ある仕事に携わる者にとっては、彼等なりに適する教訓が求められた。そういう要求に応じうる最適なものの一つに具体的な政治をも反映する新楽府も数上げることができよう。元来白氏により上に対して求められた政治に於ける道義性を強調する諷諭詩が、その諷諭を教訓に転化せしめて、多数の人々の求めに応えたといえる。

この項の初めに、教訓としての白詩を三類に分けて、それに就いて検討を加えたが、結局、『五常内義抄』『十訓抄』『沙石集』などに多く含まれる白詩の類が、啓蒙的な教訓として、鎌倉期の特徴を最もよく示し、他の二類は、既に二の(1)に挙げた多くの例と共に、寧ろ平安時代以来継続する性質のものという事になろう。

最後に、これらの諸書の中に正嘉本を並べて比較すれば、新楽府の聞書として、内容からすればまさしく『内義抄』の類に入るべく、分量の上からも新楽府五十篇全部に亘り、この類としては内容も最も豊富であり、鎌倉中期白詩受

容の典型的一例をこの正嘉本にみることが出来るのである。

註 (1)その他、『とはずがたり』（冨倉徳次郎校）にみえる、「売炭の翁はあはれなり、己れが衣は薄けれど、薪を採りて冬を待つこそ悲しけれ」（巻一）は、新楽府巻四売炭翁のことを今様に仕立てたものであり、現存分『梁塵秘抄』には新楽府よりのものは見当らず、或いはその欠を補うものかも知れない。新楽府の詩句は今様に仕立てるにふさわしく、元はそういうものも含まれていたとも考えられる。尚『増鏡』にも、「売炭翁はあはれなり、をのが衣は薄けれど、御声いとおもしろし」とあり、鎌倉時代によく知られていたことがわかる。

(2)披閲の機会を得ていないが、真福寺蔵本は鎌倉期写本であり、尊経閣文庫本と並んで現存古鈔本中写しは最も古い。

(3)同学阿部隆一氏「北条実時の修学の精神」（『金沢文庫研究』十四ノ六）にこの撰者を実時に比定する論考がある。

(4)例えば親鸞の『教行信証』には、この『楽邦文類』の引用が屢々みられ、その中に、「業儒有レ才、敦如劉雷柳子厚白楽天乎、然皆秉レ筆、書レ誠而願レ生二彼土一矣」（信文類）など白楽天に関する文もある。

尚、楽邦文類には文人の詩文に交って白居易のものも収められ、「繡西方浄土幀讃」「繡阿弥陀仏讃」（巻二）、「画西方浄土幀記」（巻三）「東林寺臨水坐」（巻五）の外に、遺稿巻下には白居易の略伝も付されている。

(5)『伝燈録』にみえる白居易は、第四道林禅師との問答、第七惟寛禅師との問答、第十にはその経歴と参禅記が収められている。このうち、わが国では特に第四がよく引かれる。

(6)写本としては吉田幸一氏蔵長禄四年写本一冊、内閣文庫蔵〔江戸初〕写本一冊（国文東方仏教叢書本の底本。但し翻印に際して片仮名交り文を平仮名交りに改めてある）、宮内庁書陵部蔵写本一冊（続羣書類従本の底本。但し、原本の訓を省いている個所が多い）、香川大学神原文庫蔵寛文五年写本一冊があり、故山田孝雄博士蔵〔江戸初〕写本二冊のみは平仮名交り文である。尚、神原文庫には版本（横本下巻のみ存）が存する。内題は内閣文庫本のみ「五常内義集」とあり（但し下巻尾題に「五常内

義砂」とある。「砂」は「抄」の誤写か)、他はいずれも「五常内義抄」に作る。内閣文庫本には巻末識語として、本文に既に挙げた「于ㇾ時文永第二ㇾ暦……」の外、「宝徳四年三月十二日　於玉琳房書之畢」とある。

吉田本巻末には、尾題「五常内義抄全部終」の次に、「少納言入道信西作(シヤウナコンニフトウシンサイサク)／旹長禄四年龍集庚辰三春十六日書之」とあり、又、書陵部本には、

五常内義抄全部終／小納言入道信西作／又説小松殿作云々

とある。香川大学、藤川正数氏の御厚意により神原文庫蔵写本と版本の写真を恵まれた。神原文庫本には、「寛文五乙巳歳七月廿六日　全憲書写之」とあり、次で「悪筆并写本雖不分明／為令仮助縁書写畢後見／方令有校点者也」とある。山田本には識語は無い。

信西、或は小松殿については本文中に『古事談』(一二一二―一五の間に成立)よりの引用(但し、書名を記入してあるのは内閣文庫本、山田本のみ)があるので、二人を作者に比定することは無論無理であろう。

尚、本文については序の部分の異同が比較的大きく、その他全巻に亘って相互に多少の異同がある外、内閣文庫本、山田本のみは仁が十一項、智が二十三項と、各一項宛項目が多い。

尚、最近、四国高松、松平家披雲閣蔵五常内義教訓抄二冊のあるのを知った。上下、別筆であり、上巻尾には、

旹文明七年乙未霜月廿六日筆劫畢右筆淳清春秋廿七

とあり、下巻尾に、永年下巻を求め漸く得た喜びを述べ、

寛文竜集丙午(六年)小春十八日　如松子誌之

とある。上下巻内題、上巻尾題に「五常内義教訓抄」とあるが、下巻尾題のみ、「五常内義抄下巻」とある。それに続いて、内閣文庫本にある「于時文永第二暦……」と同一の識語がある。本文も内閣文庫本と同系統であり、『古事談』の名も挙げら

れ、仁・智の項各数も同数である。山田本とこの三本が同系統ということになろう。

(7)古典文庫本として新たに紹介された九冊本も白詩に関しては、元禄七年刊七巻本に新たに加えられた個所は殆んど無い。

(8)「中世に於ける金言集について」(「青山学院女子短期大学紀要」第三輯)。尚、この文で未紹介の本として、故山田孝雄博士蔵本にも江戸の写本があり、首尾の文にやゝ異同が存する。

(9)悦(ヨロコヒシムア)(奥入、同じ)　娯(タノシヒト)(奥入、同じ)

(10)所レ(アレ)弃(ステ)(奥入、同じ)　所レ(レハ)趍(ワシ)(奥入、同じ)

(11)早(レトモ)(奥入、ハヤケレハ)　軽(アナツル)(奥入、同じ)

晩(ワンケレトモ)(奥入、ヲソケレハ)　孝(アリ)(奥入、カウアリ)

姑(シウトメニ)(奥入、シウトメ)

(10)東洋文庫蔵明文抄二軸は鎌倉末期を降らない写しであり、今は二軸に分けられているが、両巻を合してほゞ巻四全部に該当する(短い巻の首は破損し、周易より引く文がわずかに残り、次の文が続類従本、巻四首の文と一致する。或いは巻次に若干相違が存するのかも知れない。長巻との間に若干の欠落があって、長巻尾は類従本巻四尾に一致する。)後補山藍色表紙、料紙は楮斐交漉紙、裏打を施す。紙高二七・六糎、墨界、界高二二・三糎。界幅二・七糎。朱筆にて博士家ヲコト点、句読点を施し、墨筆にて声点清濁点、返点送仮名を付す。

(11)川瀬氏、前掲書参照。

結　語

以上、第一章に於ては正嘉本の内容及びこの本が書かれた背景について述べ、次で第二章に於ては、この本が鎌倉

時代に於ける文集受容の中で、特に説話類、教訓書に引かれる白詩と照合しつつ考察を加え、教訓としての白詩の一典型をこの本にみた。

この稿を結ぶに当り、平安・鎌倉の文集受容全体の流れの中に、この正嘉本を如何に位置づけるかに就て少しく述べることにする。

既に触れたように、平安時代、白詩は詩文の模範としては無論のこと、貴族社会の好みに合致して、その華麗な語句は断句されて流行し、或いは、内的に、その宗教的色彩のあるものを人生の指針とする者もあり、また人生の有限性の哀感を巧みに歌い上げた詩句は、諷誦文、願文の分野にも引かれるなど、広範囲に影響を与えた。

曾ての貴族文化の衰微と共に、一種、言葉の遊戯としての文集の流行は次第に衰えはしたが、後鳥羽院の御代、承元四年、高陽院に於ける「楽府問答」（『一代要記』）や、建保六年、内裏に於ける「白氏文集論義」（『百練抄』）の例が示す如く、白詩愛好は鎌倉時代にそのまま継承された。当然のことながら、白氏文集に関しては、平安・鎌倉両時代の間に断絶は見出し得ないのである。

鎌倉時代の文集受容は平安朝に比して、必ずしも華々しくはなく、従ってこれまで受容史全体を観るような研究は殆んどみられない。しかし、本文に於てみた如く、多くの白詩が諸書に引かれる外、本文としては金沢文庫本書写という、着実にして基礎的な仕事も行われ、更に、主として巻三、四に限られてはいるが、多くの書写がなされ、新楽府仮名交り文（東大史料編纂所蔵三条家文書の中に「折臂翁」の鎌倉写断簡とおぼしきものの模本が存する）も行なわれた。また、東大寺宗性の『白氏要文抄』をはじめ、既に本文に於て触れた幾つかの選本も編まれ、なかでも内閣文庫蔵『管見抄』十巻（内、巻三欠）は、同じく白詩を適宜選択したものであるが、白居易の文集編纂の意図と理想と

が最も忠実に受継がれている意味に於て、平安時代の『菅家文草』『後草』にも比するに足るものである。

一方、公家の歿落、武士階級の抬頭という社会変動に伴って、従来の学問的水準の低下と、新興層の進出により、学芸の啓蒙活動が活発に行なわれ、それは文集についても例外ではなかった。『吾妻鏡』によれば、真言、天台など、所謂旧仏教と呼ばれる宗派の僧侶達が如何に多く鎌倉に下って、幕府並びに上流武士に従って、その仏教諸行事に参加しているかが知られるのであって、彼等一統は同時に、同じ鎌倉に下った博士家の学者にも劣らず、文芸、学問の分野に於ても啓蒙的活動を展開したに相違ない。『沙石集』をみれば、釈家が鎌倉のみならず、各地に於ける説法の中で、仏教経典の文句の外に多くの外典の句を交え、更に本文に於ても見た如く、文集の句が彼等によって平易に巧妙に説かれている有様が知られる。正嘉本として書写された、佐々目谷遺身院に於ける教訓本位の新楽府講義もこういう活動の一環として理解さるべきものであろう。

教訓抄や説話集類については本文に於て述べたが、こういう書物以外にも、例えば、尊経閣文庫蔵『条々』〔室町〕写（徳治三年、平政連より長崎左衛門への諫書。外題には、「平政連諫草」とある。史籍集覧所収）の一節に、

白氏文集曰驪宮高美重二惜人財力一、牡丹芳美天子憂レ農一、共制一人之御幸一、豈非万代之鑒誡一

とある如く、或いはまた、文永・弘安頃の成立といわれる『塵袋』（古典全集本）、「凶宅」について、

楽天ノ詩ニツクリテヲロカナルコトニノ給ヘルコノ篇ニツキテヒガ心エノ有故ナリキル主打ツヽキ其ノ身ニ災アリモノアシカルヘキ運ノアラムハマタク家ノシワサ所ノワサハヒニハアラヌヲシツケテ推シテ思ナシニコレヲ居所ノトカトイヒナシテ人ノ運ノヲトロヘ物アシカルヘキユヘノ自然ニ相続スルヲ下郎道理ナキヲハ思モイレヌコトヲヽロカナリトハ云ナリカノ凶宅ノ詩ニハ人疑テ不二敢買一日毀土木功ニ嗟々俗人ノ心甚矣其レ愚蒙ナルカ但懼ニ災将レ至一

不レ思過ノ所レ従一我今題二此詩一欲レ寤二迷一者胸一ト云ヘリ（第二）

とあるが如く、更には、『続教訓抄』（古典全集本）（これは新楽府略意よりの引用であるが）にみえる、

白氏古今ノ善悪ヲ記ス

の例にも知られる如く、本文にも既に述べたことをも含めて、この時代には教訓としての白詩が既に定着していることを示している。

それに伴って、既に平安末期に白氏は「文殊の化身」（『今鏡』）と見做され、また鎌倉時代にも「祖師」（『普通唱導集』）と讃えられた唱導の世界の評価と交錯しつつ、本文にも既に触れた醍醐寺蔵『新楽府略意』の識語のうちに、同寺地蔵院の深賢が、

楽天之志已達深理大聖誠言也

と讃仰する言葉によっても、この時代に於ける白居易に対する新しい評価を認めることができよう。

白居易は文集巻一、二、及び新楽府五十篇に諷諭の意をこめて、天聴に達することを願った。これを受け容れたわが平安時代に於ては、少数の人を除いて、社会の趨勢とはいえ、次第に白詩の原意を離れて独自の受容を行ない、鎌倉時代に於ても、これを引継ぎつつ、一方、平易な政治上の教訓として、又、具体的に委曲を尽して人の真実な生き方を教えるものとして、主として仏門の人による教訓書や説法に引くための最適の文句となった。彼等にとっては、新楽府はそのまま、仏教でいう「興法利生」に連なるのである。鎌倉時代に新楽府の写本が多いことには、種々の理由も存しようが、こういう事をも無視することはできないであろう。

その意味で、鎌倉佐々目谷に於て説かれた新楽府注正嘉本は既に繰返し述べた如く、鎌倉時代に於ける平易な教訓

としての白詩の最も具体的な姿を示すものであり、教訓、説話としても、新楽府全部に亘る様々の内容を持つものだけに、貴重な資料たるを失わないものである。

『新楽府注』の翻印許可については真福寺当局の一方ならぬ御厚情を賜わり、この本が東京国立博物館寄託中は小松茂美氏には、何時に変らぬ御高配を賜った。また、山田忠雄、渡辺照宏、太田晶二郎、沢寿郎、築島裕の諸氏には種々御教示を賜わった。更に、本文、註に御名前を掲げた諸氏や、文庫、図書館各位には多くの貴重な図書閲覧の機会を与えられた。いま、各位に対し深甚なる謝意を表する。

（一九六九年二月廿七日稿）

附　真福寺蔵新楽府注

凡　例

真福寺蔵新楽府注二巻正嘉元年写本一冊

の翻印に当っては、次のような方針に従った。

一、真字については、草書体は楷書体に改めたが、「候」「御」「給（ゟ）」など、使用頻度の高いものは、原本のままとした。片仮名については、異体のものをも含め、出来うる限り、原形を保持することに勉めた。平仮名はすべて通行の字体に改めた。

一、原本の各行字数は不同であるので、これには従わず、適宜改めた。

一、以上、二項の外は、原形を私に改める場合は、すべて、その旨註記した。
一、明かに誤写と思われる文字、或いは当時通用の文字も改めないことを原則とし、必要により、その旨註記した。
一、書入、訂正の筆及び墨色の、本文と異る場合についても、必要により註記した。
一、原本の訂正個所については、出来うる限り訂正前の原形を復元することに勉め、これを註記した。
一、片仮名宣命体にみられる小字の右寄せや、双行小書の左右の書分けは、訂正、削除等の事情により、まま原則通り行われない事がある。これらの場合、私に原形を改めるときは、その旨註記した。
一、猶疑問の存する文字については、その旨註記し、且つ稍肉太に原字に摸して、本行に入れた。
一、虫損、水損等により文字の欠損している個所、及び判読し兼ねる文字は「□」を以て表わし、痕跡の存する場合は、勉めて原姿を註に於て示した。
一、文字の痕跡などにより推定の可能な場合は、該文字を（　）、〔　〕を以て囲んだが、前者の方がより確実度は高い。
一、原文は二人の筆になると思われ、両筆（仮にA、Bとする）のうち、A筆が主であり、B筆は後半のみにみられるので、その都度、その旨註記した。
一、原本には句読点は施されていないが、通読の便を考え、私にこれを施した。
一、便宜上、半葉毎に区切り（└）を附し、その行の下に丁数を書入れた。
一、註記を要する個所には、番号を附し、増補の場合は「＊」「＊＊」を以て示した。

翻印に当っては、真福寺当局並びに小松茂美氏の御高配を辱けなくした外、山田忠雄氏には、全巻の御校閲を願い、氏は再度に亘り、原本照合の労をもとられた。いま、各位に対し、衷心より謝意を表する。

玄宗七　肅宗八　代宗九　德宗十　順宗十一　憲宗

七德舞　武者美德之七俊ヲ唐ニハ舞俊ヲ七德之舞トハ申ケル也

此取意ハ、唐太宗ト申ケルヒト門、改直スナヲシ世ヲ治ケル事ヲホメテケル也。此ヒト門、或ハヒト方ニテ軍之庭ニ命ヲ臧或戴心妄仕ヘ進セテ、斯之ヲ背ケル人ヒ、髑ハ子ナムトノ、自野山ニ散テケルヲ、ヒト倉ヨリ絹金ナレトヲ下ミテ墓ヲ作埋ケリ。埋ミ(1)ナムトシテケル者ニハ、樣ヒ物タヒケリ。又□□□(1オ)カタナクテ子ナムトヲウリテ哀ケルヲハ、金ヲ下ミテ(悲)口(其)祖ニ返タヒケリ。魏山微夢ニ見ハ(2)子夜泣張瑾哀口閉カハ(3)辰日鬼ト申ケハ、(4)魏微ト申ケル人、玄中ヲ鑒テヒト改ヲ治テケレハ、又妄キ物ニ思シ召シケル程ニ、此人已ニ病ニ卧ケニケリ。其比、ヒト門ヒト夢ニ、眤口給リテカリケナムトヒト覽シテ、我鏡失ヌトテ竟夜泣明サセケリ。張瑾ト申人失ヒケレハ、哭哀ケレハ、人ヒケテ、今日ハ辰日ニ相死タシリ(5)、故サラ哀事可忌日ケ也ト申ケレトモ、ヒト門ヒ歎ヽ更ニ不止ケケリ。年タケヌル後ハ、祖ヲ失ヘル人モ、ウキ世ノ學ナシハナムト思ヒ惟ヘテ、サシモ歎ヌ人モケヲ、人ヲ惜セ心懲ナリ(6)ケレハ、人目ニモ不悼泣哀ケルニケ。三千之后ケケルヲモ、何ナ(7)宮中ニ込リ居テ苦事モ有ケ、各心ニ思ヒケヘシトテ、三千余人ヲハ出セケニケリ。此ヲモ人ノ嘆息、人思ヒ遂サセムカ为也ケルニケ。重各ケテ、命ヲ可為者、三百九十人ケケルヲ、今年ハ冬ニ成ヌレハ獄ヨリ皆可出秋可行事ナレハ、明年秋火可詣(7)悲ク放セケ

ニケリ。サテ、其秋ニ成ルケレハ、サナカラ獄ニ返リ入ルニケリ。感應重ク(8)ヒ在ケシハ、迷ヶ不尖返詣リテルケルニル。

1・「ミ」ハ原文、「手」ノ如ク見ユ。イマ、「ミ」ヲ充ツ。

2・モト、「見」。「テ」ヲ消シ、「シカハ」ニ改ム。　3・「聞」ノ右下仮名ヲ消シ、左下ニ「カハ」ヲ加フ。イマ、右下ニ移ス。　4・モト、「申ケル」。「ケル」ノ上ニ重ネテ、「候ハ」ニ改ム。　5・モト、「充ク」。「リ」ヲ「レリ」ニ改ム。　6・「准ナスラフ」ノ誤字ナラン。　7・モト、「哥」。「テ」ヲ消シ、「トテ」ニ改ム。　8・「ク」ノ上、濃墨筆ニテ更ニ「グ」ヲ書加フ。

法曲(1)　賢コヒ門、世中ノ静ナルヘキ事ヲ舞歌樂ナムトニ作テ、舞歌ト初ハヲ、法曲トハ申ナリ。

此収之意ハ、世ノ門、国可治舞樂謳ハケル程、世モ静ナルヲ、唐玄字(2)ト申ヒ門、カヽル樂ヲ弃テ、胡国(3)申遠キ井中ヨリ出キテルケル舞歌ヲ謳ハケ〔リ〕。□□人城コノ(*)ヒヲ弃テ、狄ヒスノ事熊ヲ用ラル、(何)□□申ケル程ニ、明クル年国モ乱レ、ヒ門モ入込モリハケリ。此収ノ意ハ、古ヲ新(改)ヒ(ク)キヲ用(*)、近ヲ(4)弃テ、遠ヲ謳ハ事ヲ謗リテルケル也。

1・「法」ノ声点不鮮明。　2・「宗」ヲ「字」ニ作ル。文中、コノ例多ク、マヽ濃墨筆ニテ「宗」ニ改ム。始ヨリ「宗」ニ作ル個所モアリ。　3・「ト」ノ上、更ニ濃墨筆ニテ「ト」ヲ加フ。　4・「近」ニ續キ「用」トアルヲ消ス。　*「鳳」、何レモコノ形ニ書ク。

二王後　隋煬帝申スヒ門、子、泰帝封鱸門国公、後静帝封介国公ト申スニ人ヲ、二王後ト申ス也。

此収ニハ、大字(1)之ヒ心ノ涙事ヲ讃テイラセテルケル也。彼煬帝ト静帝ト申スヒ門、乍ラ兩国ヲ滅シ、ルケレハ、大字、兩王ヲ失テ、其子一人ヽヽ取テ命(2)ヲ生テ、大廟祭ナムトト申ス祭時ハ、此二人

王子共事(ツカサトラセ)ムニケリ。大宗(3)ハ言ハ、王氏(ヲ)サノミ可断事ナラ子ハ、先ハヌ也トアリケレトモ(4)ハ心ノ(中)ニハ、国ヲ失ヘル国王、末ヲハ加様ニ成タル事ニコソト(5)見セテ、世ヲヲサメレ人ノ心ヲ涼ク誠メレト思シテ、此二人之王子共ヲ殺(6)、被置ケルナリ。

1・「字」ノ右下、「ノ」形ノ虫損アルモ、痕跡ハ無シ。他例(33ウ6「漢」武帝」ノ「ノ」ハ、「ノ」形虫損ニ僅カノ墨痕跡アリ)ニ準ズトスレバ、「大字」トスベキカ。 2・「ハカリヲ」ハ濃墨筆。 3・「字」トアル上、濃墨筆ニテ「宗」ニ改ム。 4・「モ」ノ下、一字アルヲ消シ、其右書入ノ一字ヲモ消ス。 5・モトト「ニコソモ」、「モ」ヲ消シ「ト」ニ改ム。 6・「共ヲ」ノ「ヲ」ヲ消ス。

海湯ゝ 海廣ク遍リ量リ難知事ヲ海湯ゝト申也。

斯収ニハ、秦始皇漢武帝ト申シ二人リノ市門、蓬莱山ヲ求テ、人ノフツラヒヲ成ケル事ヲ訪リテ分也。秦始皇(1)時、徐福ト申ケル人、東ノ海ニ蓬莱山有ト、其山ニ多ク薬ノ脹(2)ル人千万、命ヲ得テ、空ヲ翔ルト羨ハル也ト申ケレハ、(3)幼キ童女キ女三千人ヲ集メテ、多ク冊(乗)ヲ蓬莱ヲ被求メケルニ、海ノ上ニテ年積ニケレトモ、不得(求)□□」ニケリ。童男(3オ)女トハ丈夫也。其後、又漢武帝、□□成ト申ス人ヲ可求彼山ヲ由シヲ申ケレハ、亦多ク童男女ヲ遣ハシテ被求ケレトモ、如弗(5)不叶シテ止ニケリ。大方ハ蓬莱山ハ(6)遥カニ有トモ、可成仙人ハ不求ル。仙ヲ得テシキ人ハ、求トモ不相事ニテ有ナリ。此収ノ意ハ、国ヲ治ル人ハ、叶テシキ事ヲ治テ国弊ヘヲ成、人煩ヲ至ス事有テシキ事ト戒タルナリ。

1・「皇」トスベキヲ「星」ニ作ル個所多シ。　2・「服」ノ「又」ニ重ネ、「ツル」ニ改ム。　3・始メノ「約」トシテ消ス。　4・モト「ト」。上ニ重ネ「ヲ」ニ改ム。　5・モト「亦」、加筆シテ「肝」ニ改ム。　6・色葉字類抄(星川注)「慥タシカニ」。

立部伎　城ヨリ中ニエビスノ国ヨリ出キテ人樂ヲ立部伎ト申也。

此収之意ハ、唐玄宗(1)皇帝ノ實事ヲ弃ツ謗リナク也。(昔)君ノ祈国助ト可成樂ヲハ坐部伎ト名ヲ四五后ニ祭リナムトニモ被用是ヲ事ナシ、唐玄宗(2)時、都坐部」(伎)樂人(3)樸樹ニ成立部伎之樂人ニ被加ケレハ、成樂ハサカヘ都ノ樂ハ廢タレナニケレハ、都ノ樂、笛(4)音子琴ノ調モ皆道ヲ守リ、舞ノ神歌音ヘモ皆樸タメシ有事ニナ。成ノ樂ハ、喧シク調ヘ乱カハシリ、舞一トシテ成メヲ守ル事ヱシ。カヽル輕ミキ事ヲモチナシテ、直ニキ事ヲハ弃テロ事吉カラヌ事也ナレト、時ニ人々申ケル程ニ、幾ヱクシテ国乱ナ3ウケリ。

1・「宗」ハ濃墨筆。　2・モト「字」、濃墨筆ニテ「宗」ニ改ム。　3・「樂ヲ」ノ「ヲ」ヲ消シ、「樂人」トス。　4・「音」ハ濃墨筆。　5・「乱ミタレカハシク」ノ内、「ミタレ」ノ三字ヲ消ス。

花原磬　樂人ノ打ナ磬、中ニ磬、中ニ物ナリ。花原申一所、石(取)テ磬ニ被テ作ナシヲ花原磬トハ申也。

此収ニハ、唐玄宗(1)申セシ内門、古ヽ事弃テ、新ヽ事ヲ用ヰシヲ謗リテナ也。昔ヨリ四濱ト申所、石ヲ磬ニ作テハ、代ヨ(2)帝ヽ相継、明堂大廟ノ祭ニモ用ラレナケレヲ、唐玄□□□」始テ花原ノ石ヲ被用ケリ。時人々ナテ、昔ヱキ事「共」万々可有「惇」上ヘニ、此新4オシキ磬音ヘ、国乱ヘキ聖音ナムト申シテ、帝ヲハ申エスシテ樂人ノ愚シテカヽル物ヲ用ヨソヘテ謗リナケル程ニ、幾程ヱシテ、胡国蕭国ヨリ軍(蒜)国

乱ケシハ、帝モ蜀山ト申山ニ入込れ又。唐土賢人トモハ、風聲水ツノ色ニ付モ、国柴ノ国ノ可傾事ヲ計リ、歌音ヲノ響ヲ聞モ、政可乱事ヲ謗りんナルニん。

1・「字」ニ重ネ、濃墨筆ニテ「宗」ニ改ム。　2・「帝」、行末余白無キタメ小字。衛入ニ非ズ。

上陽白殿人　天宝年十六ト申ケルヨリ、(上)陽宮ニ籠レテ六十ニ成ルマテニ不出、(其)殿モ白殿ムニケリ。其ヲ上陽白殿トハ申也。

中収ニハ、唐玄宗皇帝、改ニ意ヲ入れサリし事ヲ謗り、楊貴妃(心)口口ヲ也ヲ染ケ(心)事ヲ謗りテ、徳宗皇帝ノ物ノ哀ヲ知れし事ヲ讃テんも也。玄宗皇帝、(昔)(元)(1)(寛)(皇)后武氏妃ト申ケル二人ノ姫キ4ウニ後テ、歎ニ沉テ時、政ヲモ不知(ン)テ、戊二人ニ似(ン)ム(人)ヲ尋テ心ヲモナクサメムト思シテ、可然家ニ人ヲ(付)(テ)(2)尋うしケル、程ニ、楊(玄)琰ト申ケル人ノ娘ニ楊貴妃ト申人ヲ尋出テ、帝ニ殺ト思シケリ。其後新妃サキ百余人(3)有リ。コノ有ケル中ニ、赦フルナヒ勝タル人有ケリ。楊貴妃思んケル様、帝戊ヲ内覧スル事モ有ラハ、我ヨリ進ム事(モ)有ナ(ム)口(4)思テ、讃ンカニ上陽宮ト申舊宮、中ニ込メテ、僅ニ日ヲ可送事計ヲ人ニ付テ作セ、房(ナシ)ヲ守(ラセ)ケリ。カル程ニ、楊貴妃モ失セ帝モ隠レテ、三代ノ帝ノ内世ヲ盡ナキニ尋モ不有ケルヲ、徳宗皇帝ト申ケル帝ノ内時、尋出シテ哀ナル事ニ思シテ、司ヲタヒケリ、尚書号ナリ。

1・玄宗皇后ニ「元献」ノ名アリ。　2・「テ」、或ハ「ケ」カ。　3・「人」、「人」ニ作ル。　4・口ノ個所、「ー」ニ近シ。或ハ「ト」カ。　5・「カル」ノ次、「後」ニトアルニ字ヲ消シ、「程」ニ改ム。

胡旋女　長居国ヨリタクヒモ無ク面白シケル女謝イタリケル。5オ
此ヲ胡旋女トハ申ナリ。」

中収ニハ、玄宗皇帝ノ世ヲ可治事ヲハ不知、軽シキ事ヲ好

ミわしを謗詬せんなり。玄宗皇帝、ち世盡ナレトせし比、殊ニ舞、樂ヲ好テ(1)万人ニ舞せわケり。帝自霓裳羽衣ト申ス舞ヲ楊貴妃安禄山ナレトニモ舞せわケり。かゝル程ニ胡施女詣ケレハ、氏ニ並ブ舞ハナカリケリ。絃鼓一ヒト聲スレハ雙袖ヲ挙カヘ、迴雪飄颻トシテ轉蓬ニ如ク舞ト申ハ、氏胡旋女カ舞ケン有樣ヲ申タル。紫花園ノ中ニハ珊作ス妃ト、金鶏障ノ下ニハ養シテ幼兒申ス。楊貴妃モ后ナムトモ舞わケり。安禄山ハ楊貴妃ノ養ナヒ子也。然トモ舞ケルコトヲ云タルナリ。サリケル程ニ、国ノ人ノ帝ノかゝル事ヲノ口ち心ニ入テ、世ノ事ハリシ。タテハサリケルヲ衛(2)打チ(詣)事ヲ儀シタハカリケレハ、安禄山申ケル樣、天下ヲ失ハ楊貴妃ト其弟楊国忠ナリ。氏ヲ失イテ(3)帝モ空キち意ニ成わヒナム。我レ楊(3)貴妃ノ養子ナレトモ、ち門ヲ失イ詣ラセムヨリハ、氏苓ヲ失ハシト申シテ、軍ヲ菽ニテ失ケリ。氏偏ヘニ帝ヲ思詣スル故ナリケシトモ、后ニ後レヌル事ヲ哀ナシトテ、帝モ入込リわケり。

1・「シヒトアル上皇ニテ、濃墨筆ニテ「ア」ニ改ム。　2・コノ字不詳。或ハ「徹」(名義抄「徹」トホル)ノ誤用カ。　3・モト「養」トアルヲ消シ、上欄ニテ「揚」ニ改ム。上欄ヨリイマ本行ニ移ス。　4・「ケリ」ヲケレニ改ム。

新豊折臂翁

若カリケル時ニ軍トモノ世ヲシノカレカタカ熊臂折ケル翁新豊ト申所ニ有ケル新豊翁(臂)爲呂(呂)軍毘。共収ニハ、玄宗皇帝、時、楊国忠ト申ケル人、時、攻ヲ事ヲ国ノ費ヲ不顧、人歎シ不ル知事ヲ諂タルナリ。南方、国、ニ南蛮ト申スエヒスノ国アリ。帝斯ヲ随ヒわ事難有事アルヲ、楊国ノ忠申ケル樣、二十万人軍ヲわんは、彼ヲ打隨ヘナムト申ケレハ、玄宗皇帝サモアリナムト思シホシテ、国ニ軍ヲメシケリ。其時、氏、折臂翁年二十四ニテ有ケルカ、申樣、彼ヨヘ下カル道ニ、瀘水ト申テ水如ニテ溫(2)崩ラシテ、廣

五十里ナル河アリ。氏河ヲ(渡)人十人ニ三人ハ死ヌル事也。其末縄橋ヲ渡ナムトスル[ケ][ム]こキ道アリ。命不ル[3]ニ軍ニ非死ナム事ニ疑事ナシ。我臂折テ軍ノ催ヲ道ト思テ、能ト左ノ臂ヲ折タリケリ。サテ、楊国忠幾軍ヲ率テ罷リケレトモ、カヘル道ニテ多ノ人死ケレ[ム]、空テ返ヌ。人ニ率テ、楊国忠世ヲ改ナラハ国滅ナレト申ケレハ、国[ム]歎ヲ息カカリ。安禄山ト申ス人カ蕃陽節度使楊国忠ヲ失ケレハ、帝モ入込ワケリ。氏収ニハ、楊国忠カ叶ハヌ事、故ニ多ノ人ノ歎ヲ成テ、[已][ム]滅テ帝ノ位ヲモ失ヒ世ソこリトナリケリ。

1・「其」ノ右下、「ノ」字形ノ損アリ。或ハ「ア」アルカ。　2・名義抄「涌タキ」

3・「シキニ」ヨリ、「…纔肩」マデノ二十字、行間小字。イマ、本行ニ改ム。

太行路

常山ト申ス山ノ巌サかしキ、軍ヲ催カ故ニ、大行路ト申セ。常山ハ通[陽]石山道セ。

6ウ

北収ニハ、軍ヲ催ク道ヨリモ人ノ心ハサカしク、冊ヲ霰ク水ヨリモ人ノ心ハケハしト申ム也。人ヲ吉ト思フ時ニハ、翅生テ空ヲモ飛ヒ翔ル様ニ讃メ、悪シト思時ニハ、疵ヲ求過ヲ顕ハス。有事ヲ申ストテハ事モヤサしクム。安キ事[ム]申付ル[2]ニ□夫ノ間タモ、昨日トテハ七タヒコ皇ノ新(1)ヘヌ野ヲラヤミ、今日ハ又参商[ム]殊ニ成ヌ。帝王モ臣下之間ニモ、朝タニハ顔深ケレトモ、夕ヘニイノチラ召ル数限安事ナレハ、車ヲ催ク自モ山冊ヲ霰ス自河、人ノ心□(2)(忽)ナム[ト]申ナリ。

1・「新」、或ハ「断」ニ改メタカ。　2・□ノ個所、「[illegible]」ノ如ク見ユ。不詳。

司天墓

高ク天ノ墓ノ立テ、天文道ノ有ル皇位天氣ヲ見セテ帝ハ為ニ世可乱事可然事ヲ申セ。氏司天墓トハ申セ。

氏収ニハ、ハ門ノハ為[ニ]悪ヒ[ム]ヌヘキ天変ノ有ル[ム]ヲ、目出事[申](天)文道ヲ者共偽事ヲ誘リテ[ム]ナリ。高ク天墓ナラ立テ、冊夜星ノ循リ雲ノ色ナムトラ見セラル、事、天変有ラハハ祈ヲモ、又政ヲモ改メテ過ヲ直シカ為也。而ヲ天変有ル時モハ氣色イカ、ト[ム]ハリテ、ハ

ヒトノミ」申ス、上、シヽヒカコト也。爰ニサレハ、漢ノ元帝周成帝ノ時、時変移ニ有ケレトモ、敢テ申サヽリケレハ、(1)祈ナムトモナク、政コト(ナ)ラサル、事モ云リケリ。国モ滅ケリ。此収□、サノミ偽ラ申サハ煩ク、高百尺ノ司天臺立モ申シ云。カヽル徒ツカサニ、多ノ俸禄ヲ賜モ空成ヌト誘(ナ)リ。

1・モトヲ、加筆シテ尺ニ改ム。

獺蝗 反ノ由ノ青ヲ食ヒ失ヒ云ヲ蝗虫ト申也。人食テ云ヲ取ラスル事アリキ。其ヲ獺蝗トハ申也。

斯収ニハ、玄宗皇帝ノ時、河南ノ長吏申ス(者)ノ、(蝗)(虫)(ヲ)トラセシ事ヲ誘リテ候也。河南ト申ス河内ニ□ノ国候、其国ニ蝗虫出来テ千里程ニ青、草モ云ク食失ヘル事アリヽ。河南長吏、国ヽ催シテ蝗虫ヲ(ヲ)セケリ。唐ニハ、多ノ国政人ヲハ長吏ト申也。民ノ程ヽニ隨(ヲ)、年貢(1)ナムト 樣ニ蝗虫ヲ取セテ(納)(ヲ)ハ、シト也。」

蝗虫ヲ」□(ヲ)(ヒ)物多有テ、銭ノ三百ニ蝗虫一斗ヲ易ケレハ、蝗虫ヲ取リ得ヌ物ハ買ナレトシテ納ケリ。人ノ力ヲ以テ天災ヲ競(ヒ)雖ヲ事ニテ(ヲ)ヘハ、一ノ虫ヲ取トモ百ノ虫来リテ、更ニ不稱、飢(ウ)(ヒ)民ヲ旅ヲ煩ス事ニカ也。唐ノ太宗之時、蝗虫出来ケレハ。上林苑ニ□□ノ蝗虫ヲ取テ、汝カ国□(2)作物滅(ス)ハ民ノ命ヲ失也、政事ニ(ヲ)(ヒ)、事ハ天ノ責ナヽ(3)、未タ今年モ天災ヲコシリ、是ロ我アヤマチテ可有、只多ノ人ヲ滅サムヨリハ人(4)一ヲ失ヘ。トカヲ我身ニヲイテ、国ノ滅ナレトスルヲ一ノ蝗虫ヲノミカケシハ、蝗虫皆。失(ニ)(ヲ)ロ。又陳留ト申所ニ蝗虫出来ハ、カ文伯ト申ス人、悪キ政事ヲステ、善キ政事ヲハシめらルケル(ハ)、蝗虫境ヒヲ出ニケリ。此収ノ意者政事悪ロ(5)ハ天災ヲ蔡ル、自ラ天ノ災ヲコウハ政事アラタ(ヲ)ヘシト也。」

1・モトヲ「ナムトヲ」、「ヲ」ヲ消シ、ノ様ニ改ム。　2・虫損、痕跡ナキモ「ミ」ニ似ル。3・「ナラス」ト讀ムベキカ。　4・「敘」ヲ「敘」ト誤ムベキカ。　5・墨痕跡ハ無キモ、虫損「ケ」ニ似ル。

昆明春水滿　漢ノ武帝ト申ケル帝ノ時昆明国ト申国ヲ責ラレケルニ、其国ニ水海ノ有リテ責ケルカタナシ。水ノ上ノ軍ヲ人ニ学ラセテ、彼ノ国ヲ責カタニ千里池ヲ堀セテ有ケリ。昆明国ノ水海ヲ遠ルカ故ニ昆明池ト申也。

氏叙ニハ、遠ク民近ク民いケスシテ御宴ヒ、人ノ可然事ヲ申タル也。昆明池ト申ス池都遏リナリ。近民共或ハ鱗クヅヲ取商ケリ、或ハ芦菰補ナムト申ス草ヲ刈リテ賣ケレトモ、ウ制非ケリ。洲香杜若ミト申スハ、彼ノ池ノ有様ヲ云テ候也。又都〔外〕(遥)ニ呉興山ト申山ニ茗ト申ス草有。放ニサレナハ、(其)□□取者候ハス。又都陽堀ト申所候。都ノ外遥也。〔其〕一所ニ銀カ子有トモ、放サレナハ又取者ノナシ。氏叙ノ意ニ、〔可〕□□彼、□(2)シスレハ、銀ヲ忍放シテ取ラシメ給ヘシ。茗ト申ス草ヲモ放シテ取給ヘシ。年ノ年貢、怠リナカハ、国ノ費、不可成候。タ、イツシシモ制止ヲ加ラレスハ、近ヲ(モ)遠ヲモ、同ク イサミヲナシナムト申スナリ。

1・「ハケス」、「ハ」ハ「ヲ」トモ解シ得。　2・ロノ個所、「ヲ」。不詳。

城塩洲　唐ニハ西方ニエビスノ国アリテ、常都ヘ口々ナル故ニ、西方境ニ将軍ヲ人ツ口々ニ各構ヘ、其北ノ境塩洲ト申所ニ城口々ヲ城塩洲トハ申也。

此叙ニハ、唐徳宗ト申ス帝ノ時、北方エビス常ニ打入ケル也。昔唐高宗ト申帝ノ時、北方エビス常ニ打入ケレハ、歸公ト申ケル人ノ、三ノ城ヲ梁テ防セケルヨリ、被破事クハサリケリ。(1)其後、徳宗ノ代ノ時、彼ノ武ス可入ヨシキコヘケレハ、帝自ラ指嗔シテ、塩州城ヲ梁カセ給テ、将軍ヲ置キ給ケリ。其将軍更ニ防コ(下)ヲ云クシテ、狀ニ様ニ物ヲタヒテ口」此コヲ国ラム程ハ都ヘ不可入。其後ハ、何ニ口モナヲ常ニ狀ト依相セテ〔遊〕ヒケリ。此叙ノ意ハ、徳宗ノ代ヨリ経モ破ケシク 構ヘ給ヘシ城ノ内ヲ開テ、狀ヲ集テ戯ル、事申ス云甲斐、只今ノ将軍ノ恩ヲ忘シテ、昔ノ

高宗ノ時、三城ヲ梁(3)韓公ガ子孫ニタフヘキナリト申タルナリ。

1・「ケル」ヲ「ケリ」ニ改ム。　2・「ヘキ」ヲ「ヘケレハ」ニ書改ム。

3・「ニ」、「リ」トモ見エ。

道洲民

道洲ト申ス所ノ民ハ皆長ケ(1)ク三尺四寸ニハ過サリケリ。此ヲ道洲民ドノ申也。

此収ニハ、唐徳宗(ヒ)申サク、内門ヲ讃ノナイラセ、又其時(ハ)(成)(ヒ)申人、彼ノ国ノ守ニ成テ彼ノ所ニ下リテ見ケレハ、彼口、口トモ長ケ卑クテ體セイ(ナリ)ヤ(ナリ)ク(ヒ)三尺許リ有リケレハ、楊口共ニ相テ、何ニ成ル人ニハ其長卑カリケリトト問ケレハ、民共モ答申(ヒ)ハ、昔ヨリ此国ノ国ノ子トシテ、歳ニトシニ年貢(ヒ)人ヲ(詣)スルナラヒニテカケレハ、子ヲ生ヌル民ハ子ヲ詣セ、子ヲ不以民ハ買求メントシテ詣セカヘハ子ヲ生ヨリ終ニハ(9オ)又年貢ニ召サルヘケレハナムト、祖モ泣子モ笑カ、カル歎ニ依テ、其長ケノヒスシテ三尺四寸ニ不過ナリト申ケレハ、楊成思ケル様、(3)我召民ヲ種ケ内唯心淫シ、我又民ノ歎事ナレハ、実ニ人ノ祖子ハ生ナラ却(ヒ)ル事淫猥ノ事也ト思テ、内門ニ申ケレハ、内門モ殊ニ不便也ト思食シテ、彼国ヨリ人ヲ年貢ニ詣ラスル留ルコト、宣旨下サレケリ。其ノ時、道洲、楊成ヲ泣ケリ。子孫コノ末ニモ、此恩ヲ傳ヘ忘レサセシカヲ、男ヲ生ム者ハ各皆楊ト云フ姓ヲ付(ヒ)リ。楊成カ民ト成リテ、其恩ヲ遺ラムカヲ、其ヨリシテ、彼所ノ人ノ長ケ五尺ナリケリ。

1・「ケル」ヲ「ケリ」ニ書改ム。　2・モトヘ「キ」、「キ」ヲ消シ「ケレハ」ニ改ム。　3・「我」モウ一字重複(次行首)。イマ除。

馴犀

南ノ国ハ、ナニ南蛮(ヒ)ト申国ヨリ海有里也。ケモノヲ飼付ケ唐内門ニ進ラセケルヲ馴犀ト申也。」

此収ノ心ハ、唐ノ徳宗ト申(ヒ)内門ノ内政、ノ前、(10オ)間、象犀ヲ飼ル事(ヒ)誘リ詣ラセケル。唐ノ徳宗ノ内時、蠻ノ国ヨリ(三)ツ象ヲカイナツケテ進ケレハ、内門慌テ

反ノ徑ハ翫ワケレトモ、冬ナリケレバ、氏寅ノ生タル一所(1)極テ暖カナル處ナリ。都ニハ寒一所ナレハ、寒ヲ堪ヌニ有ムトテ返サレニケリ。此後、又、同寅ノ国ヨリ犀ヲ飼ナヒケテ進ラセケル上林苑ニ入レテ、金ノ草別ニケナレトシテ翫ワケリ。具シテ詣タル寅ノ子共ニ、其傍ニ家ヲ作テスヘチハシテ、冬ナリニケレトモ返サリケレハ、其時、犀トモ氷ニ不堪シテ皆死(3)ケレハ、氏ヲ見テ氏ノ寅ノ子共ニ我等モ皆死ナムト泣歎ケリ。氏収ノ意ハ、非政指事云レハ、其ヲ例トテワシトセラル、事常事ニハ、徳宗ノ比時、寅返シカハ皆生テハ也。彼ノ犀ハ冬又返サレサリシカハ皆死ハキ。口ヒ、比政之間タシキニアラスト申スト謗詣ラセハ也。只是寅ト(犀)(ト)ノ事ヲ申タルノミニアラス。亦是万ヲ寵タル(ナ)(リ)。」

1・「字」ハ「宗」ノ意。「法曲」註(3)参照。　2・「ハ」「ワ」ニモ似。　3・コノ字、「亮」。「死」ノ誤字ナラン。　4・「万」以下ノ意不明。恐「寵」「籠」ノ誤字カ。

10ウ

五絃弾　其数五アル琴ヲ五絃ロハ申也。

氏収ニハ、唐ノ代ニ趙璧(1)ト申人ノ、絃五作タルヲ、帝殊ニ愛ル事ヲ謗リハ也。昔、琴ノ琴ト申テ絃五ナハシ琴ヲ、中〔比〕其絃羊ハヲ、弁ニ五ニ被成ハ。其後、趙璧又絃五ハ琴ヲ作テ、五絃弾ト申テハ。第一第二絃索云、氏ハ五絃弾ノ有様ヲ被去ハ也。昔、琴ノ琴絃五十ノ絃モ中比ニ五ニ被成、今又ニ五ノ琴琴弁(2)テ、偏ニ五絃弾ヲ翫ル事不有(3)。サノミ物ノ、ヲトロヘ(4)ヲトロヘ六ヘ有ハ無ニハ、絃一モ有トモ出来ナム。其上(5)ニ、此五絃弾、偏ニ式、樂ノ音ニ通ヒテ、昔ノ音ヲ月ケリ。カヽル事ヲ翫ル事有(6)シキ事也。」

1・趙璧。　2・「琴」ト「弁」ノ間ニ「絃五十ノ絃」ノ五字アルヲ消ス。

11オ

3・「アルヽカラス」ハ濃墨筆。　4・「ヲトロヘル」ハ濃墨筆。　5・本行「上」不明瞭。書入「上」ハ濃墨筆。　6・「有ニ…」以下六字、余白小字。イマ、本行ニ入ル。

蠻子朝　南方ノ蠻ヲ南蠻申、其南蠻ノ子共ノ都ニ詣リテハ蠻子朝ト申セ。

式収ニハ、君ノ徳字皇帝ヲ謗リ奉テ其時ノ(1)将軍ヲ謗タルナリ。昔ヨリ代々ノ内門、四方ニエビスヲ隨事極タル大事トセサセル事ニハ。其中ニ、南方ノ蠻ノ縄ノ楠ヲ渡シ舟ヲ浮ヘテ打隨ヘ難事ニハ。而ヲ、徳宗ノ時、尋(2)閣勤ト申ス将軍ヲ遣ケレハ、蠻ヲ(3)不打ニテ蠻王ノ子共ヲサソイテ詣タル事ヲ、先ツ式君ノ徳ノ廣及故也、次ニ我(3)故敵ニ(4)将サクイヨハ。也ト申ケレハ、内心サモト思ヒ召テ、将軍ヲ大臣ニ成セルケリ。式収ノ意ハ、将軍彼ノ蠻ヲ打隨テハ(5)ムツトエビスノ国ヲコソタ(ク)事ナラメ、大臣ニ不可成ヒシ高内在ス南蠻ノ王ハサソイエス(ク)(テ)、王子ヲスカ(ク)テ内門ニ詣リテ、官ヲハラムナムト申テ具テ詣リハ。又正王ヲモ具シテ詣リテハ、都ナリトモ可ニ先ツ子共ヲスカシテ詣タル事、指セル勲功深キニ非ス。取ク大臣位ヲハヘトラス。而ロ功(6)安顧ハヘトラス。事也ト申タルヲ悪ク(ク)チハ也。

1・本行「将軍」不明瞭。　2・尋閣勤。　3・次行首ニ「然」重複。イマ、除。　4・「将」、「爵」ノ誤写カ。　5・意未詳。大日本国語辞典ニ「姑蘇喩」解毒喰」ヲ引ク。　6・書入レハ濃墨筆。　※但シ「ア」ト見。

驃国樂　驃国ト申国ヨリ詣リテハイケル樂ヲ驃国ヨリトハ申セ。

此収ニハ、徳宗ヲ謗リテハ也。徳宗ノ時、驃国雍(1)羌ト申者ノ子ヲ(2)郤難陁ト申者ニ、三十五人ノ樂人ヲ具シテ詣タリテ、樂ヲ奏シ(ク)ケリ。玉螺ヲ吹テ椎髻ノ、云ト申ハ、式樂人共ノ有様サマヲ自樂天ノ云タルナリ。郤難陁此樂ヲ申ケル様、我文ヲ驃国。雍羌ト申(者)可然ハ也。「唐土ノ」臣下ニ成ラムト望ム也ト申越ハ。「サ」シハ時今

実ニ可然ノミ。ち威ノ遠ヨク(可キ)及ナムト申ケレハ、君モサモ有ナムト思召ケル。其ノ春ノ日壤ジテ耕ス翁人ノ殊ニ申ス心(2)様、人ノ躰(姿)ハ心ヲキテニ隨物ナレハ、君ハ心ノ如シ、民ハ姿ノ如シ、公ノ歎ノ有時ハ民ノ然ヘ、君(3)又ミわ者(也)、心ニ歎有レハヲト六ヘ姿(4)ヲキ(ス)有時ニハ心モ衰シフニ似タリ。然ル民ノ心ニ民ノ歎未止、遠キ国ノ樂ヲ(5)翫ブ勇ミヲ極キハメわヘカラス。只民ノ歎タニモ云クハ、氏樂伎キタラストモ君賢王ト云しわへし。民ノ歎不止ル氏樂伎未シリトモ君賢王ナラし。(5)夕ノ心ハ、国モ乏ク民モ貪シカハム時ハ、君モ歎キわへキ事也。而ヲ遠キ(樂)奔ヲホシイマシテ翫ブ勇ミヲ極メ翫わ事不宜(6)カラスト申也。白樂天モ、徒ニ氏樂ヲ閧カムヨリハ、只氏翁ノ事ヲキ侍ヘシトカし夕ル也。

1・雍羌。　2・舒難陀。　3・「又」ノ「ノ」ガ重ナテ見エ「又」ノ右肩ニ「ノ」ノ上ガ出ズ。イマ、「又」ヲ採ル。但シ、「君又ミ給者也」ノ文意明ナラズ。　4・「ク」ハ「タ」カ。　5・「ナラこし」ノ「こ」ヲ消ス。6・「宜」「宜」。

傳式人　胡国エヒスヲ捕トラヘテ、殊方ノ国遠ク流ニテ傳式人ト申也。

「*」ドモミ。

此以ニハ、人ノ歎ハ二シナル事ヲ申タル也。唐第九代宗ト申ケルち門ノち時、胡国ヲ打隨遂テ子将軍子李如暹ト申暹軍(1)ニ負ケテ胡国ニ被テ取リ四十年計有ケル程ニ、妻ナレトラ具シテケレハ、子共アマタ出ニケリ。皮ノ衣ノ皮ノ帯ヲキセラレテ、但正月ノ一日計リ、唐ニ詣リ(2)奪ヲ訴ヘテセサセケレハ、タハタカニ都ノ将衆ヲ上ルサシテ服キ有ケル(4)ニ、殊ニ昔ノ事ヲ思出テ、舊ル里ニ逃ナムト思ヘ心付ニケリ。胡国ノ妻子共ニモ不(3)知ス、唐ノ方タヘ逃ニケリ。驚テ藏レハ青塚ノ寒草踈ナリ、偷ニ渡レハ黄河ノ夜ノ氷リ薄シ」申スハ、氏季如暹カ書ハ藏レ(5)夜ハ詣ル事ヲ被シテ云ム也。カヽル程ニ、徳宗ち時ニ成ケリ。

其時ノ将軍胡ノ国ヲ滅セメ[入]ケレハ、我方ノ風ナレハトテ
去出テ、悦向ケル(音)(気色モエヒス)ニ成ハテニケレハ、狄
出来タリト申テ打縛ケリ。唐ノ将軍タリシカトモ胡ノ国ニ被(6)
取カ成シハ世ト申ナリケレトモ、音ヘモ不遠狄ト成ニケレハ(7)、
更ニ関不入レ、狄ヲ捕ヘテ都ヘ詣ラスル中カニ加ヘテ進テ有
ケレハ、南ノ原ヘ流シヌ。殊ト狄ヌ共ハ胡ノ国計ヲソ憂シケル。
氏李如選ハ胡ノ国ノ妻子ニモ別カレ、唐ニシノ舊里ヘモ不還
南タ慶ヲ憂ル心殊ト殊ノ哀ヒニモ過タリケリ。白樂天
万ノ事ヲ注シケル中ニ、人ノ情ケノ妻類タメシ、此ヲカキタル也。」13オ

1・「申」ノ次、脱文アルカ。蓬子将軍子ハ「李如選」　2・名義抄、「鞠ツ」アリ、ヨリ夢ナラン。　3・書入「ニサ」ハ綿細筆、濃墨。　4・「ケリ」ハ接續不充分、或ハ「ル」ニ改メタ後ノ消殘カ。　5・原文「墨ル」ニハトアリ、「ニ」ト、「ニ」ニミセケチヲ付ス。イマ、「ル」ヲ本行ニ移ス。　6・「被」ノ次「ヲ」ノ字ヲ消ス。「ヲ」「礼」(取)ニ字ノ混用ノ誤ハ他所ニモアリ。　7・「ケリ」ヲ「ケレハ」ニ書改ム。

新樂府注巻上

驪宮高　驪宮山ト申ス山。宮ヲ作ラム。其山勝ノ故ニ驪宮高トハ申也。美天子皇惜人ノ財カ也。

此収ニハ、唐憲宗ト申王ヲ美チム也。氏王ハ白居易、
樂府ノ被作ラム(1)ケル時、内門ナリ。遅ニ云彼驪宮有
様サマヲ被云タル。山深ク風冷カリケレハ、代ノ内門毎
夏彼驪宮高ニ内産シテ住ケレハ、氏憲宗皇帝
思シ食ス様、貴ノ思(E)打任タル人一人出ル事不容易、六
宮従(ヨ)(テ)万百司」備シリ、八十一車千万騎アリ、百千
人ノ財ヲ盡セトモ我一日、ミエキヲ優スヘカラス、我獨リ暫ク14オ
冷シカラム為ニ、多ノ人ノ末(ヒ)世ニ貯(タクハヘテ)盡事ヲ安事ヲ(安事ト)思
シ食シテ、位ニ付テ五十年(ミ)テニ内坐シニケリ。氏収ノ意

ハ、人ノ貴ヲ知リ国ノ煩ヒヲ痛メル事ヲ讃テル也。

1・「候」ノ草書体「ら」ト也異ル。肉太ノ部分ヲ加筆シテ「ら」ニ改メタルカ。

百練鏡

百度トミカヽタル鏡なる故ニ　ヽヽヽトハ申タルナリ。

此収ニハ、唐ノ徳宗皇帝[1]ヲホメタルナリ。徳宗「内」「財」揚洲ト申所ヨリ百練鏡ヲ進セタリケリ。内門恩[忘]援、我レハ人ヲヨソ鏡トスレ、銅ヲ鏡トハスヘカス[2]、銅ノ鏡ハ僅ニ形計ヲ見者(也)、我形ヲハツク口ウテヨレ」ヽナヽ、以人ヲ鏡ト14ウ
スルハ、古ヲカ[ム]ミ、今ヲカヽミテ政ヲ治ケル事也。ザレハ大宗皇帝ハ、魏徵ト申人鏡口セサセわヘり。四海ヲ魏徵ト申ス人ノ国ノ改ヲセシ時ハ、四方ノエヒスノ国ノ外ニテニ治サメテ左ヲヲハ百代ノ内門ノ内時ヲ知リわヽ事ヲ被立わ也。此収ニハ、玉金ナレトノ財ヨリハ賢人ヲ以テ財トセラレタル事ヲ讃タルナリ。

1・「皇」ハ「星」。　2・「ラ」脱字カ。

青石

アラキ石ヲ青石トハ申也。各君ニ仕事
驕リ不可有事ヲ申タルナリ。

此収ニハ、唐ノ徳宗ノ内時、藍田ト申山ヨリ青石ヲカ事ニ兼セナレトヽテ、碑文ト申者ヲエリテ、大廟カヽノ追リニ立テ、神ノ徳ヲ讃メ公家ニ立テ、内門徳大[ム]ト[ム]刻ケリ。「神ノ内事、内門[ム]内事ヲニ[1]ヲロカロ[ム]カニ申難ク事ヲハ、自トカ誤ラハ不詮ハ偏ニ云ヽ事ヲノミエリテ讃ル事ノミ15ウ
有ケレハ、空キ言ヲ刻ヨリハ、只君ニ貳心ナク仕ヘ、進セテ忠節顔ラム者ノ、墓傍ラニ、文ニ付ケ武ニ付テ奉公涙[2]ノ人ナ[ム]トヲ可刻ラル、ソラコトエリテ云ト申也。此収ノ意ハ、各ノ公ニ仕ラム意ヲハケニサムトヽウシタルナリ。

1・「ヲニハカ」、「ニ」ト「ハ」高レテ「六(ロ)」ト讀ミ難シ。書入ハ本行ト一筆。
2・モト「ム」ヽ「セ」ノ上濃墨ニテフカキレト改ム。※但シ、「ニ」ノ上ニ存スルヒラ生カシ、「ニ」ヲ「ロ」トスレハ「ヨロソ」トレトモ解シ得ル。

兩朱閣

兩ノミヤノ相並ブ殿ナリ
兩朱閣ト申ナリ。

此収ニハ、徳宗皇帝ヲ諫ル[ム]ナリ。徳宗内子兩人ナカラ仙人

ト成リ、雲ニ登リ天ニ登リ[illegible]ケリ。宮ニナカラ寺ト成テ、佛ヲ居ヘレケル事ヲ謗リテ有ナリ。謗ル心ハ、寺ヲ作ラムト杣木取ハヒリシ造リ[illegible](1)ナリトモ意ヲ清ク身ヲ慎ム事ナリ。(2)舊人ノ棲ロ寺トセム(ニ)万ニ可有便。又寺ト申ス事モ可成殘。其上ニ15ウ都ハ人ト多ク地ハ少シトテ、家ニヲ作リ重ネテ斜ナメニ空ヘ所ナシ。而ルニ、サノミ主家ヲ寺ト成サレバ、都ニ何カ住ハキト申ルナリ。

1・「造」ノ「上」ヲ消シ、「リ口」ヲ加ウ。※ 2・「モ」ヲ「ヲ」ニ改ム。※「造」ノ筋、「口」アル。

西凉伎

師子三舞、西凉ト申ス国ヨリ出ル故ニ師子舞ヲ西凉伎ト申ナリ。

此収ノ意ハ、徳宗皇帝ノ時、将軍ヲ謗リテ有ル。唐玄宗皇帝ノ時、西方ノ戎ス唐ノ境ニ入初ムヨリ常ニ国ヲ破リケレバ徳宗ノ時ニ成リテ、西方ノ境西凉ト申ス国ニ将軍ヲ置(1)テ有ナリ。其(3)将軍猶ナホ戎ニ破レヌ。追(2)テ都ニ逐ヒ詣ウチテ有ナリ。其時西凉ノ国ヨリ師子舞ノ詣ウテキテ有ケルヲ、(ロ)将軍殊ニ16ウ愛ケリ。其ヲ謗リテ有ル也。申心ハ、将軍西凉ノ国ヲ(国ヲカロ(ロ)ヲ)、戎ニ落サレシ又ハ、彼ノ西凉ヨリ来タル師子舞ハ(ロ)ニ(ハ)、旅心(ロ)辱ハチ。わヘキヲ、人ニ勝レテ戎舞ヲ翫ビテ、咲ミヲ開キ興思ヲ増ス事ニ甲斐ト事ナリ。君ノ慈ノ時ハ臣又可慈。西方ヲ打取ル事、千里、其ノ間ノ民戎ニシエタケラレテ辰ノ事ヲ立ル限リ。又国ヲ被破ル内門トモ静ナル心モナキ祈リシモ、戎将軍十万騎ノ軍別テ西凉ヨリ逐テ、都ノ西ニ佩翔ト申ス所ニ集リ居テ、彼ノ師子ノ舞ヲ翫テ終日ニ遊ビ、遍夜ニ歌ヲウタヒナレトシテ思慮モ立キニ似タル事ト、恥ヲ不知故也ト謗タルナリ。」

16ウ

1・モト「置セテケル」トアリ。濯星軍ニテ「置セテ有ナリ」ト改ム。「セテケル」ノ「ケル」ハ消サレズニ殘ル。消シ殘シト判断シ、イマ「ケル」ヲ除ク。 2・「都ト逐」ノ間、一字アルヲ消ス。 3・「其」ノ「ノ」ヲ消ス。

八駿啣

周穆王ト申ケル内門ハ正ヲ来ハ(ロ)リ。後人其事解ヲ墨ニ写留ケルヲ、八駿啣ト申ハ也。

氏収ニハ、事ノ外カニ可アヤシカラム者ヲハ疑ワヘカラサル事ヲ申タル也。昔、周穆王ト申ス市門、空ヲ飛ブ馬八疋ヲ調ソロエテ、車ヲ懸テ、威姫ト申ス妃キ、西王母ト申ケル仙女ナムト、来リシテ、ソラヲトカケリ。(1)都ニ返リ(アソヒ給テ)ワ事有ケリ。サリケレトモ、大臣公卿モ更ニ詣ル事モ非サリケレハ、禁中悉ク荒(アレニケリ)セ廟ノ祭ナムト申事モ(荒)テ年積モリケレハ、社(ヤシロ)頭併ラサヒハテニケリ。国ノ理ハリ知ラセワハサリケレハ、民ノ歎モ関ク人ヨカリケリ。カル程ニ、国ニモ滅ヒ市門モ失ワ。房星ト申ス星ミヲ失ヒ国ハ疋ノ馬ト成ル(3)ト云ヒ承ル。L収貝王ノ時ニハ、五星ト申ス吉星□ト(4)臣下(ナリテ)政ヲ助ケ進ゼ傾17オ□ノ時ニハ、カル悪キ星様ニ変ジ国ヲ滅ホシ、サレハ漢ノ文帝ト申ス市門ノ時、或ル人一日ニ千里ヲ行ク馬ヲ進セケレハ、作有ル様、我レ市行アル時ニハ千官万乗悉隨事也、我千里ノ馬ニ乗テ前立不可行。況昔ノ八疋ノ駒国ヲ滅シカル奇キ物ヲ不可用トテカヘサセワニケレハ、国モ乱ル、事モヨカリケリ。申ス心ハ、人ノ中ニモ畜ノ中ニモ形殊ニ奇ク勝ラム者ナレトヲハ、能ミハカラヒテ可用ト申タル也。

1・モト「ソノ下ニ字アリ、コレヲ消シ小字「ラヲトヒ」ヲ墨入。イマ、四字ヲ本行ニ入ル。　2・「タリ」ヲ消シテ「ニ」ニ改ム。　3・「ム」ヲ「ル」ニ墨改ム。

4・□ノ個所、「孟」ノ如シ。不詳。

澗底松

谷ノ底ナル松ヲ澗底ノ松ト申也。

氏収ニハ、収貝人共、君ニモ知ラレ糸ヌシテ空ク深(1)ク山ナレトニ入ル、或ハ又(2)懐ミテ恨ヲ俸禄ヲモ辞シ朝ニ仕ヘヌ人共ノ澗ノ底ノ松ノ工ミニ不知空ク老朽ヌルニ譬タル也。大方」唐土ノ収貝人ト申スハ、政直(ミカウ)ノ胡人(3)モ仕ヘテ成榮(ナス)極(タル)耶シタル17ウ也。サレハ恩禄アツキ人ニモ、世直ナラヌハ入辺ル事也。左ヤ有レハ、漢ノ高祖ノ時、東宮ノ諍ヒ(ソヒ)ケルニ商山ト云山ニヨリ計コト、賢ク物共ハ有(ナル)(4)ム。氏事ヲ計セハヤト市門作有

ケレハ、時ノ大臣子房ト申ス人啼ケレハ、彼ノ山ヨリ四人ノ賢人出テ申ケル様ハ、我等秦始皇ノ時ノ禁ヘ甚シカリシカトモ、政猛サニナリシカハ、商山ト申山ニ入リニキ。今君ノ玄ニ成ル由ヲ承リテ詣ル也ソトコ申シ。商山ノ四皓ト申ハ此ノ也。又周文王ト申ケル市門ニ時ニ、湯ノ悵何シテカ賢ノ儲テ穴官ニ入テケニ出テ、賢ヲ得ムスト占ヲ仕ツリテ有レハ、悦テ渭濱ト申ス處ニ出テ、市覓レケレハ、呂望ト申ス人能ク皮ヲ著テ石ノ上ニ居テ〔異〕ヲ釣リケリ。市門何ニカクテハト〔有〕ケレハ、我懇ノ紂王仕テ禄厚ノ位高ヲ臣下ノ恥トス。而ルニ、殷ノ紂王政直タ、シカラサリシカハ、玄ヲ道レテ入辺リニキト申シケレハ、市門焉ニ来テ王宮ヘ返ヘリ入ヒキ。上賢ナレトモ申入ル、人云ナハ、知ラレニイラセス人モ多ク有也。サレハ定冊戚子ト申ケル者ハ、牛ノ角ヲ招テ、我身賢ナル由ヲ歌イケレハ、腐桓公ニ市覓シテ政ヲ任セ、孟将君ト申ケル者ハ、大刀ノ柄ヲ打テ我身賢ナル由ヲ歌ケレハ、秦昭王ニ市覓シテ国ヲ分ヒケルナムト申ス。カヽル如ク数云限事ナリ。

1・「深キ」ノ「キ」ヲ消ス。 2・「又」ノ次、「恨」一字ヲ消ス。 3・「胡」ノ次、一字アルヲ消シ、左行間小字「人モ」ヲ加ウ。「人モ」ニ字、イマ本行ニ移ス。

4・「ナン」ハ濃墨筆。 5・「ノ」ヲ「ト」ニ書改ム。 6・「宮ニ」ハ濃墨筆補入。 7・「禄厚」ノ右側小字校合註「朝恩」トアルヲ消ス。

8・「申」ノ次「又」アルヲ消ス。 9・名義抄「祝タ・ク」ノ動用字ナラン。

10・モト「秦」、斜線ニテ消シ、右側小字ニテ「秦」ニ改ム。イマ本行ニ移ス。

牡丹芳　牡丹之花匂香ハ、キヲ牡丹芳トハ申也。」

此ニハ、唐ノ憲宗皇帝ヲ讃テ有ナリ。憲宗ノ市時人ヽ、公松ノ事ヲ寺テ、偏ニ牡丹ノ花ヲ翫ケリ。

宿露怪盈泛案艶朝陽照曜生紅光。此ハ車軟肇貴公主香秋細馬嘉家郎。此ハ千行赤英霞爛タリ百

枝、絳焰(4)煌々タリ、都ノ人々氏花ノ本ニ日ヲ没ス。玉輦糸毛車ヲ習日(5)笠鉾(6)ノ遏ニ不堪事ヲカキタルナリ。

衛公家牡丹西明寺牡丹、慈恩寺藤花、陽洞モミチ、燃子楼ノ月ナムト申テ取々有ナリ。戯鍬傻舞、看人久残鶯一聲春日長(7)、氏ハ長日没ラシ花ノ下ニ人ノタヽスミケルヲ云ケルナリ。或(8)〔或ハ錦ノフタヘハリテ日暮ハ金ニセヲ結テ伽ニ散ラムコトヲ惜ミテ、花ノ開ヨリ」花ノ落ニテ、19オ猶イ

廿日間ハ氏花〔葱〕〔靄〕已ケレハ、已国ノ弊ニ及ヒケリ。(9)然ハ氏花

簗子ニ込モリ、五間稲茎ナル比ヨリ開サクコトニテ

ハ穴、国国イソキヲ押ヘ、家々ノ貯盡不可有。思ヒ出テ氏花ノ

不可甄ト保下サルケリ。氏収ノ意、国々ノ弊ニ庸農業勸カ

ヘル事(10)ヲ羨タルナリ。

1・「弃」トスベキヲ「奇」ニ作ル。コノ通用、後ノ「夫可度」ニモ見エ。　23・

ハ、此ノ「美々」宿露…紅光」ノ「厚車…家郎」ノ説明ノ始ノ語トミレバ、ニテ所脱ス

アルカ。　4・「焰」ノ下、「燈」脱字。　5・「習日」、意未詳。或ハ「終日」ノ

意カ。　6・「鞦」ノ宛字ナラン。　7・「長」ノ次、「金ニセヲ」トアルヲ

消ス。　8・小字書入ハ同筆。　9・原文「花ノ開ヨリ」トアリ。イマ、

「開」ノ「ヨリ」ヲ本行ニ移ス。　10・「ヘリ」ヲ「ヘル」ニ書改ム。

紅線毯(1)カモノ申テ多ノ糸ヲ以テ冬ノ禁中遏ニ敷カルナリ。

以テ紅ノ糸ヲ被織ル故ニ紅線毯トハ申セ。

此収ハ、国弊ヲ歎タルナリ。昔ヨリ宣州ト申国ヨリ、カモノト

申テ物ヲ織リテ年々ニ進ラセケルヲ、憲宗ノ時、彼国ノ守

可織様ヲ送クリテ、羨西廉ニ織セテ、彼香殿ト申ス宮

ノ内ニ敷シカ」タリケリ。此ノカモノ廣サ十丈餘、十人ノ

夫ノ力ヲ同シテ待ツ事ヲ不得。大原毯淀毯縷硬蜀都

縟薄錦花冷、此大」原ト申ス處ヨリ詣イル毯モハ糸太

フトクシテ厚(ラ)シ、蜀都ト申ス所ヨリ詣ル*シトヨハ薄クシテ19ウ

冷シ、宣州ノ毯、細ク糸スチヲ厚ク織レル事ヲ被ヲ(ヒ)シタル

也。氏ノ収ノ意ハ、地ハ温カナル事ヲ不思、人ハ寒ク事ヲ歎

ク。然ルニ貪リ民タミノ衣ヲ奪ヒテ地ノ上ニ被著事国ノ弊ナリ。サレハ偏ニ彼ノ毯ヲ可被止事ニハ非ス。本ノ様ヲ趙ヲ羨羅ヲ被極事ヲ武イニミメタルナリ。

1・該当字明ナラズ。「間」「心」稍近キカ。　2・「遊」ノ誤字ナラン。

3・行末、余白無キ為、「タミ」トアリ。イマ、「ア」ヲ本行ニ移ス。＊「ア」「何レトモ解釈。

杜陵叟（1）　杜陵ト申ス所ニ翁ノ有ルヲ杜陵叟ト申セ。

比叟ニハ、杜陵ト申ス叟ノ守ヲ謗リヲ有ナリ。徳宗ノ時、杜陵ト申ス叟ニ雨フリ、青ナエヒヲスシテ黄ミ枯カレ、九月ニ霜早ク下フリテ、粟申ス者モ青ナカラシホシ落ケル事有リケリ。其年杜陵ノ守ミ国ヲ損ヒヲ門ニモ不ノ申、口口秋中ニ年貢ヲ頻リニ徴ケレ心、民共其子ヲ賣、桑ヲ典ヲキノナレトシテ所当ヲ成リケ。秋ノ中ヲ可過方ヲ云ケリ。何ナル人カ申ケム、ヒ門ヒヲ閉ヒ名悲ク可歎ト宣ヒ自下サレケレトモ、民共ニ取ラセ行ハサリケリ。ナ家ノ祖祢ハ九家ハ早ク尼

20ウ

麦吾君鶴（3）カホル冤恩ヲ云物カヘサル、事ナシ。比叟ノ意ハ、上ニ知ラセスシテ、国ノ守タル者ノ、民ヲシエタクルコトヲ悲タル也。

1・陝西省西安府城杜陵。　2・口口ハ[illegible]トアリ。　3・「鶴」ハ「鶴」。

繚綾　自綾ニ勝レテ音ヲ念イ　繚綾トハ申ナリ。　念女工ノ労

比叟ニハ、唐ノ徳宗ヲ謗ルナリ。徳宗ヒ時国ニ様ニヲ下シテ、侯女カ奢来ヲ織セカケリ。織カ塞北秋鳳行染作江南春水色、比ヒハコノ繚綾ヲ織リテ染ムト有様ニヲ云タルナリ。比奢来ヒ一匹重ヲ千両ノ金ニ当ケルヲ、（汗）セニヌシ紛（1）ヲニ織シテ再ヒ著ト不得。照陽殿（2）故侯女、況ヤ又ヒニ別テ石フミ惜ム心ヲカリケリ。織ル時ノ苦労申ヲ限モ。世常ノ綾リニ並ル事ヲ申事ナリ。比叟ノ意ハ、寔ニ差ヲ戒メタルナリ。

20ウ

過

1・「紛」、名義抄「紛クハシ」ノ意。但シ、「紛キ」ノ「キ」ハ「紛ハシ」ノ「シ」ニ通

ズルカ。　2・校合注「殿イハ濃墨筆。

賣炭翁 市ニ出テ炭賣翁ト申也。

此収ニハ、事ヲ公ケニ依テ貪ル賤キ物ヲ煩ス事ヲ戒メタルナリ。

唐ノ徳宗ノ代ノ時炭賣ル翁ノ有ケリ。木ヲ敲リテ炭ニ焼テ、雪ヲ[1]刈テ市ノ南ニテ門外ニ炭車安メケリ。其時黄ナル衣着タル者ノ出来テ、手ニ文拳テ、氏宣旨ト申テ、不足直ヲ以テ牛ノ頸ニ打懸テ、氏炭ヲ[2]押買ニケリ。翁申様、衣(偏)[3]ニ難堪身ナレトモ、炭ノ直ノ増ラム事ヲ思テ、其ノ利ノ過タル事ヲ悦コトニテアルニ、宛ラ直ヲ以ロ押ノ被ル事難堪ナリ、ト申ケレトモ、上ヨリ召成ト申□ケレハ、不及力被召ケリト申ス。(心)ハ、此翁田ヲモ不作、桑ヲモ不[4]敷、帝王ノ普恵ニ[3]ヨ[4]如ナル者也。ミ山ノ奥ニ、ニカシル卧キナレトヲ聚メテ相燃、鐵ヲスヽカシテ炭車一両ナレト焼ノ出行 21オ

[3]翁ノ一年ノ中ノ大ナル勵ナリ。君ノ貯ヲ申サハ天下ニ満テリ。君又事ニ付テ人ヲ衰ル事ナ(レハ)*炭車一両ヲ不ル足直ヲ不可召。自上ニ不足直ニテ可買有ハ非ス。氏言ヲ衰ハル人ノ熊ハサ成ルヘシ。民ノ咎ハ皆ノ門ノ門ノ上ヘニ積ル也。況ヤ手ニ文ヲ拳テ[5]宣旨ト申ス貪キ民ノ物ヲ押ル事、不可有。此事被留ヘシ。ノ有ル物ヲハ国ヘノ備物ニ打ツケラルヘシト申タルナリ。」 21ウ

1・「刈」カ。名義抄「音ノミ記載。康熙字典「音鐘剣削物也」トアリ。
2・「押」ノ意ニ使用。但シ、「押」「狎」ハ別字。　3・「ノ」ヲ「ニ」ニ書改ム。　4・「漏」ナラン。　5・モト「拳ヲ」、「ヲ」ヲ消シ左ニ「ヲ」ヲ加ヘイ右傍ニ「ナトハ」トモ解シ得ル。

毋別子 新シキカ古ヲキヲ別ツヲ戒タリ。

此収ニハ、高キ人毋ナムト未ノ坐人ハ之ニ不ノ坐事ニテ有トモ、心許ヲ可申ヘシ。唐ノ代ニ驃騎将軍ト申者ノ、式国ヲ打隨ヘケルニ、ノ門ヨリ金銭ニ百万ヲ[1]ノ、ヲヽキ身ト成テ後、紅楼ノ人ニテ新キ妻ヲ向テ、頂手ノ妻ヲステニケリ。

此ノ年末、妻両人ノ子ヲ生テ、将軍ノ家ニ留ル出ニケリ。一人ノ妾(2)ノ床ニ懸カシリ、一人ハ妾メテ坐ケリ。居モ泣キ、行テモ笑キテ人ノ衣ニ(3)取リ付ケリ。氏ノ子共ノ母ヲ(4)(思)ケ様ハ、昔ハ諸共ニ栄ヘ事ヲ願ヒキ、不嘱禁テ後ナカル物ノ思ヘシトハ。母ハ子ニ別レテ哀レヒ、子ハ母ヲ尋テ泣ク事ニ限リ。又懇切出来□又ハ恩知重ナラバ、今ノ人ヨリモ」新キ人ヲ可ク来。サレ22オハ此収(意)ハ、栄ヘテ後、貪カリ時妻ニ事ヲ謗タル漢ノ明帝ノ時、宋仲子ト申ケル人、我カ形ヲ人ニ(6)勝タル人ニテ有ケリ。又ハ門ノ内母ニテ湖陽公主ト申ス人ハ坐シケリ。氏人ヲ彼宋仲子ニ相セムト思ヒテ、ハ門宋仲子ヲ屋内ニ吟ヒ入テ、汝(7)才覚深ク位モ高シ、湖陽公主ニ相セムト思フハ何ニト有ケレバ、宋仲子申ヤウ、位高恩厚ク成レハ徳ヲ蒙リ、貪リ時妻ヲ不可弃ト申シケレハ、ハ門不及力ニ止ミ、ハ門ニテ

1・「ステニケリ」ノ次、「一人ハ妾」ノ四字アルヲ消ス。　2・書入、始ハ濃墨。

3・モト「衣ヲ」、「ヲ」ヲ消シ、左下ニ「ニ」ヲ加ウ。イマ、右下ニ移ス。　4・コノ「ヲ」、主格、目的格ノ混用ナラン。母主格。　5・「思」或ハ「思ム」カ。

6・モト「人ヲ」、「ヲ」ヲ消シ左下ニ「ニ」ヲ加ウ。イマ、右下ニ移ス。　7・「汝」ノ上、更ニ一字「汝」ラシキ字アルヲ消ス。

隋山道

唐ニト胡国境ヲ隋山道ト申セ。氏収(意)、唐憲宗皇帝ヲ羨メテ云ク。氏隋山道ト申ス所ハ」胡国ヨリ貴ケル馬ヲ買ケル所(1)有ナリ。唐ノ将軍22ウ進ラセムトテ国ニ馬買ケルニ、屋ノ織リ短ク切タル縑トリ五十疋ヲ以テ馬一疋ヲ買ケレハ、氏ノ縑ト(ケル)胡国ヨリ馬買事ヲ留タリケリ。徒ニ成リケリ。其将軍馬ヲ(2)蔑ケル、咸安公主ト申人ハ門ニ申ケレハ、其後胡国ヨリ貴ケル馬ヲ、憲宗皇帝ハ倉□□(3)綾ナムトヲ出シテ買セテ、其上ニ、国ノ馬買直ヲ薄ク織リ短ク不可切ル様ニヲ下シ宣ヒ羨ク成ケレハ、馬多ク出キニケリ。

1・「ミマ」カ。未詳。 2・「敖(遨)ニ」ノ訓ナシ。或ハ「苑」ノ誤字カ。 ※或ハ「ニテ」ト讀ミ、「所」ノ「ア」ヲ消セトスベキカ。 3・「金」カ。

時勢難

或人ヲ驚ヲミシメタリ。エヒスノカタチ也。面赤色也。」

23オ

氏収ニハ、唐、徳宗皇帝ヲ羨ム也。徳宗ハ時、天下静テ四方、戎乱事ナカリケレトモ、ハ門四方、戎形ヲ造セテ、都、中ニ立テハ坐ケリ。立ハ意ハ、氏ノ比コハ氏、エヒス乱イラチトモ、カヽル物ノ四方、国、ハテニ有テ、隙有ラ打入トラムスルナリ、各心不可打解、将軍トモニ見セハムカ為也。

李夫人

季将軍ト申ケル者、イモウトノ夫人ト成テケル李夫人ハ申也。

氏収ニハ、漢、武帝ト申ケルハ門ノ色ヲ重ンハケルヲ謗也。漢ノ武帝ト申スハ門李夫人ニ後レテ、其口、形(1)甘泉殿ウツシヲキテ、心ヲソ安メケレ。哀ヲ心ノ餘リニ仙述、芳23ウ土ヲ(2)ヨテ、何カスヘキト有ケレハ、芳土申様、反魂香ト申香ヲ焚(3)カヘハ、氏ノ世ヲ去人モ其ノ香ニ付テ形タヲ見ル事ニテカ世ト申ケレ穴、ハ門悦ヒテ彼ノ香ヲ焚ハケレハ、幻ノ様ニテ見ヘテ、暫モ元ノ中ノ肝モ砕ハ事ニ成ニケリ。君又不見秦陵一掬、渡ヲ馬山鬼路、上ニ念陽貴ヲ、氏ハ周穆王ト申ケルハ門ノ盛姫ト申スハ姫ニ後レテ、三日泣キ晩(4)テ、唐、玄宗ト申ケルハ門陽貴妃ヲ失イテ、一掬渡ヲ流シハ事ヲ申タルナリ。サレハ人ノ身ハ宮(宝)ロ有ラハ、別レヲ惜ムモ苦シキ事ナレハ、只カヽル世ニ不ニハ相アハ不ト如シカ申タルナリ。」

24オ

1・「ロ」ノ上ニ重テ別ノ字ヲ書加ウ。其字不明。 2・「氏」通。 3・「焚」、正字後出。「氏」ノ上下順、逆。錯覚カ。 4・モト「晩キ」、「キ」ヲ消シ、左下ニ「テ」ヲ書加ウ。イマ、コレヲ右下ニ移ス。

陵園妾

陵園官ニ被テ込有ハ姫ヲ陵園妾ナリ。但何(1)ヲ世ト申事ヲ不明ヲ也。

此収心人ノ讒言、畏キ事ヲ申タルナリ。此事ツヽヒラカニ何ノ代ト不見。中宮讒言ニ依テ、或ハ一人ノ姫キ陵園官ニ被テ

込ミサヽキヲ守ラセケリ。三代ノ内門ノ内ヲ過ケル被
込タリシ、松門到暁月俳徊栢城盡日伺蕭瑟松(2)
門栢城幽(3)国涙闌(4)輝聽驚感(光)隋、氏官ノ中ニ戸セ
難ク涙ク閉被込ケレハ、月日ムクヘモ不知。夕ヽセ・ヲキ(5)
夕驚ク見テモ、年ノ行タルコトヲ知ル事ヲ之タル也」24ウ
眼者菊蕊重陽涙手花(6)梨花寒食心又氏ノ菊ノ
花ヲ者ニモ、昔ノ重陽ノ節ヲ(思)出テ、手ニ(梨)花ヲサヲ衣(7)緊
ニモ、寒食ノ改ヲ思出ラレナレトヽテ過ケル事ヲ之タル也。
此収ミハ、陵園官ニ人ヲ込テミサヽ、守ラセワハ、各日ヲ送ル
三年ニ週死ニハ歎ニ不可有ト之ニハ(也)。

1・「ヲ」、意不通。　2・モト「松風」、「風」ヲ消ス。　3・通行為「閉」
但シコノ字、後出「閉」ト明カニ相違、「閉」ニ似ル。＊　4・「闌」ハ
別筆補入。　5・「ミ」、「キ」ハ濃墨筆。　6・通行為「花」。
7・「取」ノ草書体ガ「衣」ニ似ル例、「黒津龍」ニモアリ。　＊或ハ「閉」ヲ。

塩商婦

塩ヲアキナフ物ノ妻ノ有ケルヲ
塩商婦トハ申タル也。

何ニシテモ、物ノ、示シキ驅ヲ過差ヲルテフ事ヲ悪有ル
唐、憲宗ノ内時、白居易(1)西江ト申ス カタニヲハシテ有ル
樂ミナル女有リ。翠、鬟ヒシヲ高カ(ク)アミシテ金ノカレサシ
カ、ヤキ、白キタフサコヤカニ(シ)テ、銀ノタテキ、行付キナレ
トシテ」ムシケニ有シハ、白居易(驚)イテ、何ナル人ソト
問セワケレハ、我ハ氏塩焼ク者ノ、妻也ト答ケリ。猫シテ
返シテ、何ニシテ幸ヲ得ケルソト問ハシケレハ、申ケルヤウ、我ガ男
舟ヲ家トシ水ヲ里トシテ、隨ヲ伺、行ヲ隨波ニ、毎年塩ヲ
事ツカサトシテ守ミ獻ラスル時、大キナル守詣セテ、大ヲクハ
(2)
松ニ入ケル也。カヽルタノシキ(身)(1)成シ也ト申ケリ。氏
収心ハ、賤キ者ノ田モ不作ラ桑(2)不取ラシテ、国ノ物ヲ貪ホ
リテ過ヲハ、素食ト申(3)、国ヲ滅ス盗(3)人ト申タルナリ。素
ト申スハ徒(1)ハミト申也。サシモ過差ナル事悪ト申事也」25ウ

1・「コトハリニテ」ハ本文ト同筆。　2・「ヒ」ハ濃墨異筆。
3・モト「盗人ト申ス事也」トアリ、「人ト…也」マデヲ消ス。

杏物梁（カラモノヲ梁様ヲ柱ナントシテ家ヲツクリケルヲ杏物梁トハ申也。）

氏収ニハ、臣下共ノ美麗ヲ盡シテ造ルコトヲ家ヲ警ル(ヲ)リ。李開府カ家ニハ玉ヲ瑩キ金ヲ鏤ハメシカトモ、(家)未タ造成サノ身失セニキ。盧将軍カ家ハ白カナノカヘカキヲ移シ、玉ノ木屑光ヲ耀カシカトモ、今年(ヒ)又ハ門(ヒ)ヲ閉シテ殊ニ人ニワカヒキ。又其子朝ニ仕ヘテ侍シカトモワハラス。馬暢カ家ヲハ徳宗其子家ヲ瑩テ子孫ニ傳ト(ヒ)事ヲ門ノ外ノ大路ヲ人ニ開スルコトヲ云カシ、手ヲ打チ大笑ヒテ(ム)、只吾カ賢ナラム必ス祖ノ譲リ(2)ヲ云トモ羨ヨキ(3)家ニモ□(4)。サレハ大字(5)ノハ時、魏徵大臣、家作テ居ト人ウリケレトモ、今憲宗ノハ時、魏徵カ(五)代ノ孫(ヒ)尋チテワケリト(ヒ)ナリ。」

1・「コトニ」ノ「ニ」ヲ消ス。　2・モト「譲ム」、「ム」ヲ消シ、ソノ左ノ「リ」ニ改ム。イマ、「リ」ヲ右寄ニ改ム。　3・「キ」ハ濃墨筆。　4・或ハ□ロト、二字分ニスベキカ。　5・「字」ハ「宗」ノ意。

井底別銀瓶（井底ニ銀ノ瓶ヘヲ別タントシトハ申ナリ。銀ノ瓶ヘニ紐スチヲ付テ井底ノ別ヲ玉ノ釵ヲ石上ニ置テ瑩ミカク事ノアヤウキニタトヘタルナリ。）

此収ニハ、人ノ娘ノ組ノ鬼ムシ不待ノ男ノ本ヘ逃テ罷トスル事ヲ警ルナリ。寅ニ男ノ出テ、宵(ヒ)ノ邦ハ松ノ蔭ケニ帰ル(ヒ)、暁ノ語ハ麦ニクスタ原ニ裏ウラ返ル事ナリ、愚カニサカリ女ナムトハ、男ノ邦ヲ寅ト帰ミテ、祖ニモ不知シテ男ノ本ヘ逃テ罷カル者ヲ、銀ノ瓶ヘニ紐スチヲ付テ井ノ底ノ別ヲ玉ノ釵ヲ石上ニ置テ瑩ノ事ノアヤウキニタトヘタルナリ。氏ニ有シキ事也。嬋娟タル云、祖モ恋ミテオトツレス。娘メモ恥ハテカキタヘ、又(1)其後ケ男ノ心新タリ其ノ妻モ子共モ(2)空ク成ヌレハ、(ラ)(ト)(リ)ナリシ祖ノ本ヘ返リタ、

親しキ人カリノ人ヽヲ何カ貞ヲ立ト想ス申タル也。但毛詩ト申ス物ニ申タルハ、梅口七巻ヲ始ル時ヲ感リトシ、女ガ年加ハリテ廿ニナルヲ以テ感リト申タルナリ。此故ニ人ノ娘メノ廿ニアルテヲ不迫メ置タルヲハ云ヒ心事ニ申タルナリ。サレハ、唐土ノ女ノ廿ヨリ中ニ祖ノ魂ヒシ云シテ人ノ夜ヘ籠ラハ奔女ト名ケテ、ウタテシキ事ニ申ス也。サニアラリヌレハ、何ニ事ヲモ被ル、免也。

1・「又」ノ次、「又」ヲ消ス。　2・「子共モ共ニ」ノ「共ニ」ヲ消ス。

3・「可」カ。　4・「塾」カ。

宮牛　多ノ牛ヲ俊シテ事ヲ懸ヲ宮牛ト云申也。」　27オ

此収ニハ、唐ノ憲宗ノ代ノ時構政ヲ謗タル。彼ノ構政、馬ノ足ノ穢レム事ヲ思テ、五門ノ堰ツミト申ス所ニ砂ヲ車ニ入テ運ヒ程ニ幾ノ牛頭ヒ爛タヽシケル事ヲ謗タルナリ。心

馬ノ足ノヨコレムヲサヽモ可痛、多ノ牛ヲソコナハムコトヲ云ヒ事ナリ。其上ニ、又此人政乱リシテ人ノ歎ヲ不知ケリ。政モ直ヲナラ(ハ)、牛ノ頭ハ爛タル歎ヘキニアラスト申ス也。

1・「塘」カ。但シ、名義抄、字類抄共ニ「ツミ」ノ訓無。大字典ヲ訓ヲ載。

2・「運」ノ「ハコ」、濃墨筆。3・「ソコハク」ハ細墨筆。コノ筆、本字本中ニモ極メテ稀。　4・モト「頭ヲ」、「ヲ」ヲ消シ左ニ「ヒ」ヲ加ウ。イマ右寄ニス。　5・モト「心ノ」、「ノ」ニ加筆シテ「ハ」ニ改ム。

紫毫筆

此収ニハ、彼紫毫ノ筆、撮カラヌ筆也。空事ヲ不可云申タルナリ。宣州ト申所ヨリ年貢トシテ此筆ヲハ進ラスル也。此筆ヲ六事極テ不撮、打任タル事不可云。此筆ヲ以テ、帝王ノ内ニ有横逆下、発動ヲ付テ、若内政ノ乱ヒ臣諫イサメヲ入、臣下ノ奉行横ナラハ、不停君可奏申タル也。此収ノ意ハ、只筆ニ依テ　27ウ

君ノ勅宣モ不直ヲ、又臣下ノ筆モ偽(3)アヤナリヲノミ之事ヲ申シ知シメレカカナリ。

1・「之申…所ヨリ」ノナニ字、行半バヨリ書始ム(同大字)。イマ、本行ニ改ム。　2・屠々使用ノ「之」(書)ト稍異ルモ、同字トミル。　3・「イツハリ」細黒筆。前項「宮牛」註(3)ノ筆ト(筆ナラン。

隨提柳

隋、国ト申ス国ノ柳ヲ重ク被ル寵ケルヲ隋提柳トハ申セ。

此収ミハ、帝王ノ位タル人ハ不遊、事ナレハ、国王トシテ政ヲ治メ世ヲサム人ハ、アソハサヌ事ナレトモ、心許ヲ申ナリ。(1)」　28オ

此収ミハ、隋ノ煬帝ト申ス世間ノ国ヲ滅(2)位ヲ失ヘリシ事ヲ哀ミタルナリ。隋ノ煬帝、汴河ト申ス河ノ岸ニ柳ヲ殖テ、千三百里ノ程ニ翠リノ影ヲ機ヘテ、錦(構敷)ヲナムトニ金ヲ錢(3)冊ヲ千万屬ト浮ヘテ遊ミ示ケリ。此ハ、宮上ノ人鏡(4)ヲ共モ縄ニトリスカリ、ヤサシキ女房玉ノ(5)トハヤニ遊ヒナムトシケル事ヲ之(6)タルナリ。管絃ヲ事シ、算ヲ宗トセラレケレハ、歌(7)ノコエ浪(8)料ノ澄侍ノ女黛柳ノ糸ニ轍ガヨヒ乱レナムトシテ、興ヲ増シ勢ヲ増シ遊ヒ、戯フレワケル程ニ、都ニ返リワケル事ナカリケレハ、禁中モ皆荒レ、世中ノ政ヲ忘レワケレハ、「国モ皆ナ乱レニケリ。カル程ニ、大原ノ李渕ト申人、門ヲ失イ(9)イラセムト思ヒ付ニケリ。子ニ大宗ト申ス人、軍ヲ起シテ隋ノ煬帝ノ臣下共失テ、門ヲ押込テ、我父ヲ位ニ居ニケリ。唐ノ高祖ト申スハ此也。(10)隋ノ煬帝ノ国ヲ滅セシ事(11)ノ哀ミタルカ故ニ、国王タル人ハ不遊事也。　28ウ

1・「申ナリ」ノ三字、余白ニ別行。イマ、本行ニ改ム。　2・書入ハ濃墨筆。　3・「構敷」ハ淡墨ノ上、濃墨筆ヲ以テ重ス。　4・5・書入ハ濃墨筆。　6・「事ヲ」ノ次「玄之」トアリ、上ノ「玄」ヲ消ス。　7・「歌」ノ左肩ニミセケチ(ノ)アリ。　8・「膏」ノ動用字ナラン。名義抄「膏オト」　9・10・補入分ハ濃墨筆。　11・モト「事ヲ」、次デ「事ヲハ」ト改ム。歌ハ

「事ヲ」ニ作ベキカ。

草茫々　秦始皇ト申ス門ノミサキニ草ノ生ヒ繁ケリテ有ル草ヲ草茫々ト申ナリ。

帝王ノ代墓ノ事共ヲ申タルカ故ニ、比叡ニハ国ノ王タル人ハ不遊ト事ニテ有トモ、心許ヲ申スベシ。比叡ニハ秦ノ始皇ノ死ナム時財ヲ隨テ身ニ行トセシ事ヲ謗タルナリ。秦始皇天下ヲ隨テ(1)後ノ城館ヲ構フル事ノ宗トシテ、「蒙恬(王)成イ

29オ

ナムト申ス者ニ作セ付ケテ、廣三百里、廻リ九千里ノ鐵ノツイカキヲ高ク機ヘテ、門ノ扉トヒラ礪石ト申ス石ヲ立テ出入ノ大刀カタナヲスイトラセケリ。感陽宮ト申スハ比叡カ山也。支度ノ至レル余リニ死タラム時ノ棲ヲ造リケリ。(2)

高山ト申スフモトニ大ナル墓ヲツキテ、其ノ下ニ三重ノ泉ヲカヽヘテ、光ノ勝タル玉共ヲ懸テ月日カタトリ、多ノ水金堪テ海ノ有様サヘヲ学ナムトシテ、天地ヲ其中ニ移シテ、財ヲ込テ、死タラム時ノ貯ニ死ニケリ。カル程ニ、始皇死ニケレハ、

29ウ

彼ノ墓ニ埋シヌ。其後二世皇(3)帝位ノ位ヲ譲ラシタリケレトモ、趙嵩ト申ス者ニ打放ケレニ子嬰ト申ス人ヲ、趙嵩位ニ付ケレトモ、四十六日ト申ケル日ヒ、楚項羽ニ打ヒケリ。楚ノ項羽子嬰ヲ打テ、感陽宮ノ始皇カ墓ハカヲ穿テ、様々ノ財ヲ取リケリ。奏ノ支ニ、都コヽハ鐵ノ城ヲツキ楯ヲヒキナムトシテ、位ヲ持タム事ヲハセシカトモ、政怠ミタリシテ天下ノ人惑ヒ背キケレハ、安ク程ト滅ニケリ。(4)漢ノ世ニ境ノ開ヲ開キ、里ヒ局ヲニモサ、サリケレトモ、政直ニ有ケレハ、天下ノ人皆守テヤリト成テ、背ク人モ少ケレ久持タ(5)ケリ。只城ヲ機ヘ兵ヲ集メムヨリハ、政直ニ背ク人モラムニハ不如ト申タルナリ。泥、財ノ不納穿ツ墓ノ人モ有テ、サレハ其傍護ノ文帝

30オ

ミサキヲ破ル人モ少ト申タルナリ。

1・「隨テ」ノ次「後」ノ字ヲ誤ル。　2・「死」ハ「充」。但シ「死」ノ誤字ナラン。　3・皇、皇ノ混用。　4・暮ハ濃墨筆。　5・モトヲ

文帝ト」、「トヒヲ消シ、左ニ「ノ」ヲ加ウ。イマ「ノ」ヲ右寄ニ改ム。*長謙。

古塚狐（フルキ塚狐ヲ ココニ申ス也。）

此収ニハ、姫ナムトノ讒言ニ付テ、賢人ナムトヲ失ワ事不可有申スルナリ。殷ノ紂王ト申ス門御坐シケリ。始（姫）己ト申ス妃ノ讒言ヲ信ジテ、多ノ人ヲ失ヒテ後ニハ、我ガ子ニ比テト申ケル王子ヲ敬宮ミワヒケリ。カヽル程(1)ニ、人皆ウトミ退テ、西伯昌ト申ス人ニ力ヲ合セテ、門ヲ失ヒニケリ。又周ノ幽王ト申ケル門ノ門時、褒如(3)姐申ケル妃在ケリ。此妃ノ咲ヲ嘲ル事ケリ。門ノ事類ヒ忍ビ名ケル樣ニ、(4)嘲ハセム事ヲタはかりて、とふひと申ス火ヲ揚カケワニケリ。トフヒト申スモノハ、都ニサハク事ノ有時ニ揚クル事有シハ、諸将軍飛失ニヲト六キテ、兵ヲ引将ヲ禁中ニ詣リテ(5)有ケレトモ、別ノ事ナ・リケレハ、白ケテ返リケルヲ、后ノ見ヲ始テ嘲ラヒワケリ。此ヲ嘲セム

カタメニ、飛失ヲ揚ル事アニタ度ヒニ成ヌ。カヽル程ニ、西方、武ニス俵ニ都ニ打入ケルニ、飛火ヲ揚テ有ケレトモ、此又后ヲ嘲セムカタメノ(6)飛ッ火ナルラムト申テ、将軍一人モ不ス詣サリケレハ、門ノ門ニ甲斐、俵ニ打ヒワニケリ。申スヽ心ハ、狐ノ女ノ躰ヲカフル(7)、猫ヲ人ヒ迷ハス。況ヤ実ノ女ノ人ヲ迷ハム事遂ニ可ミ過ル。此又、門ノ色ヲ重クミワ故也。国ヲ治メワハム人ヲ不可〔好〕ワ申スルナリ。

1・モトヽカヽル樣ニ、「樣ニ」ヲ消ス。　2・西伯昌。　3・「如」次「申」アルヲ消ス。「姐」ノ次「己」脱字カ。　4・「程ニ」ノ意・註(1)ニ準ズベシ。　5・モト「詣リ」、濃墨筆ニテ「詣リテ」ニ改メ、左ト「テ」ヲ消ス。　6・モト「タメニ」、「ニ」ノ上淡墨筆ニテ「ノ」ニ改ム。　7・「カユル」ヲ「カフル」ニ改ム。

黒潭龍（江南測ト申測ノ底ニ龍宮有 申傳タルヲ ココニハ申セ。）*

此(1)収ニハ、江南ノ守ニテ有ケル者、忍タルナリ。国人熊**

事ニ申傳ケル樣、江南ノ黑キ潭ノ底ニ龍アリ。雨ヲイ
リシ日ヲ照スコト、ハ神龍ノスル所也。又国ノ榮ヘ裏ル(2)
事ハ、ノ神龍ノツカサトハ者也。須ク、ハ神龍ヲ奉テ 31ウ
祭リ国ノ豊ナル事ヲ請ヘシト申テ、家ニ(豚)敦シテ
酒ヲ作リテ、四季ヲ向ヘテハ神龍祭ケリ。酒ヲハ社
前ノ草ニ灑ン、肉ムラヲハ渕ノ傍ノ石ニ(3取)亦弃ナレト宜シ[レ]ハ、林
鼠スミ山ノ狐醉テ、神龍更ニ受クル事ヲ。国榮ヘ[ヒ]
事、更ニ神龍ノスル所ニ非。而ニ神龍ノ有ル事ヲ未知
ハ祭(4)ケレハ偏ニ国ノ弊ナリ。而ヲ、江南ノ辛ミ、ハ祭ノ時
樣ノ得物ノ大キ事ヲ貪リテ、ハ祭ヲ結構セサスル
事ヲ悪シト申也。

*『黒潭龍』全文B筆。凡例参照。

1・詩題ト本文トノ間ニ書入アリ。「南無阿弥陀佛これはミ
ろくのあはせわんくわん」。ニ本稿ヲ引テ消ス。本文ト一筆。

2・モトヲ「裏ナリ」、「ナリ」ヲ消シ左ニ「ル」ヲ加ウ。イマ、「ル」右寄ニ改ム。

3・「取」草冊作「度」ト紛ラハシキ例多。 4・モト「祭ヲ」、「テ」
ヲ消シ、左ニ「シケレハ」ト改ム。イマ、「シケレハ」ヲ右寄ニ改ム。*以下。

*天可度 人心ハ天ノ事ヲモハカリツヘキカ故ニ
天可度ト申(リ)ケルナリ。」 32オ

ハ収ニハ人(リ)心ノヨソ六シク難量事ヲ申也。日餐月餐
ナレトヲモ檢カヘ、天變ナムトヲモ占ナヒ當ル也。天ノ事
ヲ紀シ地ナレトヲナコムル事、地ノ事ヲ量リ知ルニアラス
ヤ。思人ノ心ニ量キテハ、枕ヲ並ヘ胴ヲ作合セ不知事
也。昔楚ノ懐王ノ時キ、ヲホヘ立類(姫)ヲ坐シ
ケリ。有ル人怨ミ思テ、妃ニ相テ儀カリ申樣、ヲ門ハ
汝カ鼻ヲ猒ハセワレ也。視ヱ奈セス時ハ鼻ヲ可捻云ヒ、
ハ夫人又ヲ門ニ申樣、妃ハ君身、魂クヲ坐スカ難
コトヲ忍ヒ申也ト申ケレハ、ヲ門立過カ妃退ケテ、計ト申ル
夫人ヲ寵愛セサセワケリ。又尹吉甫ホウト申ス人有ケリ。
其子ニ伯(1)弃ト申者有ケリ。伯弃ノ外母ハ尹吉甫ニ 32ウ

申様ハ、吾レ姿ヲ負(ウハベ)ル故ニ、汝カ子伯奇カ常ニ心ヲ依ス(1)
セト申ケレハ、尹吉甫申様、伯奇ハ心ヲ直シキ者ニ
事難(シト)思申(ケ)レハ、伯奇ヲスヘテ(2)汝トヲ具シテ伺カニ
見ヨ、其気色頸ヒナムト申ケレハ、人ニ立キ所ニ両人ヲ置テ
尹吉甫トヲ具シテ及ソキケレハ、伯奇之依リテ外母ノ衣頸
ニ取付キ(4)ケレハ、母ナケサリ牛(**)尹吉甫カ本ヘ詣テキテ
ケリ。尹吉甫實ト思テ、伯奇ヲ追ヲヒ失スヲニケリ。伯
奇山ニ交リテサマヨヒケルホトニ、周宣王ト申ス内門、狩ニ
出テ野中ニシテ伯奇ヲ見付テ、何ト問ハセ給ケレ」申
様、吾外母ノ衣ノ頸ニ大ナル鋒(ヤリ)有シカハ、母ヲサヽム事ヲ思 33オ
テ、急キ取ラシニ、たゝ何なる事にか有けん、父ニ被テ
弃ラ也、申けれハ、内門直せわけるほとに、外母傍
ニ鋒ヲ欲テ衣ノ頸ニ付キヲハ気ヲセヲミ(ヲ)有ケレハ、伯
弃カ急ヲ(5)依リテ鋒ヲ取ケルヲ、外母ニ取付ト見タリ(ケ)口ヒ、

(6)春秋紛語ト申。文ヲ見タリ。このたんにハ、かゝるためし
をひきて、人にこころゆるすへからさる事ヲ申た
るなり。

*「天可度」全文B筆。
1・伯奇。文中「弃」「奇」併用。　2・「キ」ヲ「テ」ニ書改ム。
3・「ソキ」カ。名義抄「透ソク」アリ、関聯アルか。　4・「ク」ヲ「キ」ニ
書改ム。　5・「ノ」。或ハ「キ」ノ誤字カ。　6・春秋後語カ。
**「牛」ヲ以テ「牛」ニ光ハコヽニ。

秦吉了*

鸚鵡ト申鳥ヲハ
〻〻〻ト申。

このたんにハ、たとへをとりてくにのかみのたみをし
えたくる事ヲそしりたるなり。とりの中にて、鳳
凰ヲ帝王ニ譬ヘ(1)山鳥ト心ヲ大臣ニたとる、鸚鵡
弁ト官ナムトニ譬ヘ(3)鷙鳥ヲ国ノかみにたとる、鷙鳥
鶏ナムトヲ民(タミ)百性ニタトヘテ(4)なり。鷙鶏なんとノ邪(カヒ) 33ウ
翠(ヒナトリ)鳥(5)ソタツル、空ヨリトヒカラストヒ来テ、栖ヲ覆(クツカヘ)テ
カミサケテさりぬ。これを、くにのかみのたみをしえた

四三四

けけるにたとゑてんなり。ほうくわう泙山に辺居て更に氏を不知、又鶴山鳥なんとハ志高(シテ)かゝる事にいろはぬ事なり。こゝ(此)くにのかみのたみ(民)を滅す帝王知せ(ハス)わはす。又大臣なんとの、くにのかみの有様を帝王なんとにも申さぬにたとゑたるなり。この中にあうむと申すとりハ、人の語を嚼りトカク嚼ナキを学ナフ鳥也。鶯鶏ナムトカ鶯(7)爲ナムトノミエタクハ事(ヲ)鳳凰ニ申セト(8)被云たるなり。申心ハ、諸の民を国ノ守タル物ノ、ほろぼす事を あはれみ事なり。きみのしろしめさぬハこのイましめ云し。只弁官たらん人よき事をもわるき事をも、かみの事をもしもの事をも申す鳥からすと申タルなり。

34オ

(9)いにしへの野中のしみつゐるけゝと
本のこゝろをしる人をくむ

1・3・「ヘ」片仮名。4・平仮名。2・「露」トアルヲ「露」ニ消ス。イマ、「ツ」ヲ本行ニ移ス。　5・行末余白ナキヲカモト「鳥」トアリ。イマ、「ヲ」ヲ右下ニ移ス。　6・8・片仮名「セ」ノ異体。　7・「鶯」ニ字重複。イマ、一字ヲ除ク。　9・本文ト無関係ノ書入。＊「秦亨」自筆

鵰九釼

(ヒノ張鵰九ト申ス人釼ヲ作リヲカルヲシルシトハ申タルナリ。)

張鵰九ト申者、呉山ト申ス山ニ釼ヲ作タリケリ。彼ノ釼キ金ヲ削玉ヲ切ケリ。空ニムケシレハ星モヲカサレ、泙キ浮。雲モナレトモ散ニケリ。此収ニハ、吉キ人ノ謗リ有ケル事ヲ申タルナリ。悪キ人多クシテ朝ニ満シ又レハ、美キ人モ皆世ヲ弁テ、山林ニ上ル事有。カヽル時ニハ、政モ乱テ民モ衰ミケリ。賢王ノ時ハ賢キ人ヲ用ヰ、佞王ノ時ニハ傷レル人必ス榮事ナリ。国モ滅ヒ民モ煩フ。又君モ賢ナレトモ、臣ノ心直カラスシテ、美キ事ヲ消シ悪キ事ヲ顕シテ、収ノ人ヲ埋ミテ、帝王ノ普ク雨露ノ恩ニ漏ス(事)モ有ナリ。

34ウ

コレヲ、ハルノヒアタ、カニシテ草木ノ若葉ハノ生モ、出ツル心、上キケノ雲ヲ霞ヲノトケキ日ノ光リヲ隠スニ譬ル也。只此ノ釼ニテ玉ヲキリ、鐘ヲ切リテモ立ル也。日、陰ケ隠ス浮雲ヲ切投ナハ、春日ヲモイタシ、草木ヲモ生ヱ出ヘシト申タルナリ。申心ハ、国ノ大将軍、多ラム人ハ、羨キ人ヲ埋ミ、悪キ人ヲ勤*、政ヲ乱、国ヲ滅サム者ヲ可失ト申タルナリ。 35オ

*「勧」ノ誤字ナラン。

採詩官

唐ノ習トシテ、内門ニ申サント思事ヲハ詩ニ作ス、申事共ヲ取疑堂前王乱之所宮口ケルヲ ヒヒトトハ申ナリ。

此収ニモ、心カタヒニシキ臣下ノ立置リ、民ヲ究ケル事ヲ哀ミタルナリ。申心ハ、昔ハ採詩官ト申ス官サヲオカレテ、臣カノ申ス事ヲモ、民ノ申ス事ヲモ、人ヲ不詮(1)取継ケレハ、国中ノ事明ニ有ケリ。今ハ、此官ヲカサ不置ニテ送進レ成ヌレハ、下ノ心上ニ難通ル愁ヲ含ム多シ。又キミノ内タメニモ、此官、被置タラハ、羨キ事ニテアルナリ。其ノ故ハ、 35ウ

内政ノ悪ヲハ不憚申サハ人ノ心モ可行、愁ヲ含ム人多シ。亦出来ナハ、君ヲ背ク人モ有ヌベシ。サレハ、周厲王ノ代ニ被放、秦二世皇(2)、臣不被失ハシモカ(3)、官ヲカサ不置ニカ故ナリトカヽヲ別タルナリ。カヽル故ニ、昔、周成王ノ時ニハ、諫鼓ト申テ鼓被懸タリケリ。君(4)ニ可申事有ル時ニハ、此ノツヽミヲ打ケレハ聞ケリ。同時又謗木ト云彼木ヲ被立タリケリ。有愁者ハ、賤ク有ルナムトヽ民詣リテ此ノ木ノ本ニ有ケレハ、具サニ被聞ケレハ、愁ヲ残ス者ハ立ケリ。此収ノ意ハ、君ノ床ハ高君門ハ深ケレハ、国ノ守ハ立憚所。民ヲ究ケ、国ヲ滅ス事ハ、淡儀ナ事也。如本、採詩官ノ被置タラニシカハ、サノミ民煩事非ジト申タルナリ。 36オ

1・モトヽ「人ヲヱリ不詮」、「ヱリ」ヲ消ス。 2・「星」ハ、「皇」ノ意。

3・「カヽル」ノ「ル」脱カ。 4・「君」ノ前ニ「ア」ヲ消ス。

新樂府注卷下

正嘉元年七月廿日

於相州鉢食倉佐。目谷之了

寛三百六十六ヶ国也

*大唐国数三千七百九十九國

郡九万八千九百廿五郡

寺十万八千廿也

市十万八千四百也　驛七百六十九也」

*「大唐」以下、本文ト無關係。

〔裏面ハ二面落書アルヲ墨ニテ塗リ潰ス。左上方「ニル…」ト五行許リ同ジモノガ、又、右下方ニハ「白猫子」ガ三ケ所許リ見エル。下巻尾題下、花押ト比較ノタメ、表紙ノ花押ヲコヽニ載セル。〕

37オ

367